2020年 合格目標

TAC 中小企業診断士講座

中小企業経営・政策

基本テキスト

TAC

２０２０年合格目標　ＴＡＣ中小企業診断士講座
進度表

【中小企業経営・政策】

回数	学習範囲	ページ数
第１回	テキスト　第１編　第１章～第３章（第１節：経営資源の引継ぎ）	2～77
第２回	テキスト　第３章（第２節：次世代の経営者の活躍）～第７章	78～184
第３回	テキスト　第２編　第１章～第２章（第３節：新たな事業活動の支援）	186～229
第４回	テキスト　第２章（第４節：中小ものづくり高度化法に基づく支援）～第３章	230～275
１次養成答練	基本講義第１回～第４回の範囲を中心に出題	

＊教材に関して**正誤箇所**が出た場合は、**TAC WEB SCHOOL のマイページ「正誤情報」に正誤表を掲載いたします**ので、随時ご確認いただきますようお願いいたします（マイページ閲覧には登録が必要です。ご登録方法は「受講ガイド」をご確認ください）。

はしがき

本書は、「中小企業経営」「中小企業政策」の２編から構成されています。

第１編「**中小企業経営**」では、中小企業の動向や特徴、中小企業が経営資源を調達する際の各種課題、労働生産性の状況などを、『**中小企業白書2019年版**』を中心に重要論点について解説をしています。

『中小企業白書』とは、中小企業基本法に基づき、中小企業の動向について毎年政府が国会に提出する報告書です。この白書は、各種機関の統計調査やアンケートなどの図表を掲載し、その内容を文章で説明するという形式をとっています。

中小企業白書2019年版は、次のような２部構成になっています。
第１部：平成30年度（2018年度）の中小企業の動向
第２部：経営者の世代交代
第３部：中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革

なお、平成26年の小規模基本法（小規模企業振興基本法）の成立に伴い、中小企業白書とは別に、小規模企業白書が新たに刊行され、平成28年度以降、本試験では、小規模企業白書からおおむね３問（３マーク）出題されています。本書は小規模企業白書2019年版についても試験対策上必要と考えられる論点を盛り込んでいますので、安心して学習してください。

第２編「**中小企業政策**」では、中小企業基本法や具体的な中小企業施策について、『中小企業施策利用ガイドブック』等をもとに、試験に必要な重要施策を中心に解説しています。

国は、法律に基づいて金融や税制、経営相談などさまざまな支援を中小企業に対して行っています。そのようなさまざまな支援策の活用が中小企業の経営革新や経営力向上等につながり、日本経済の活性化にもつながります。

皆様が本書を活用され、見事合格されることを祈念しています。

2019年11月
TAC中小企業診断士講座

本書の利用方法

本書は皆さんの学習上のストーリーを考えた構成となっています。テキストを漫然と読むだけでは、学習効果を得ることはできません。効果的な学習のためには、次の1～3の順で学習を進めるよう意識してください。

1．全体像の把握：「科目全体の体系図」「本章の体系図」「本章のポイント」
2．インプット学習：「本文」
3．本試験との関係確認：「設例」「出題領域表」

1．全体像の把握

テキストの巻頭には**「科目全体の体系図」**を掲載しています。科目の学習に入る前に、まずこの体系図をじっくりと見てください。知らない単語・語句等もあると思いますが、この段階では「何を学ぼうとしているのか」を把握することが重要です。

また、各章の冒頭には、**「本章の体系図」**を掲載しています。これから学習する内容の概略を把握してから、学習に入るようにしましょう。「本章の体系図」は、「科目全体の体系図」とリンクしていますので、科目全体のなかでの位置づけも確認してください。

まず、全体像を把握。

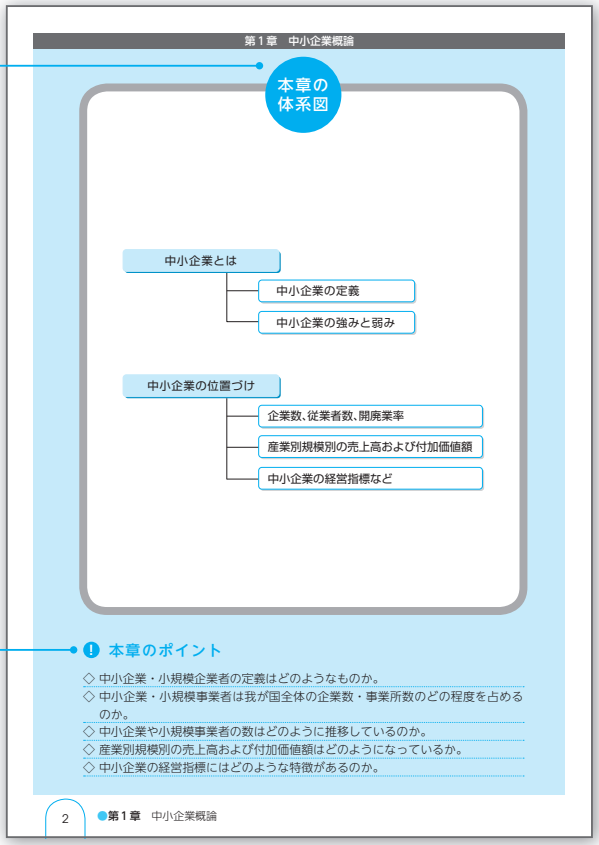

2．インプット学習

テキスト本文において、特に重要な語句については**太字**で表示しています。また、語句の定義を説明する部分については、色文字で表示をしています。復習時にサブノートやカードをつくる方は、これらの語句・説明部分を中心に行うとよいでしょう。

出題可能性や内容面など特に重要と考えられる箇所を示しています。

重要な語句は太字で表示しています。

過去５年間における本試験（第１次試験）の出題実績です。

語句の定義を色文字で説明しています。

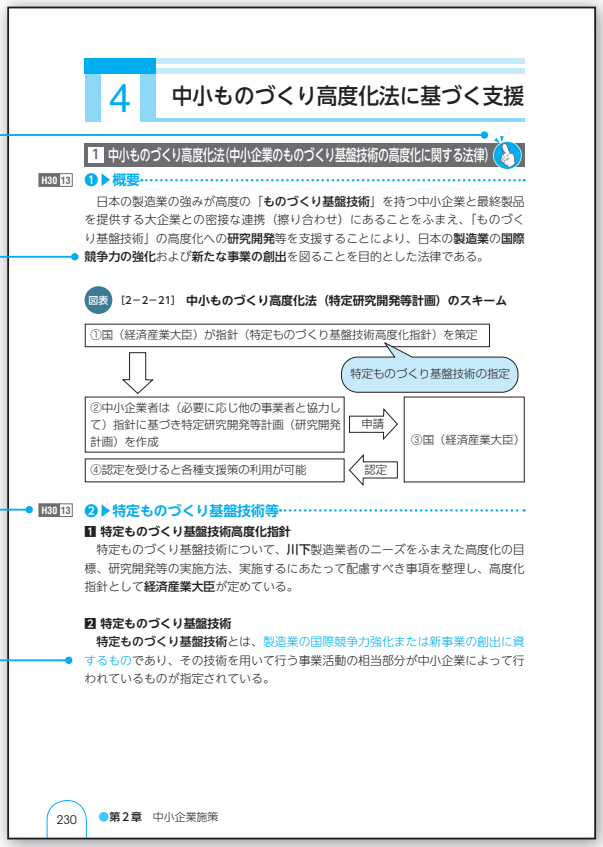

4 中小ものづくり高度化法に基づく支援

1 中小ものづくり高度化法(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)

H30 13 ❶▶概要

日本の製造業の強みが高度の「**ものづくり基盤技術**」を持つ中小企業と最終製品を提供する大企業との密接な連携（擦り合わせ）にあることをふまえ、「ものづくり基盤技術」の高度化への**研究開発**等を支援することにより、日本の**製造業**の**国際競争力の強化**および**新たな事業の創出**を図ることを目的とした法律である。

図表 [2−2−21] **中小ものづくり高度化法（特定研究開発等計画）のスキーム**

H30 13 ❷▶特定ものづくり基盤技術等

❶ 特定ものづくり基盤技術高度化指針

特定ものづくり基盤技術について、**川下**製造業者のニーズをふまえた高度化の目標、研究開発等の実施方法、実施するにあたって配慮すべき事項を整理し、高度化指針として**経済産業大臣**が定めている。

❷ 特定ものづくり基盤技術

特定ものづくり基盤技術とは、製造業の国際競争力強化または新事業の創出に資するものであり、その技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業によって行われているものが指定されている。

230 ●第２章 中小企業施策

3．本試験との関係確認

テキスト本文の欄外にある R元 6 という表示は、令和元年度第１次試験第６問において、テキスト該当箇所の論点もしくは類似論点が出題されているということを意味しています。本試験ではどのように出題されているのか、テキスト掲載の「設例」や過去問題集等で確認してみましょう。

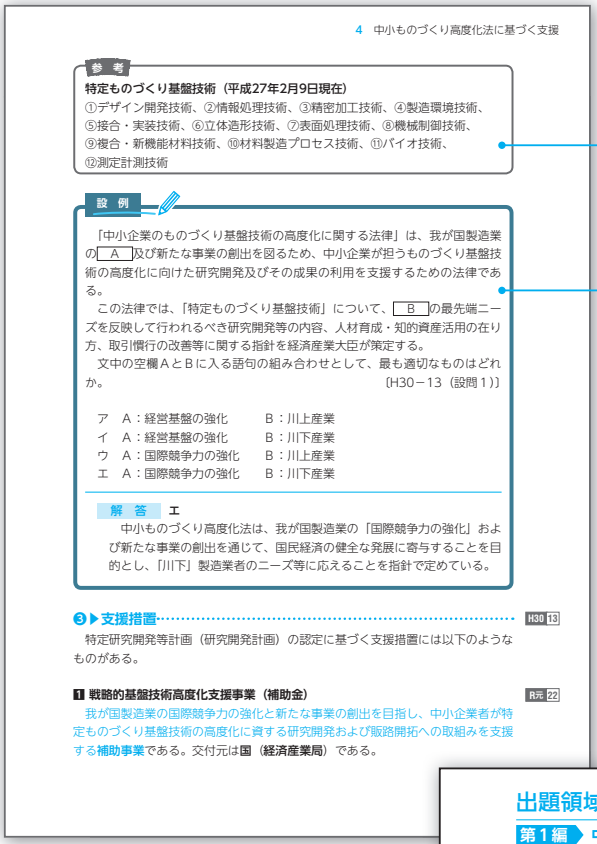

4　中小ものづくり高度化法に基づく支援

参考

特定ものづくり基盤技術（平成27年2月9日現在）
①デザイン開発技術、②情報処理技術、③精密加工技術、④製造環境技術、⑤接合・実装技術、⑥立体造形技術、⑦表面処理技術、⑧機械制御技術、⑨複合・新機能材料技術、⑩材料製造プロセス技術、⑪バイオ技術、⑫測定計測技術

設例

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」は、我が国製造業の［ A ］及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援するための法律である。

この法律では、「特定ものづくり基盤技術」について、［ B ］の最先端ニーズを反映して行われるべき研究開発等の内容、人材育成・知的資産活用の在り方、取引慣行の改善等に関する指針を経済産業大臣が策定する。

文中の空欄ＡとＢに入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。　〔H30－13（設問１）〕

ア　Ａ：経営基盤の強化　　Ｂ：川上産業
イ　Ａ：経営基盤の強化　　Ｂ：川下産業
ウ　Ａ：国際競争力の強化　Ｂ：川上産業
エ　Ａ：国際競争力の強化　Ｂ：川下産業

解答　エ

中小ものづくり高度化法は、我が国製造業の「国際競争力の強化」および新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、「川下」製造業者のニーズ等に応えることを指針で定めている。

❸▶支援措置　H30 13

特定研究開発等計画（研究開発計画）の認定に基づく支援措置には以下のようなものがある。

❶ 戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）　R元 22

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発および販路開拓への取組みを支援する**補助事業**である。交付元は**国（経済産業局）**である。

適宜、補足　参考　など、補充的な解説を載せています。

本試験ではどのように問われるのか確認しましょう。（過去問の表示がないものはTACのオリジナル問題です）

また、巻末の「出題領域表」は、本書の章立てに合わせて出題論点を一覧表にしたものです。頻出の論点がひと目でわかるので、効率的な学習が可能です。

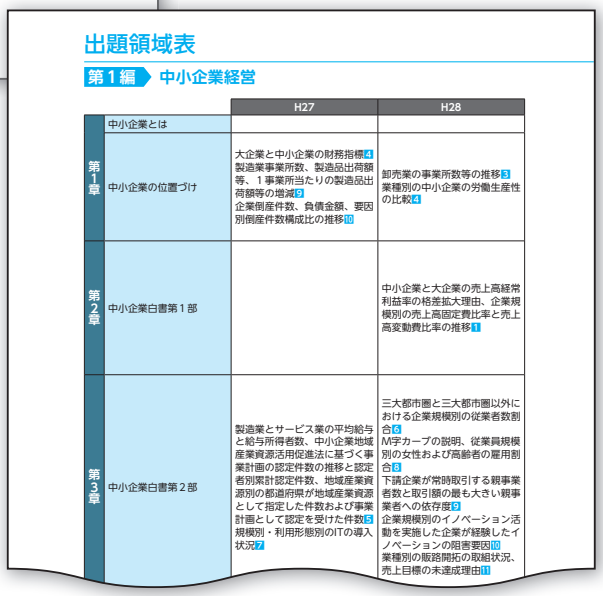

出題領域表

第１編　中小企業経営

		H27	H28
第1章	中小企業とは		
	中小企業の位置づけ	大企業と中小企業の財務指標4 製造業事業所数、製造品出荷額等、１事業所当たりの製造品出荷額等の増減2 企業倒産件数、負債金額、要因別倒産件数構成比の推移10	卸売業の事業所数等の推移3 業種別の中小企業の労働生産性の比較4
第2章	中小企業白書第１部		中小企業と大企業の売上高経常利益率の格差拡大理由、企業規模別の売上高固定費比率と売上高変動費比率の推移1
第3章	中小企業白書第２部	製造業とサービス業の平均給与と給与所得者数、中小企業地域産業資源活用促進法に基づく事業計画の認定件数の推移と認定者別累計認定件数、地域産業資源別の都道府県が地域産業資源として指定した件数および事業計画として認定を受けた件数6 規模別・利用形態別のITの導入状況7	三大都市圏と三大都市圏以外における企業規模別の従業者数割合6 M字カーブの説明、従業員規模別の女性および高齢者の雇用割合8 下請企業が常時取引する親事業者数と取引額の最も大きい親事業者への依存度9 企業規模別のイノベーション活動を実施した企業が経験したイノベーションの阻害要因10 業種別の販路開拓の取組状況、売上目標の未達成理由11

中小企業診断士試験の概要

中小企業診断士試験は、「第１次試験」と「第２次試験」の２段階で行われます。

第１次試験は、企業経営やコンサルティングに関する基本的な知識を問う試験であり、年齢や学歴などによる制限はなく、誰でも受験することができます。第１次試験に合格すると、第２次試験へと進みます。この第２次試験は、企業の問題点や改善点などに関して解答を行う記述式試験（筆記試験）と、面接試験（口述試験）で行われます。

それぞれの試験概要は、以下のとおりです（令和元年度現在）。

第１次試験

【試験科目・形式】　７科目（８教科）・択一マークシート形式（四肢または五肢択一）

		試験科目	試験時間	配点
第1日目	午前	経済学・経済政策	60分	100点
		財務・会計	60分	100点
	午後	企業経営理論	90分	100点
		運営管理（オペレーション・マネジメント）	90分	100点
第2日目	午前	経営法務	60分	100点
		経営情報システム	60分	100点
	午後	中小企業経営・中小企業政策	90分	100点

※中小企業経営と中小企業政策は、90分間で両方の教科を解答します。
※公認会計士や税理士といった資格試験の合格者については、申請により試験科目の一部免除が認められています。

【受験資格】

年齢・性別・学歴による制限なし

【実施地区】

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・那覇

【合格基準】

⑴総点数による基準

総点数の60％以上であって、かつ１科目でも満点の40％未満のないことを基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

⑵科目ごとによる基準

満点の60％を基準とし、試験委員会が相当と認めた得点比率とする。

※一部の科目のみに合格した場合には、翌年度および翌々年度の、第１次試験受験の際に、申請により当該科目が免除されます（合格実績は最初の年を含めて、３年間有効となる）。
※最終的に、７科目すべての科目に合格すれば、第１次試験合格となり、第２次試験を受験することができます。

【試験案内・申込書類の配布期間、申込手続き】

例年５月中旬から６月上旬（令和元年度は4/26～5/31）

【試験日】 例年８月上旬の土日２日間（令和元年度は8/3・4）

※令和２年度は東京オリンピック開催に伴い、７月中旬の土日２日間に前倒しされる予定です。
なお、試験に関する最新の情報は、中小企業診断士協会（次頁下参照）へご確認ください。

【合格発表】 例年９月上旬（令和元年度は9/3）

【合格の有効期間】

第１次試験合格（全科目合格）の有効期間は２年間（翌年度まで）有効。

第１次試験合格までの、科目合格の有効期間は３年間（翌々年度まで）有効。

第１次試験のポイント

①全７科目（８教科）を２日間で実施する試験である

②科目合格制が採られており基本的な受験スタイルとしては７科目一括合格を目指すが、必ずしもそうでなくてもよい（ただし、科目合格には期限がある）

第２次試験《筆記試験》

【試験科目】 ４科目・各設問15～200文字程度の記述式

試験科目		試験時間	配点
午前	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ	80分	100点
	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ	80分	100点
午後	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ	80分	100点
	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ	80分	100点

【受験資格】

第１次試験合格者

※第１次試験全科目合格年度とその翌年度に限り有効です。

※平成12年度以前の第１次試験合格者で、平成13年度以降の第２次試験を受験していない場合は、１回に限り有効です。

【実施地区】

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

【試験案内・申込書類の配布期間、申込手続き】

例年８月下旬から９月中旬（令和元年度は8/23～9/17）

【試験日】 例年10月下旬の日曜日（令和元年度は10/20）

【合格発表】 例年12月上旬（令和元年度は12/6）

※筆記試験に合格すると、口述試験を受験することができます。

※口述試験を受ける資格は当該年度のみ有効です（翌年への持ち越しはできません）。

第２次試験《口述試験》

【試験科目】 筆記試験の出題内容をもとに４～５問出題（10分程度の面接）
【試験日】 例年12月中旬の日曜日（令和元年度は12/15）
【合格発表】 例年12月下旬（令和元年度は12/25）

第２次試験のポイント

①筆記試験と口述試験の２段階方式で行われる
②基本的な学習内容としては１次試験の延長線上にあるが、より実務的な事例による出題となる

〔備考〕実務補習について

中小企業診断士の登録にあたっては、第２次試験に合格後３年以内に、「診断実務に15日以上従事」するか、「実務補習を15日以上受ける」ことが必要となります。

この診断実務への従事、または実務補習を修了し、経済産業省に登録申請することで、中小企業診断士として登録証の交付を受けることができます。

中小企業診断士試験に関するお問合せは

一般社団法人 中小企業診断協会（試験係）

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-11 銀松ビル５階
ホームページ https://www.j-smeca.jp/
TEL 03-3563-0851　FAX 03-3567-5927

中小企業経営・政策を学習するにあたってのポイント

＜中小企業経営＞

中小企業経営は、過去の本試験を分析すると、中小企業白書からの出題が７～９割程度を占め、前年版（2020年合格目標であれば2019年版）からの出題となっております。したがって、何を差し置いても中小企業白書（前年版）の学習が欠かせないことになります。

中小企業白書（および小規模企業白書）は、統計調査（２次データ）の図表からの出題が中心となります。図表については細かい数値も多く、特に初学者の方にとっては覚えにくいかもしれませんが、学習の初期段階では気にする必要はありません。「増加・減少」「横ばい」「上昇・低下」といった、大まかな傾向を把握することに努めてください。

また、規模別の特徴（大企業・中小企業・小規模事業者の比較）や業種別の特徴（製造業・卸売業・小売業・サービス業等の比較）もよく問われますので、比較する意識をもつと効果的でしょう。

なお、アンケート調査（１次データ）については、細かい数値が問われることはありません。最も多い項目を中心に覚えると効果的です。

＜中小企業政策＞

中小企業政策は、中小企業基本法や中小企業等経営強化法など、頻出論点がはっきりしています。本テキストの欄外の過去問表示や、巻末の出題領域表を参考に、頻出論点から優先的に取り組んでください。極端にいえば、過去５年間で１度も出題されていない施策は、学習時間が確保できなければ捨てても構いません。メリハリを意識して学習すると効果的です。

また、施策は、大きく分けると「法律」と「事業（制度）」に分かれます。前者は、本テキストにスキームが記載されているものは、優先的にスキームを覚えてください。後者は、「誰が（実施機関）」、「誰に（支援対象）」、「何を（補助金、融資、信用保証等）」、「どのように（貸付条件等）」、「何の目的で（資金調達、新事業活動促進等）」といった観点を意識して学習すると効果的です。

中小企業経営・政策　体系図

第１編　中小企業経営

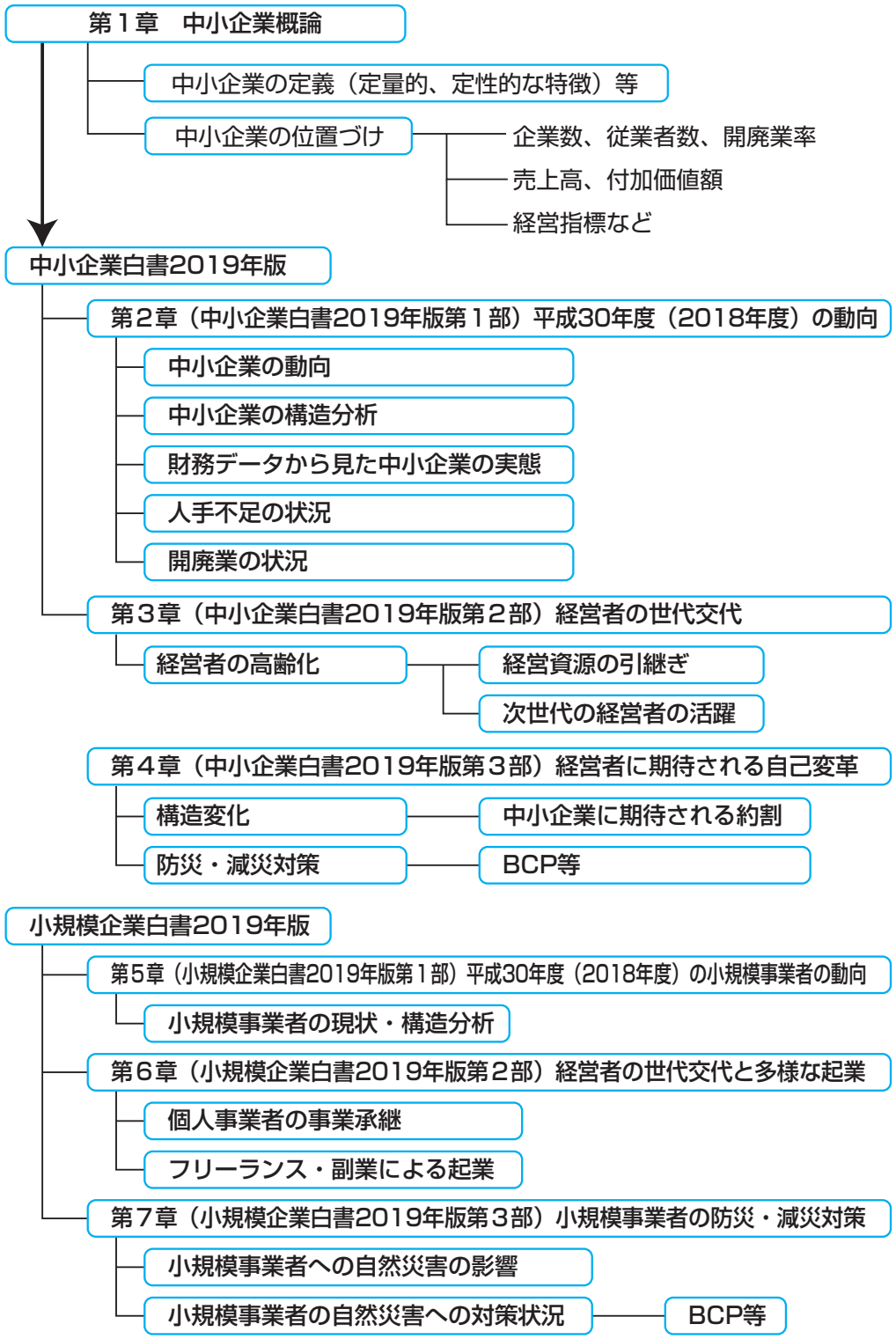

第２編　中小企業政策

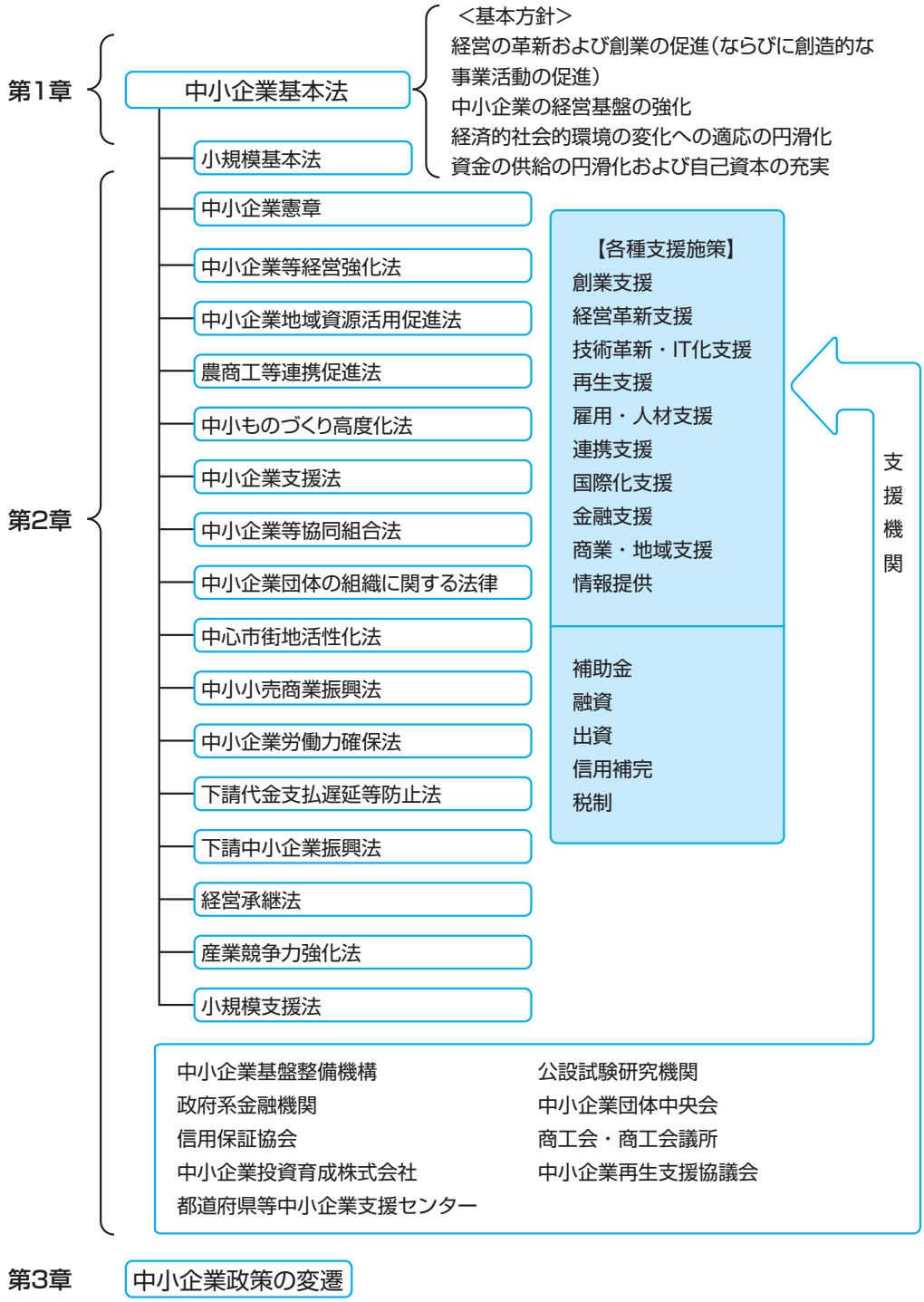
第1章
中小企業基本法
＜基本方針＞
経営の革新および創業の促進（ならびに創造的な事業活動の促進）
中小企業の経営基盤の強化
経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
資金の供給の円滑化および自己資本の充実
小規模基本法
第2章
中小企業憲章
中小企業等経営強化法
中小企業地域資源活用促進法
農商工等連携促進法
中小ものづくり高度化法
中小企業支援法
中小企業等協同組合法
中小企業団体の組織に関する法律
中心市街地活性化法
中小小売商業振興法
中小企業労働力確保法
下請代金支払遅延等防止法
下請中小企業振興法
経営承継法
産業競争力強化法
小規模支援法
【各種支援施策】
創業支援
経営革新支援
技術革新・IT化支援
再生支援
雇用・人材支援
連携支援
国際化支援
金融支援
商業・地域支援
情報提供
補助金
融資
出資
信用補完
税制
支援機関
中小企業基盤整備機構
政府系金融機関
信用保証協会
中小企業投資育成株式会社
都道府県等中小企業支援センター
公設試験研究機関
中小企業団体中央会
商工会・商工会議所
中小企業再生支援協議会
第3章
中小企業政策の変遷

CONTENTS

第1編 中小企業経営

第1章 中小企業概論

1 中小企業とは……3
1 中小企業の定義……3
2 中小企業の強みと弱み……5
2 中小企業の位置づけ……7
1 企業数、従業者数……7
2 開廃業率……13
3 産業別規模別売上高および付加価値額……14
4 中小企業の経営指標……18
5 金融機関別中小企業向け貸出残高……21

第2章 中小企業白書2019年版第1部 平成30年度（2018年度）の中小企業の動向

1 中小企業の動向……25
1 我が国経済の現状……25
2 中小企業の現状……26
2 中小企業の構造分析……32
1 企業数の変化……32
2 開廃業が企業に与える影響……35
3 まとめ……39
3 財務データから見た中小企業の実態……40
1 財務面から見た中小企業の多様性……40
2 時系列で見た財務状況の推移……40
3 設備投資が財務パフォーマンスに与える影響……44
4 人手不足の状況……45
1 深刻化する人手不足の現状……45
2 中小企業の労働生産性の現状……47
3 企業を取り巻く労働環境について……50
4 新たな雇用の担い手……53
5 開廃業の状況……56
1 開廃業の動向……56

第3章　中小企業白書2019年版第２部 経営者の世代交代

1　経営資源の引継ぎ……63
　1　経営者引退の概観……63
　2　事業承継……65
　3　廃業とそれに伴う経営資源の引継ぎ……68
　4　経営者引退の実態……75
2　次世代の経営者の活躍……78
　1　経営者参入の概観……78
　2　経営者参入に至るまでの課題……96
　3　起業後に成長を果たす起業家の実態……102

第4章　中小企業白書2019年版第３部 中小企業・小規模企業経営者に期待される自己変革

1　構造変化への対応……107
　1　３つの経済・社会の構造変化……107
　2　社会構造の変化と中小企業に期待される役割……132
2　防災・減災対策……147
　1　中小企業に対する自然災害の影響……147
　2　中小企業における、自然災害への対策状況……150

第5章　小規模企業白書2019年版第１部 平成30年度（2018年度）の小規模事業者の動向

1　小規模事業者の現状……155
　1　小規模事業者を取り巻く状況……155
2　小規模事業者の構造分析……157
　1　企業数の変化……157

第6章　小規模企業白書2019年版第２部 経営者の世代交代と多様な起業

1　個人事業者の事業承継……161
　1　個人事業者の事業承継に向けた論点整理……161
　2　個人事業者の事業承継……162
　3　廃業した個人事業者からの経営資源の引継ぎ……163
2　フリーランス・副業による起業……166
　1　我が国の起業の実態……166

2 成長過程の実態と課題 …… 174
3 フリーランス起業家の実態とフリーランス活用 …… 177

第7章 小規模企業白書2019年版第3部 小規模事業者の防災・減災対策

1 小規模事業者に対する自然災害の影響 …… 181
1 被災による小規模事業者への影響 …… 181
2 小規模事業者における、自然災害への対策状況 …… 183
1 自然災害に関するリスク認知の取組、自然災害に対する備えの状況 …… 183
2 損害保険・火災共済の活用状況 …… 184
3 BCP（事業継続計画）の取組 …… 184

第2編 中小企業政策

第1章 中小企業政策の基本

1 中小企業基本法 …… 187
1 中小企業基本法の概要 …… 187
2 小規模企業活性化法（通称） …… 192
2 小規模基本法（小規模企業振興基本法） …… 194
1 概　要 …… 194
2 基本方針 …… 194
3 基本計画（小規模企業振興基本計画） …… 194
3 中小企業憲章 …… 196
1 基本理念 …… 196
2 基本原則、行動指針 …… 196

第2章 中小企業施策

1 資金供給の円滑化および自己資本の充実 …… 199
1 資金供給の円滑化・多様化 …… 199
2 自己資本の充実 …… 204
3 中小企業関連税制 …… 206
2 中小企業等経営強化法に基づく支援 …… 210
1 中小企業等経営強化法の概要 …… 210
2 創業支援 …… 210
3 経営革新支援 …… 211
4 新連携支援 …… 216
5 経営力向上支援 …… 218

6 事業継続力強化支援 …… 221
7 環境整備 …… 222
3 新たな事業活動の支援 …… 223
1 中小企業地域資源活用促進法 …… 223
2 農商工等連携促進法 …… 225
3 政策横断的な支援事業 …… 227
4 その他の支援 …… 228
4 中小ものづくり高度化法に基づく支援 …… 230
1 中小ものづくり高度化法（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律） …… 230
5 経営基盤の強化 …… 234
1 経営資源の確保 …… 234
2 連携・共同化の推進 …… 239
3 中心市街地活性化法（中心市街地の活性化に関する法律） …… 247
4 中小商業の振興 …… 248
5 労働対策 …… 250
6 下請取引の適正化・下請中小企業の振興 …… 250
6 環境変化への対応 …… 256
1 経営安定対策 …… 256
7 中小企業の事業承継および再生支援 …… 259
1 経営承継法に基づく事業承継支援 …… 259
2 その他の事業承継支援 …… 261
3 産業競争力強化法に基づく再生支援 …… 262
4 その他の再生支援 …… 263
8 小規模企業対策 …… 264
1 小規模支援法 …… 264
2 小規模企業共済制度 …… 265
3 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） …… 268
4 小規模事業者持続化補助金 …… 270

第3章 中小企業政策の変遷

1 中小企業政策の変遷 …… 273
1 中小企業政策の変遷の概要 …… 273
2 主要な法律の制定年等 …… 274

出題領域表 …… 276
参考文献一覧 …… 282

索 引 …… 283

中小企業経営 第1編

第1章 中小企業概論

Registered Management Consultant

本章の体系図

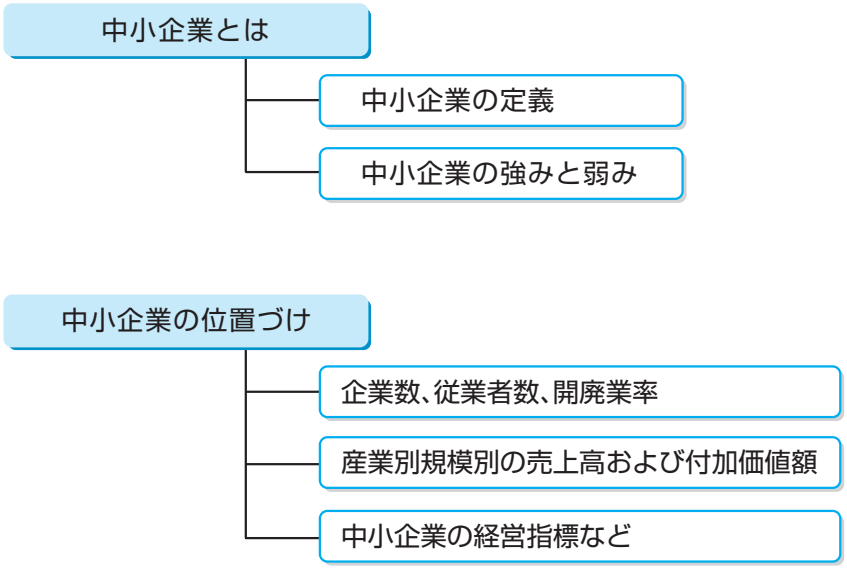

本章のポイント

◇ 中小企業・小規模企業者の定義はどのようなものか。
◇ 中小企業・小規模事業者は我が国全体の企業数・事業所数のどの程度を占めるのか。
◇ 中小企業や小規模事業者の数はどのように推移しているのか。
◇ 産業別規模別の売上高および付加価値額はどのようになっているか。
◇ 中小企業の経営指標にはどのような特徴があるのか。

1 中小企業とは

中小企業の経営特性を理解するうえでは、まず中小企業とはどのような企業であるのかを知る必要がある。国の政策の対象となる中小企業の範囲は、中小企業基本法の定義により定量的に定められている。また、中小企業には、定性的な特徴が見られる。よって、中小企業の類型、中小企業の強みと弱みを整理することで、中小企業の本質を理解する。

1 中小企業の定義

中小企業の範囲を規定する場合、我が国では、中小企業基本法第２条第１項において、**資本金規模**、**従業員規模**を基準として大企業との定量的な区分がされている。また、法的な定義ではないが、定性的な中小企業の特徴を見ることで、中小企業とはどのような企業かが理解できる。

❶▶中小企業基本法による定量的な定義

中小企業基本法では、中小企業の定義を業種別に図表1－1－1のように**資本金額**と**従業員数**の基準を定めている。

図表 ［1－1－1］ **中小企業基本法による中小企業の定義**

	現在の定義
製造業、建設業、運輸業など	資本金３億円以下または 従業員数300人以下
卸売業	資本金１億円以下または 従業員数100人以下
小売業、飲食店	資本金５千万円以下または 従業員数50人以下
サービス業	資本金５千万円以下または 従業員数100人以下

なお、中小企業基本法では、**小規模企業者**を、常時使用する従業員の数が20人以下（商業（卸売業、小売業、飲食店）・サービス業は５人以下）の事業者と定義している。中小企業と異なり、**従業員数のみ**で判断する（資本金額は考慮しない）。

❷▶中小企業の定性的な特徴

中小企業の定性的な特徴は、大企業と比較した相対的なものであり、すべての中小企業にあてはまるとはいえないが、次のようなものがある。

❶ 所有と経営の非分離

所有と経営の分離は、株式会社の特徴のひとつである。しかしながら、中小企業においては、株式会社形態を採っていても、少数の株主が株式を所有しており、さらにその株主が経営者となって経営を行っている場合が多い。

❷ 資金調達の非公開性

事業規模の小さい中小企業は、証券市場への上場基準を満たさない企業が多く、直接金融（株式や社債の発行など）の面で不利である。

図表 [1－1－2] **企業の資金調達の方法**

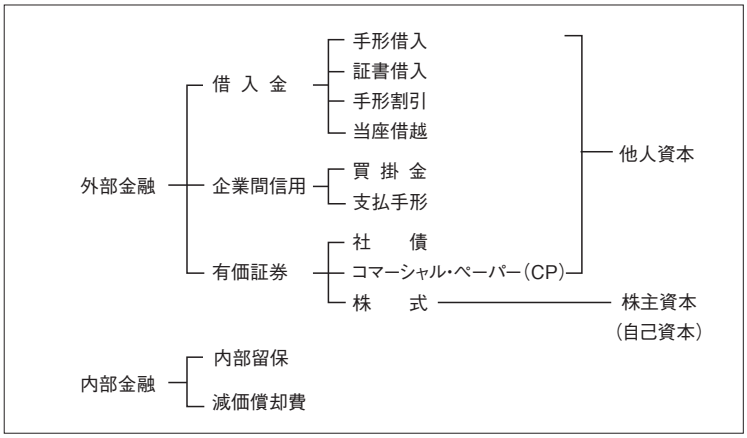

（出所：小川正博他著『21世紀中小企業論（第3版）』有斐閣、2013年、p.272）

❸ 事業活動の地域性

大企業に比べ、活動範囲（地域）が比較的狭い範囲に限定されている。

❹ 特徴的な存立分野

中小規模の企業であるがゆえに、規模の経済性が大きく作用する分野には参入がきわめて困難である。最低必要資本量が少額で済み、需要が小さく、または需要が均質化せず、多様で変化が激しい分野ほど、規模の経済性が働きにくく、中小企業の参入や存立が可能となる。

大企業の下請や部品加工を行う電子部品・機械・金属関連、地場産業に多い食料品、衣料、家具などの分野に中小企業が多く存立している。

特に、家族労働中心で事業主とその家族の生活基盤の維持に重点を置くものを**生**

業的経営という。

5 経営者への高依存度

企業としての規模が小さいため、階層的な管理組織を作る必要性が低い。そして、階層的な組織でないために、中小企業では経営者の裁量の余地が大きく、環境変化への対応の意思決定を経営者に大きく依存することになる。

6 従業員の役割の増大

中小企業は使用できる資本が少ないため、雇用できる従業者数にも限界がある。そのため、中小企業で働く従業者は、特定の業務に専門化することができず、周辺的・関連的業務も含めて多能化することになる。

7 外部経営資源への高依存度

規模が小さい中小企業は中核的な機能に専門化し、補完的な業務を内部化することは困難なため外部経営資源に大きく依存する。しかし、経済環境の変化が激しい分野では、補完的な業務を内部化するより外部に依存したほうがむしろ有利になる。

8 擬似資本

我が国の中小企業金融の特徴として**擬似資本**が多いことがあげられる。擬似資本とは、金融機関からの借入金の一部の借換え等により、実質的に返済資金を調達する必要がなく中小企業にとって資本的性格を有する資金のことであり、中小企業の自己資本を補完しているといわれている。

2 中小企業の強みと弱み

中小企業は規模が小さいということから、弱さや不完全さのイメージをもつかもしれないが、同時に大企業にない強みももっている。

❶▶中小企業の強み

中小企業の強みとしては以下のようなものがある。

1 意思決定の迅速性

中小企業の特長として、オーナー経営者が多いため、意思決定に対する他からの制約が少なく、**意思決定を大胆に、迅速に**行うことができる。

2 企業内のコミュニケーションの緊密性

規模が小さいことから、経営トップと従業員、従業員間の人間関係が密であり、**意思の疎通がスムーズ**である。

❷▶中小企業の弱み

中小企業の弱みは、なんといっても**経営資源の質・量が不十分**なことである。それにより、直接金融による資金調達の困難性と借入金依存度の高さ、人材確保の困難、情報収集力の弱さ、後継者難などの弱みがある。

設　例

中小企業経営の共通の特質として、最も不適切なものはどれか。

〔H21－11改題　ア～ウ、オ省略〕

エ　人的資源の不足を補うため、階層的な管理組織を形成する必要性が高い。

解　答　**エ**

中小企業は規模が小さく階層的な管理組織を作る必要性が低いため、誤りである。

2 中小企業の位置づけ

中小企業が、我が国の経済・産業に与える影響には大きなものがある。その影響力を企業数、従業者数、経営指標などの各種統計資料により概観していく。試験対策としては、特徴的な傾向を覚えればよく、すべての数値を覚える必要はない。

1 企業数、従業者数

❶▶企業数（2016年）

R元 4
H30 2
H29 1
H27 1

中小企業は全体の**99.7%**を占めている（大企業は0.3%しかない）。その他のポイントは以下のとおりである（図表1－1－3参照）。

＜中小企業＞

① 最も多い業種は「**小売業**」である。

② 業種別に多い順に並べると、「小売業」⇒「宿泊業、飲食サービス業」⇒「建設業」⇒「製造業」となる。

＜小規模企業＞

① 全企業数の84.9%（**8割強**）を占めている。

② 業種別に多い順に並べると、「**小売業**」⇒「宿泊業、飲食サービス業」⇒「建設業」⇒「生活関連サービス業、娯楽業」となる。

設　例

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス － 活動調査」に基づき、産業別に中小企業数を比較した場合、多いものから少ないものへと並べた組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。ここで企業数は会社数と個人事業所の合計とする。〔H26－2改題〕

a　建設業　　b　製造業　　c　小売業

〔解答群〕

ア　a　建設業　－　b　製造業　－　c　小売業
イ　a　建設業　－　c　小売業　－　b　製造業
ウ　b　製造業　－　a　建設業　－　c　小売業
エ　b　製造業　－　c　小売業　－　a　建設業
オ　c　小売業　－　a　建設業　－　b　製造業

解　答　**オ**

どの分類であっても、企業数が最も多いのは小売業である。それさえ知っていれば、ピンポイントでオを選べる。

図表　[1－1－3]　**産業別規模別企業数**
（民営、非一次産業、2012年、2014年、2016年。丸数字は順位）

（1）企業数（会社数＋個人事業者数）

産業		年	中小企業 企業数	中小企業 構成比（%）	うち小規模企業 企業数	うち小規模企業 構成比（%）
鉱業、採石業、砂利採取業		2012	1,676	99.9	1,489	88.7
		2014	1,454	99.7	1,284	88.1
		2016	1,310	99.7	1,138	86.6
建設業		2012	467,119	99.9	448,293	95.9
		2014	455,269	99.9	435,110	95.5
		2016	③430,727	99.9	③410,820	95.3
製造業		2012	429,468	99.5	373,766	86.6
		2014	413,339	99.5	358,769	86.4
		2016	④380,517	99.5	327,617	85.7
電気・ガス・熱供給・水道業		2012	657	96.1	410	59.9
		2014	1,000	97.2	708	68.8
		2016	975	96.9	699	69.5
情報通信業		2012	44,332	98.9	29,558	65.9
		2014	45,254	98.8	29,993	65.5
		2016	42,454	98.7	27,782	64.6
運輸業、郵便業		2012	74,316	99.7	55,287	74.2
		2014	73,136	99.7	53,255	72.6
		2016	67,220	99.7	48,326	71.6
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2012	919,671	99.6	751,845	81.4
		2014	896,102	99.5	712,939	79.2
		2016	831,058	99.5	659,141	78.9
	卸売業	2012	225,599	99.3	163,713	72.1
		2014	227,908	99.3	162,533	70.8
		2016	207,986	99.3	146,481	69.9
	小売業	2012	694,072	99.7	588,132	84.4
		2014	668,194	99.6	550,406	82.1
		2016	①623,072	99.6	①512,660	81.9
金融業、保険業		2012	30,184	99.2	29,187	95.9
		2014	29,959	99.1	28,821	95.4
		2016	27,338	99.0	26,180	94.8
不動産業、物品賃貸業		2012	325,803	99.9	318,962	97.8
		2014	319,221	99.9	311,568	97.5
		2016	299,961	99.9	292,610	97.4
学術研究、専門・技術サービス業		2012	185,730	99.7	159,400	85.6
		2014	188,455	99.7	160,861	85.1
		2016	181,763	99.6	154,892	84.9
宿泊業、飲食サービス業		2012	543,543	99.9	475,183	87.3
		2014	544,281	99.9	464,989	85.3
		2016	②509,698	99.9	②435,199	85.3
生活関連サービス業、娯楽業		2012	383,059	99.9	357,806	93.3
		2014	382,304	99.9	353,250	92.3
		2016	363,009	99.8	④337,843	92.9
教育、学習支援業		2012	103,867	99.9	92,619	89.1
		2014	107,479	99.9	94,409	87.7
		2016	101,663	99.9	88,993	87.4

産　業	年	中小企業 企業数	中小企業 構成比（%）	うち小規模企業 企業数	うち小規模企業 構成比（%）
医療、福祉	2012	195,088	99.9	140,484	71.9
	2014	210,326	99.9	146,427	69.5
	2016	207,043	99.9	143,291	69.1
複合サービス事業	2012	3,476	100.0	3,461	99.5
	2014	3,492	100.0	3,478	99.6
	2016	3,375	100.0	3,360	99.5
サービス業（他に分類されないもの）	2012	144,945	99.4	105,064	72.0
	2014	138,157	99.3	96,393	69.3
	2016	130,065	99.2	90,499	69.0
非１次産業計	2012	3,852,934	99.7	3,342,814	86.5
	2014	3,809,228	99.7	3,252,254	85.1
	2016	3,578,176	99.7	3,048,390	84.9

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1.　数値は、2012年は2012年２月時点、2014年は2014年７月時点、2016年は2016年６月時点のものである。
2.　会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3.　企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4.　3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
5.　小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6.　産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。
7.　「経済センサス－基礎調査」および「経済センサス－活動調査」では、（1）商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、（2）本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の付属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.486、489をもとに作成）

❷▶企業数（2012年、2014年、2016年の推移）

R元 1
H30 2

「非１次産業計」の企業数は、中小企業・小規模企業ともに、2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**している。以下、ポイントを記す（図表1－1－3参照）。

＜中小企業＞

①　2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**している業種は**ない**。
②　2012年と2016年を比較して**増加**しているのは「**医療、福祉**」と「電気・ガス・熱供給・水道業」である。
③　2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「**建設業**」、「**製造業**」、「運輸業、郵便業」、「**小売業**」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」である。

＜小規模企業＞

①　2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**している業種は**ない**（中小企業と同じ）。
②　2012年と2016年を比較して**増加**しているのは「**医療、福祉**」と「電気・ガス・熱供給・水道業」である（中小企業と同じ）。

③　2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「**建設業**」、「**製造業**」、「運輸業、郵便業」、「**小売業**」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に加えて（ここまでは中小企業と同じ）、「**卸売業**」と「宿泊業、飲食サービス業」も一貫して**減少**している。

H30 2
H29 7
H27 1

❸▶従業者数（2016年）

中小企業の従業者数は総数の68.8%（**約７割**）、**小規模企業**の従業者数は総数の22.3%（**約２割**）となっている。その他のポイントは以下のとおりである（図表1－1－4参照）。

＜中小企業＞

1）従業者の数が多い順に並べると、「**製造業**」⇒「小売業」⇒「宿泊業、飲食サービス業」⇒「建設業」となる。

2）構成比（その業種における従業者総数合計に占める中小企業の従業者総数の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「建設業」が高い。

なお、過去に都道府県別（東京、愛知、大阪）の「会社の常用雇用者数と個人事業所の従業者総数に占める中小企業の割合」が問われたことがあるが、図表1－1－5に見るように、愛知県→大阪府→東京都という順番が正解となる（小規模企業でも同じ順番である）。47都道府県において、中小企業の割合が**最も低いのは東京都**である（小規模企業でも東京都が最も低い）。

＜小規模企業＞

1）従業者の数が多い順に並べると、「**建設業**」⇒「製造業」⇒「小売業」⇒「宿泊業、飲食サービス業」となる。

2）構成比（その業種における従業者総数合計に占める小規模企業の従業者総数の割合のこと）は、「**建設業**」が最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が高い。

＜補足＞

小規模企業を問われた場合、建設業の位置づけが高くなると考えればよい。

図表　[1－1－4]　**産業別規模別従業者数**
（民営、非一次産業、2012年、2014年、2016年。丸数字は順位）

（1）企業ベース（会社および個人の従業者総数）

産業		年	中小企業			
					うち小規模企業	
			従業者総数（人）	構成比（%）	従業者総数（人）	構成比（%）
鉱業、採石業、砂利採取業		2012	20,303	91.8	10,807	48.9
		2014	18,168	85.2	9,423	44.2
		2016	17,024	83.4	8,678	42.5
建設業		2012	3,398,423	89.1	2,338,163	61.3
		2014	3,390,493	89.2	2,237,415	58.8
		2016	④3,244,169	②88.6	①2,107,520	①57.5
製造業		2012	6,550,429	65.6	2,130,081	21.3
		2014	6,486,389	66.4	1,998,167	20.5
		2016	①6,202,447	65.3	②1,838,047	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業		2012	29,502	14.9	3,432	1.7
		2014	34,590	17.3	4,608	2.3
		2016	38,689	20.3	4,615	2.4
情報通信業		2012	961,057	63.4	113,956	7.5
		2014	979,521	62.8	113,266	7.3
		2016	969,660	61.5	104,029	6.6
運輸業、郵便業		2012	2,172,982	68.8	387,135	12.3
		2014	2,284,186	73.5	380,199	12.2
		2016	2,216,062	73.9	346,779	11.6
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2012	6,911,424	66.1	2,191,498	21.0
		2014	7,303,086	66.5	2,008,511	18.3
		2016	6,952,779	65.0	1,824,332	17.0
	卸売業	2012	2,397,968	73.3	562,523	17.2
		2014	2,557,628	74.5	541,928	15.8
		2016	2,462,540	72.2	484,470	14.2
	小売業	2012	4,513,456	62.8	1,628,975	22.7
		2014	4,745,458	62.9	1,466,583	19.4
		2016	②4,490,239	61.6	③1,339,862	18.4
金融業、保険業		2012	200,011	16.4	110,336	9.1
		2014	222,123	17.9	112,145	9.0
		2016	213,887	16.9	104,591	8.3
不動産業、物品賃貸業		2012	1,162,155	84.4	789,931	57.4
		2014	1,209,578	84.0	772,029	53.6
		2016	1,164,919	82.2	718,118	②50.7
学術研究、専門・技術サービス業		2012	1,002,971	75.1	451,941	33.8
		2014	1,043,067	73.5	440,702	31.0
		2016	1,008,309	70.6	420,595	29.5
宿泊業、飲食サービス業		2012	3,463,871	71.7	1,504,546	31.1
		2014	3,801,986	73.4	1,394,749	26.9
		2016	③3,603,582	73.1	④1,283,663	26.0
生活関連サービス業、娯楽業		2012	1,836,429	81.1	833,626	36.8
		2014	1,923,886	82.2	800,893	34.2
		2016	1,772,497	80.3	747,774	33.9
教育、学習支援業		2012	544,758	82.4	209,656	31.7
		2014	603,498	84.1	205,170	28.6
		2016	565,763	82.4	185,818	27.1
医療、福祉		2012	1,425,122	88.4	470,131	29.2
		2014	1,687,240	89.9	471,474	25.1
		2016	1,666,393	①88.7	447,866	23.8
複合サービス事業		2012	9,589	5.8	9,047	5.4
		2014	9,450	2.3	9,067	2.2
		2016	9,478	2.3	9,334	2.2

産業	年	中小企業 従業者総数（人）	中小企業 構成比（%）	うち小規模企業 従業者総数（人）	うち小規模企業 構成比（%）
サービス業（他に分類されないもの）	2012	2,478,458	70.5	368,994	10.5
	2014	2,612,549	67.6	310,748	8.0
	2016	2,555,374	65.2	285,512	7.3
非１次産業計	2012	32,167,484	69.7	11,923,280	25.8
	2014	33,609,810	70.1	11,268,566	23.5
	2016	32,201,032	68.8	10,437,271	22.3

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1. 数値は、2012年は2012年２月時点、2014年は2014年７月時点、2016年は2016年６月時点のものである。
2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。
7. 「経済センサス－基礎調査」および「経済センサス－活動調査」では、(1) 商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2) 本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の付属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.490、493をもとに作成）

図表 [1－1－5] **都道府県別（愛知県、大阪府、東京都）の従業者総数に占める中小企業・小規模企業の割合（2016年）**

	中小企業	小規模企業
愛知県	70.8%	19.8%
大阪府	66.9%	19.4%
東京都	41.3%	8.8%

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.509～510をもとに作成）

H30 2 **❹▶従業者数（2012年、2014年、2016年の推移）（図表1－1－4参照）…**

＜中小企業＞

① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**している業種は「**電気・ガス・熱供給・水道業**」のみである。

② 「非１次産業計」は、2012年から2014年にかけては増加していたが、2014年から2016年にかけては**減少**している。なお、2012年と2016年を比較すると増加している。

③ 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**しているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「**建設業**」、「**製造業**」である。

＜小規模企業＞

① 2012年、2014年、2016年の間、一貫して**増加**しているのは「**電気・ガス・熱供給・水道業**」、「複合サービス事業」である。

② 「非１次産業計」は2012年、2014年、2016年の間、一貫して**減少**している。また、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「**建設業**」、「**製造業**」、「情報通信業」、

「運輸業、郵便業」、「**卸売業**」、「**小売業**」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「サービス業（他に分類されないもの）」も一貫して**減少**している。

2 開廃業率

開廃業率は、1989～1991年に廃業率が開業率を上回り、それ以降は一貫して廃業率が開業率を上回っている（**開廃業率の逆転現象**）（図表1－1－6参照）。なお、最も早く開廃業率が逆転したのは**小売業**である（1981～1986年）。

直近の2014～2016年でも、非１次産業全体では、開業率5.0％、廃業率7.6％と、廃業率が開業率を上回っている（図表1－1－6参照）。業種別に見ても、製造業、卸売業、小売業、サービス業いずれも、廃業率が開業率を上回っている（図表1－1－6参照）。

また、2012～2014年と比較すると、2014～2016年では、非１次産業全体、製造業、卸売業、小売業、サービス業いずれも、**開業率は低下**し、**廃業率は上昇**している（図表1－1－7参照）。

図表　[1－1－6]　**業種別の開廃業率の推移（事業所ベース、年平均）**

（単位：％）

	年	69～72	72～75	75～78	78～81	81～86	86～89	89～91	91～94	94～96	96～99	99～01	01～04	04～06	06～09	09～12	12～14	14～16
非１次産業全体	開業率	7.0	6.1	6.2	6.1	4.7	4.2	4.1	4.6	3.7	4.1	6.7	4.2	6.4	2.6	1.9	6.5	5.0
	廃業率	3.8	4.1	3.4	3.8	4.0	3.6	4.7	4.7	3.8	5.9	7.2	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	7.6
製造業	開業率	5.6	4.3	3.4	3.7	3.1	3.1	2.8	3.1	1.5	1.9	3.9	2.2	3.4	1.2	0.7	3.4	2.4
	廃業率	3.2	3.4	2.3	2.5	3.1	2.9	4.0	4.5	4.0	5.3	6.6	5.7	5.4	5.8	5.7	5.5	6.2
卸売業	開業率	8.1	8.0	6.8	6.4	5.1	4.8	3.2	5.0	3.3	4.9	6.6	3.9	5.6	2.1	1.3	6.2	4.4
	廃業率	3.8	5.3	3.7	3.8	3.7	4.1	3.2	5.0	5.3	7.4	7.5	7.0	6.4	6.6	5.9	6.8	7.1
小売業	開業率	4.9	4.3	4.8	4.4	3.4	3.1	2.8	3.9	3.6	4.3	6.1	3.9	5.7	2.3	2.2	6.4	5.5
	廃業率	3.3	3.6	3.2	4.0	4.0	3.4	6.4	4.3	4.6	6.8	7.2	6.7	6.8	7.1	6.6	7.7	8.3
サービス業	開業率	6.7	6.1	6.1	6.4	5.3	4.9	4.7	5.0	3.8	4.2	7.3	4.4	6.4	2.3	1.7	6.5	4.5
	廃業率	4.0	3.8	3.3	3.1	3.2	3.6	2.9	4.2	2.8	4.8	6.3	5.5	5.9	4.9	5.9	5.4	6.8

資料：総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「平成21年、26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」

（注）1.　事業所を対象としており、支所や工場の開設・閉鎖、移転による開設・閉鎖を含む。
2.　06年までは「事業所・企業統計調査」、09年以降は「経済センサス－基礎調査」、「経済センサス―活動調査」に基づく。ただし、91年までは「事業所統計調査」、89年は「事業所名簿整備」、94年は「事業所名簿整備調査」として行われた。
3.　開業事業所の定義が異なるため、06～09年の数値は、過去の数値と単純に比較できない。また06～09年の数値については、開業事業所と廃業事業所の定義の違いにより、開業率と廃業率を単純に比較できない。
4.　01～04年、04～06年、06～09年、09～12年、14～16年の「サービス業」は「サービス業（他に分類されないもの）」である。
5.　01～04年、04～06年年平均開廃業率は2002年３月改訂の日本標準産業分類に基づいて算出した。また、06～09年、09～12年の年平均開廃業率は2007年11月改訂の日本標準産業分類に、12～14年、14～16年の年平均開廃業率は2013年10月改訂の日本標準産業分類に基づいて算出した。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.522をもとに作成）

図表 [1－1－7] **開廃業率（2014～2016年。丸数字は順位。括弧内は2012～2014年のデータ）**

（単位：%）

	開　業　率	廃　業　率
非１次産業全体	5.0 (6.5)	7.6 (6.6)
製　造　業	④2.4 (3.4)	④6.2 (5.5)
卸　売　業	③4.4 (6.2)	②7.1 (6.8)
小　売　業	①5.5 (6.4)	①8.3 (7.7)
サービス業	②4.5 (6.5)	③6.8 (5.4)

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.522をもとに作成）

3 産業別規模別売上高および付加価値額

両データとも、中小企業白書2017年版で初めて掲載された。そして、平成30年度第４問では、建設業、小売業、宿泊業・飲食サービス業、情報通信業、製造業について、各産業の付加価値額の総額に占める中小企業の構成比が問われた（令和元年度は出題なし）。

❶▶産業別規模別売上高（民営、非一次産業、2011年、2013年、2015年）‥‥

2015年の全売上高に占める中小企業の売上高の割合は**44.1%**、小規模企業の売上高の割合は**9.5%**である。その他のポイントは以下のとおりである（図表1－1－8参照）。

＜中小企業＞

① 2015年における売上高は、多い順に、「**卸売業**」⇒「製造業」⇒「建設業」⇒「小売業」となっている。

② 2015年における構成比（その業種における全規模の売上高に占める中小企業の売上高の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「鉱業、採石業、砂利採取業」が高い。

③ 2011年、2013年、2015年の間、「非１次産業計」は一貫して**増加**している。業種別でも、「**建設業**」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「**卸売業**」、「**小売業**」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」と、多くの業種が一貫して**増加**している。

＜小規模企業＞

① 2015年における売上高は、多い順に、「**建設業**」⇒「製造業」⇒「卸売業」⇒「小売業」となっている。

② 2015年における構成比（その業種における全規模の売上高に占める小規模企業の売上高の割合のこと）は、「鉱業、採石業、砂利採取業」が最も高く、次いで「**建設業**」が高い。

③ 2011年、2013年、2015年の間、「非１次産業計」は一貫して**増加**している。業種別でも、「**建設業**」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」と、多くの業種が一貫して**増加**している。

図表 [1－1－8] **産業別規模別売上高（民営、非一次産業、2011年、2013年、2015年）**

（1）企業ベース（会社および個人の売上高）

産業		年	中小企業 売上高（億円）	中小企業 構成比（%）	うち小規模企業 売上高（億円）	うち小規模企業 構成比（%）
鉱業、採石業、砂利採取業		2011	4,787	68.6	1,824	26.1
		2013	14,343	67.4	10,626	49.9
		2015	14,262	②70.1	9,819	①48.2
建設業		2011	581,465	69.9	299,745	36.0
		2013	616,064	70.2	316,188	36.0
		2015	③754,237	69.7	①360,908	②33.3
製造業		2011	1,315,374	38.4	242,706	7.1
		2013	1,250,933	36.1	222,207	6.4
		2015	②1,494,508	37.8	②242,408	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業		2011	20,251	9.3	4,791	2.2
		2013	22,890	8.9	3,180	1.2
		2015	26,326	10.1	4,902	1.9
情報通信業		2011	150,577	32.3	13,860	3.0
		2013	145,751	31.0	13,940	3.0
		2015	191,388	32.5	15,428	2.6
運輸業、郵便業		2011	253,814	48.7	42,601	8.2
		2013	264,291	50.0	43,537	8.2
		2015	320,362	52.2	47,707	7.8
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2011	1,871,059	46.7	327,303	8.2
		2013	1,933,274	47.2	311,176	7.6
		2015	2,261,548	46.8	335,762	7.0
	卸売業	2011	1,280,702	46.5	184,253	6.7
		2013	1,319,071	47.4	176,016	6.3
		2015	①1,556,623	46.9	③195,684	5.9
	小売業	2011	590,357	47.1	143,050	11.4
		2013	614,203	46.7	135,160	10.3
		2015	④704,925	46.7	④140,078	9.3
金融業、保険業		2011	78,537	9.4	14,816	1.8
		2013	86,007	10.8	29,330	3.7
		2015	80,530	8.7	36,669	4.0
不動産業、物品賃貸業		2011	192,510	57.1	92,714	27.5
		2013	187,946	55.2	92,442	27.2
		2015	243,736	55.4	106,545	24.2
学術研究、専門・技術サービス業		2011	120,403	46.3	34,165	13.1
		2013	116,660	44.4	36,841	14.0
		2015	159,533	42.0	49,192	13.0
宿泊業、飲食サービス業		2011	126,942	64.6	41,478	21.1
		2013	134,661	65.9	42,051	20.6
		2015	164,551	65.3	44,324	17.6

産　業	年	中小企業 売上高（億円）	中小企業 構成比（%）	うち小規模企業 売上高（億円）	うち小規模企業 構成比（%）
生活関連サービス業、娯楽業	2011	231,390	67.1	47,863	13.9
	2013	215,101	63.7	45,199	13.4
	2015	273,656	64.8	49,102	11.6
教育、学習支援業	2011	17,971	66.5	3,771	14.0
	2013	18,372	67.0	3,748	13.7
	2015	22,146	68.9	3,918	12.2
医療、福祉	2011	72,364	85.0	24,182	28.4
	2013	77,996	88.1	25,324	28.6
	2015	90,482	①86.1	26,607	25.3
複合サービス事業	2011	425	3.4	259	2.1
	2013	313	1.1	202	0.7
	2015	301	1.0	192	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	2011	150,271	60.3	24,763	9.9
	2013	149,297	58.8	22,560	8.9
	2015	192,565	56.5	25,602	7.5
非１次産業計	2011	5,188,141	43.9	1,216,840	10.3
	2013	5,233,899	43.4	1,218,549	10.1
	2015	6,290,133	44.1	1,359,085	9.5

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1. 数値は、それぞれ2011年間、2013年間、2015年間のものである。
2. 会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3. 企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4. 3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
5. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6. 産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.498、500～501をもとに作成）

H30 4

❷▶産業別規模別付加価値額（民営、非一次産業、2011年、2015年。2013年データはなし）

全付加価値額に占める中小企業の付加価値額の割合は**52.9%**、小規模企業の付加価値額の割合は**14.0%**である。その他の主なポイントは以下のとおりである（図表1－1－9参照）。

＜中小企業＞

① 2015年における付加価値額は、多い順に、「**製造業**」⇒「卸売業」⇒「建設業」⇒「小売業」となっている。

② 構成比（その業種における全規模の付加価値額に占める中小企業の付加価値額の割合のこと）は、「**医療、福祉**」が最も高く、次いで「建設業」が高い。

＜小規模企業＞

① 2015年における付加価値額は、多い順に、「**建設業**」⇒「製造業」⇒「不動産業、物品賃貸業」⇒「小売業」となっている。

② 構成比（その業種における全規模の付加価値額に占める小規模企業の付加価値額の割合のこと）は、「鉱業、採石業、砂利採取業」が最も高く、次いで「**建**

設業」が高い。

図表　[1－1－9]　**産業別規模別付加価値額（民営、非一次産業、2011年、2015年）**

（1）企業ベース（会社および個人の付加価値額）

産業		年	中小企業			
					うち小規模企業	
			付加価値額（億円）	構成比（%）	付加価値額（億円）	構成比（%）
鉱業、採石業、砂利採取業		2011	1,135	81.8	427	30.8
		2015	4,913	74.3	3,603	①54.5
建設業		2011	121,735	78.2	72,574	46.6
		2015	③155,450	②74.8	①85,622	②41.2
製造業		2011	284,459	50.5	69,971	12.4
		2015	①325,894	47.5	②71,583	10.4
電気・ガス・熱供給・水道業		2011	2,838	10.2	767	2.7
		2015	4,193	10.5	933	2.3
情報通信業		2011	49,938	39.5	4,181	3.3
		2015	61,640	39.1	4,504	2.9
運輸業、郵便業		2011	76,160	54.6	12,769	9.2
		2015	95,859	60.2	14,409	9.0
卸売業、小売業	卸売業・小売業計	2011	263,533	60.1	61,689	14.1
		2015	301,618	57.0	56,446	10.7
	卸売業	2011	140,426	63.6	26,161	11.8
		2015	②157,569	59.9	23,033	8.8
	小売業	2011	123,107	56.5	35,528	16.3
		2015	④144,049	54.1	④33,413	12.6
金融業、保険業		2011	15,619	10.6	6,802	4.6
		2015	17,501	11.4	5,776	3.8
不動産業、物品賃貸業		2011	56,901	70.1	32,910	40.5
		2015	62,452	68.2	③33,685	36.8
学術研究、専門・技術サービス業		2011	51,632	54.5	16,650	17.6
		2015	70,939	51.2	24,250	17.5
宿泊業、飲食サービス業		2011	49,877	68.4	16,643	22.8
		2015	66,260	69.5	18,022	18.9
生活関連サービス業、娯楽業		2011	46,602	74.9	13,704	22.0
		2015	49,903	66.8	13,843	18.5
教育、学習支援業		2011	8,393	67.7	1,667	13.4
		2015	9,958	70.1	1,600	11.3
医療、福祉		2011	39,846	87.2	12,890	28.2
		2015	49,167	①90.5	13,938	25.6
複合サービス事業		2011	136	2.0	120	1.8
		2015	75	0.4	71	0.4
サービス業（他に分類されないもの）		2011	63,160	63.6	9,686	9.8
		2015	75,284	58.1	9,158	7.1
非１次産業計		2011	1,131,964	54.5	333,449	16.1
		2015	1,351,106	52.9	357,443	14.0

資料：総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1.　数値は、2011年間、2015年間のものである。
2.　会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。
3.　企業の規模区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
4.　3.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
5.　小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
6.　産業分類は、2013年10月改訂のものに従っている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.502、505をもとに作成）

設　例

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」に基づき、産業別規模別付加価値額（企業ベース、民営、非一次産業）を見た場合、建設業、小売業、宿泊業・飲食サービス業、情報通信業、製造業のうち、各産業の付加価値額の総額に占める中小企業の構成比が最も高いものはどれか。なお、企業規模区分は中小企業基本法に準ずるものとする。　〔H30－4改題〕

ア　建設業
イ　小売業
ウ　宿泊業・飲食サービス業
エ　情報通信業
オ　製造業

解　答　**ア**

それぞれの付加価値額総額に占める中小企業の構成比は、建設業74.8％、小売業54.1％、宿泊業・飲食サービス業69.5％、情報通信業39.1％、製造業47.5％である。

図表　［1－1－10］　**売上高・付加価値額に占める中小企業・小規模企業の割合（2015年）のまとめ**

	売上高	付加価値額
中小企業	44.1％	52.9％
小規模企業	9.5％	14.0％

R元 5
H30 5

4 中小企業の経営指標

中小企業白書2017年版で初めて掲載され、平成30年度第５問では、小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業の**売上高経常利益率**と**自己資本比率**について、中小企業の全業種平均より高いものが問われた。令和元年度第５問では、小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業の中小企業について、**付加価値比率**が高いものから低いものへと並べた組み合わせについて問われた。この傾向からすると、**小売業**、**宿泊業・飲食サービス業**、**製造業**については、主要指標を押さえておく必要があると考えられる。

❶▶中小企業の経営指標（2017年度）

「中小企業実態基本調査」では、全16指標について11業種に分けて掲載してお

り、すべてを覚えるのはほぼ不可能であろう。ここでは、全16指標のうち主要な９指標を取り上げる（図表1－1－11参照）。なお、図表1－1－11から、製造業、小売業、宿泊業・飲食サービス業を取り出すと、図表1－1－12のようになる。

図表　[1－1－11]　中小企業の経営指標（2017年度）

	総資本経常利益率（%）	売上高総利益率（%）	売上高営業利益率（%）	売上高経常利益率（%）	総資本回転率（回）	流動比率（%）	固定比率（%）	自己資本比率（%）	付加価値比率（%）
全業種	4.16	25.05	3.10	3.70	1.12	172.33	114.84	40.47	25.51
建設業	5.69	21.15	3.82	4.31	1.32	173.55	76.72	40.84	24.14
製造業	4.86	21.87	4.02	4.74	1.03	194.55	97.48	45.60	30.74
情報通信業	①5.83	46.36	5.08	5.81	1.00	①254.35	⑪63.80	55.22	44.91
運輸業、郵便業	3.70	25.61	2.42	3.13	1.18	155.04	156.15	35.32	41.90
卸売業	3.68	⑪14.97	1.77	⑪2.16	1.70	156.57	87.24	38.01	⑪10.61
小売業	3.93	30.51	⑪1.44	2.30	①1.71	158.32	118.09	36.15	20.92
不動産業、物品賃貸業	⑪2.61	43.30	①8.22	①8.52	⑪0.31	169.16	184.49	36.58	38.20
学術研究、専門・技術サービス業	4.52	50.57	6.69	7.84	0.58	193.00	92.42	①59.92	49.22
宿泊業、飲食サービス業	2.70	①61.97	2.11	2.63	1.03	⑪104.51	①346.59	⑪20.83	45.98
生活関連サービス業、娯楽業	3.18	33.96	1.82	2.71	1.18	142.80	187.43	36.14	25.50
サービス業（他に分類されないもの）	5.40	40.15	3.80	4.38	1.23	215.56	87.91	42.23	①53.13

※　①は最上位、⑪は最下位を示す。また、網掛けは全業種（平均）を上回っていることを示す。

資料：中小企業庁「平成30年中小企業実態基本調査（平成29年度決算実績）」
（注）　1.　それぞれの財務項目の定義は下記のとおり。
① 総資本経常利益率＝（経常利益÷総資産（総資本））×100
② 総資本営業利益率＝（営業利益÷総資産（総資本））×100
③ 自己資本当期純利益率（ROE）＝（当期純利益÷純資産（自己資本））×100
④ 売上高総利益率＝（売上総利益÷売上高）×100
⑤ 売上高営業利益率＝（営業利益÷売上高）×100
⑥ 売上高経常利益率＝（経常利益÷売上高）×100
⑦ 売上高対販売費・一般管理費比率＝（販売費・一般管理費÷売上高）×100
⑧ 総資本回転率＝売上高÷総資産（総資本）
⑨ 流動比率＝（流動資産÷流動負債）×100
⑩ 固定比率＝（固定資産÷純資産（自己資本））×100
⑪ 自己資本比率＝（純資産（自己資本）÷総資産（総資本））×100
⑫ 財務レバレッジ＝総資本÷純資産（自己資本）
⑬ 負債比率＝（負債÷純資産（自己資本））×100
⑭ 付加価値比率＝（付加価値額÷売上高）×100
※付加価値額＝労務費＋売上原価の減価償却費＋人件費＋地代家賃＋販売費及び一般管理費の減価償却費＋従業員教育費＋租税公課＋支払利息・割引料＋経常利益
⑮ 機械投資効率＝付加価値額÷設備資産
※設備資産＝機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品
⑯ 労働分配率＝（労務費・人件費÷付加価値額）×100
※労務費・人件費＝労務費＋人件費
2.　本調査結果は、日本標準産業分類（大分類）のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業（一部業種を除く）」、「卸売業」、「小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（一部業種を除く）」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）（一

部業種を除く）」に属する企業（個人企業を含む。）に対して実施した調査を基に、推計した結果である。
3. 母集団企業数は、「平成28年経済センサス－活動調査」を基に、産業中分類・従業者規模別の開業、廃業、規模移動を考慮して、平成30年８月時点として想定している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.526～527をもとに作成）

図表 [1－1－12] **中小企業（製造業、小売業、宿泊業・飲食サービス業）の経営指標（2017年度）**

	総資本経常利益率（%）	売上高総利益率（%）	売上高営業利益率（%）	売上高経常利益率（%）	総資本回転率（回）	流動比率（%）	固定比率（%）	自己資本比率（%）	付加価値比率（%）
全業種	4.16	25.05	3.10	3.70	1.12	172.33	114.84	40.47	25.51
製造業	4.86	21.87	4.02	4.74	1.03	194.55	97.48	45.60	30.74
小売業	3.93	30.51	⑪1.44	2.30	①1.71	158.32	118.09	36.15	20.92
宿泊業、飲食サービス業	2.70	①61.97	2.11	2.63	1.03	⑪104.51	①346.59	⑪20.83	45.98

※　①は最上位、⑪は最下位を示す。また、網掛けは全業種（平均）を上回っていることを示す。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.526～527をもとに作成）

設　例

中小企業庁「平成30年中小企業実態基本調査（平成29年度決算実績）」に基づき、小売業、宿泊業・飲食サービス業、製造業の売上高経常利益率と自己資本比率を見た場合、それぞれについて中小企業の全業種平均より高いものとして、最も適切なものはどれか。〔H30－5改題〕

ア　小売業の売上高経常利益率
イ　宿泊業・飲食サービス業の売上高経常利益率
ウ　製造業の売上高経常利益率
エ　小売業の自己資本比率
オ　宿泊業・飲食サービス業の自己資本比率

解　答　**ウ**

ア　×：小売業の売上高経常利益率は2.30％であり、全業種平均の3.70％より低い。
イ　×：宿泊業・飲食サービス業の売上高経常利益率は2.63％であり、全業種平均の3.70％より低い。
ウ　○：正しい。製造業の売上高経常利益率は4.74％であり、全業種平均の3.70％より高い。
エ　×：小売業の自己資本比率は36.15％であり、全業種平均の40.47％より低い。

オ　×：宿泊業・飲食サービス業の自己資本比率は20.83％であり、全業種平均の40.47％より低い。

5 金融機関別中小企業向け貸出残高

R元 11

令和元年度第11問で、日本銀行「金融経済統計月報」（より正確には、「日本銀行「金融経済統計月報」他による中小企業庁の調べ」）に基づく金融機関別中小企業向け貸出残高の推移が問われたが、この論点は平成25年度以来、６年ぶりの出題であった。非常に細かいデータになるが、図表1－1－13に記す。

図表1－1－13からわかるように、**民間金融機関**の貸出残高は、2013年３月の222.9兆円から2018年12月の261.4兆円へと**増加**傾向にある（「信託勘定他を除く」データも同じ傾向）。一方、**政府系金融機関**の貸出残高は、2013年３月の22.4兆円から2018年12月の20.0兆円へと**減少**傾向にある。

なお、**中小企業向け総貸出残高**は、2013年３月の245.3兆円から2018年12月の281.4兆円へと**増加**傾向にある（「信託勘定他を除く」データも同じ傾向）。

図表 [1－1－13]　**金融機関別中小企業向け貸出残高**

（単位：兆円）

年 / 金融機関＼月	2013 3	6	9	12	2014 3	6	9	12	2015 3	6	9	12
国内銀行銀行勘定合計	172.0	168.0	171.1	173.2	174.9	170.8	174.5	176.8	178.9	176.1	179.7	182.4
国内銀行信託勘定他	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1
信用金庫	40.9	40.4	40.9	41.3	41.2	40.8	41.6	42.1	41.9	41.5	42.3	42.8
信用組合	9.6	9.5	9.6	9.7	9.8	9.7	9.9	10.0	10.0	10.0	10.1	10.2
民間金融機関合計	222.9	218.3	222.1	224.8	226.5	222.1	226.7	229.5	231.7	228.5	233.1	236.5
民間金融機関合計（信託勘定他を除く）	222.4	217.9	221.5	224.2	225.8	221.4	225.9	228.8	230.9	227.6	232.1	235.4
（株）商工組合中央金庫	9.5	9.5	9.4	9.5	9.4	9.5	9.4	9.6	9.5	9.5	9.5	9.6
（株）日本政策金融公庫（中小企業事業）	6.5	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0
（株）日本政策金融公庫（国民生活事業）	6.4	6.4	6.4	6.5	6.4	6.3	6.3	6.4	6.3	6.2	6.2	6.2
政府系金融機関等合計	22.4	22.4	22.2	22.4	22.2	22.1	22.0	22.2	21.9	21.8	21.7	21.9
中小企業向け総貸出残高	245.3	240.7	244.3	247.2	248.6	244.2	248.6	251.7	253.5	250.3	254.8	258.4
中小企業向け総貸出残高（信託勘定他を除く）	244.8	240.3	243.7	246.6	248.0	243.5	247.9	251.0	252.7	249.4	253.8	257.3

年 / 金融機関＼月	2016 3	6	9	12	2017 3	6	9	12	2018 3	6	9	12
国内銀行銀行勘定合計	184.7	181.9	185.0	188.3	191.9	190.9	194.6	196.9	199.5	198.3	200.1	202.2
国内銀行信託勘定他	1.2	1.2	1.4	1.4	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
信用金庫	42.7	42.4	43.3	44.0	43.9	43.7	44.8	45.3	45.2	45.0	45.7	46.1
信用組合	10.3	10.3	10.4	10.5	10.6	10.6	10.8	11.0	11.1	11.1	11.3	11.4
民間金融機関合計	238.9	235.8	240.2	244.2	248.2	246.9	251.8	254.7	257.5	256.1	258.8	261.4
民間金融機関合計（信託勘定他を除く）	237.6	234.6	238.8	242.8	246.5	245.2	250.2	253.1	255.9	254.4	257.2	259.7
（株）商工組合中央金庫	9.5	9.5	9.4	9.4	9.3	9.0	8.9	8.8	8.6	8.5	8.4	8.4
（株）日本政策金融公庫（中小企業事業）	5.9	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4
（株）日本政策金融公庫（国民生活事業）	6.1	6.1	6.1	6.2	6.1	6.2	6.2	6.3	6.2	6.2	6.2	6.3
政府系金融機関等合計	21.5	21.5	21.4	21.4	21.1	20.9	20.7	20.7	20.3	20.2	20.0	20.0
中小企業向け総貸出残高	260.4	257.3	261.6	265.6	269.3	267.7	272.5	275.4	277.8	276.3	278.9	281.4
中小企業向け総貸出残高（信託勘定他を除く）	259.1	256.1	260.2	264.2	267.6	266.1	270.9	273.8	276.2	274.6	277.2	279.8

資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より中小企業庁調べ
（注） 1. 国内銀行勘定、国内銀行信託勘定他における中小企業向け貸出残高とは、資本金３億円（卸売業は１億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人および個人企業）への貸出をいう。
2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。
3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。
4. 2019年３月初時点での資料による。数字は遡及して改定される可能性がある。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.525をもとに作成）

第2章

中小企業白書2019年版第1部
平成30年度（2018年度）の
中小企業の動向

Registered Management Consultant

本章の体系図

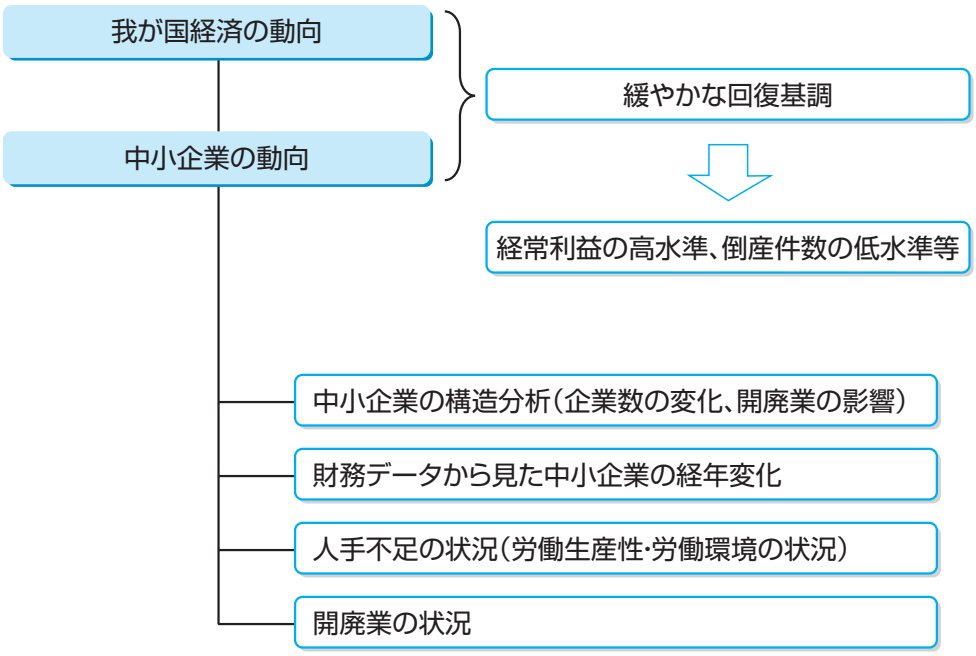

! 本章のポイント

◇ 中小企業の経常利益を押し上げている要因は何か。
◇ 中小企業の設備投資等の状況はどのようになっているか。
◇ 企業規模別の企業数・従業者数はどのように変化しているか。
◇ 開廃業は従業者数の変化にどのように影響しているか。
◇ 中小企業の財務状況はどのように推移しているか。
◇ 中小企業の労働生産性はどのような状況にあるか。
◇ 中小企業の労働環境はどのようになっているか。
◇ 我が国の開廃業率は国際的にどのような水準になっているか。
◇ 業種別の開廃業率はどのようになっているか。

1 中小企業の動向

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、これに伴い、中小企業の経常利益が昨年に引き続き過去最高水準にあるなど、改善傾向にある中小企業の景況などを確認する。

1 我が国経済の現状

我が国の経済成長率の指標となる**実質GDP成長率**の推移を確認すると、図表1－2－1に見るように、2018年の年間成長率は0.8％となり、**2017年を下回った。**四半期別に見ると、第３四半期には平成30年７月豪雨など自然災害による押下げがあったが、第４四半期には個人消費と設備投資が増加し、**民需**に支えられた成長となっている。ただし、情報関連財を中心とした中国向けの輸出の弱含みもあり、**外需寄与度がマイナス**となっている。

図表 ［1－2－1］ 実質GDP成長率の推移

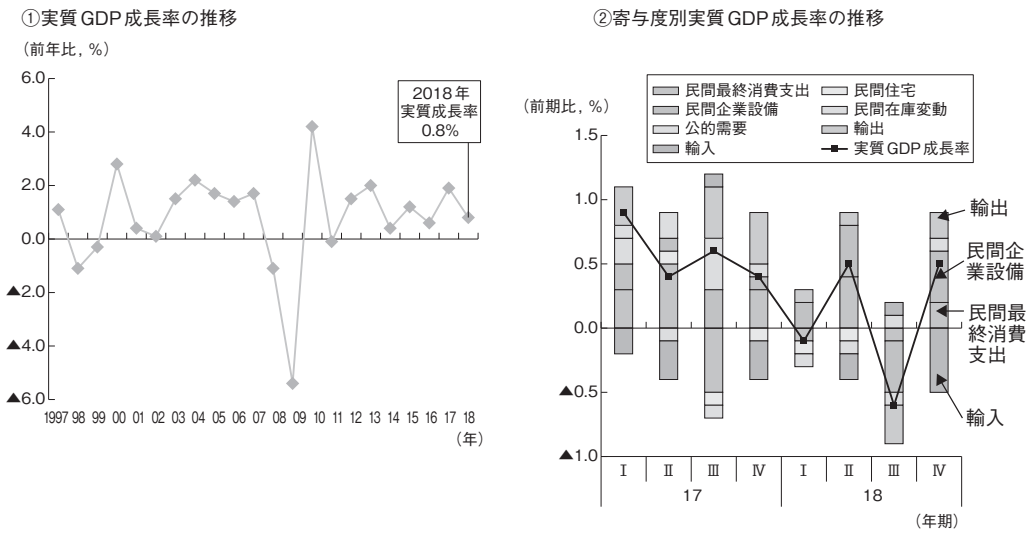

資料：内閣府「国民経済計算」
（注）　1．2011年暦年連鎖価格方式。
　　2．数値は、「2018年（平成30）年10－12月四半期別GDP速報（2次速報値）」（2019年3月9日公表）による。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.2をもとに作成）

2 中小企業の現状

中小企業に焦点を当て、収益、投資、資金繰り、倒産状況といった中小企業を取り巻く状況について、大企業との比較も交えながら近年の動きを確認する。

❶▶収益

1）まず、**中小企業の売上高**について財務省「法人企業統計調査季報」を用いて過去10年間（2007年～2018年）の推移を確認すると、2011・2012年に減少傾向が続いた後、2013年第１四半期以降はしばらく横ばいの状態が続いたが、2016年の第３四半期に上昇傾向に転じてからは10期連続で上昇しており、経済の好循環が中小企業にも浸透しつつある。

次に、2017年から2018年の売上高の増加分について、規模別、業種別に分解して比較すると、図表1－2－2に見るように、**大企業**では卸売業、製造業を中心に、**小売業以外の業種が押し上げ要因**となっている。一方、**中小企業**では、製造業、建設業、卸売業、サービス業がそれぞれ押し上げ要因となっており、**建設業や製造業、サービス業については大企業を上回る増加幅**であるが、**小売業が比較的大きな押し下げ要因**となっている。

図表 [1－2－2] **売上高業種別分解（2017年～2018年における増加分）**

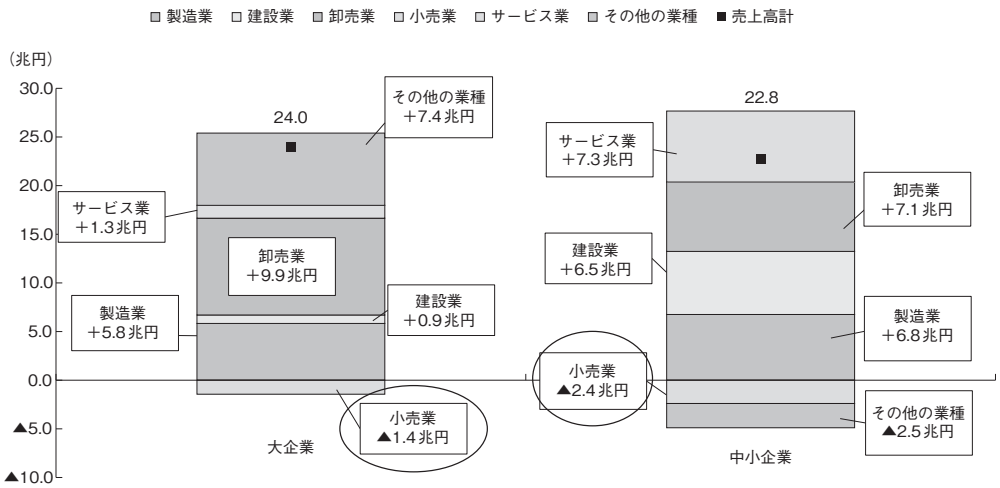

資料：財務省「法人企業統計調査季報」
（注） ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。
（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.8をもとに作成）

2）まず、財務省「法人企業統計調査季報」に基づき、**中小企業の経常利益**の推移（2007年～2018年）について確認すると、リーマン・ショック直後に大きく落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いている。2018年を通じた動きを見ると、やや**横ばい**傾向に転じているが、過去最高水準となった

2017年とほぼ同水準で推移している。

次に、どの要素が経常利益を押し上げているのか確認すべく、企業規模別に経常利益増加分（2017年～2018年における増減額）を売上高要因、変動費要因、人件費要因、減価償却費要因、営業外損益要因に分解する（図表1－2－3参照）。

大企業については、**人件費が押し下げ**方向に作用しているものの、**売上高要因が押し上げ**要因となり全体として**プラス**となっている。

一方、**中小企業**については**売上高要因は押し上げ**要因の中心となっているものの、**人件費要因**に加えて**変動費要因が押し下げ**要因となり、押し上げ要因となっている売上高等を上回る押し下げ幅で、全体として**マイナス**となっている。

図表　[1－2－3]　**経常利益の要因分解（2017年～2018年における増減額）**

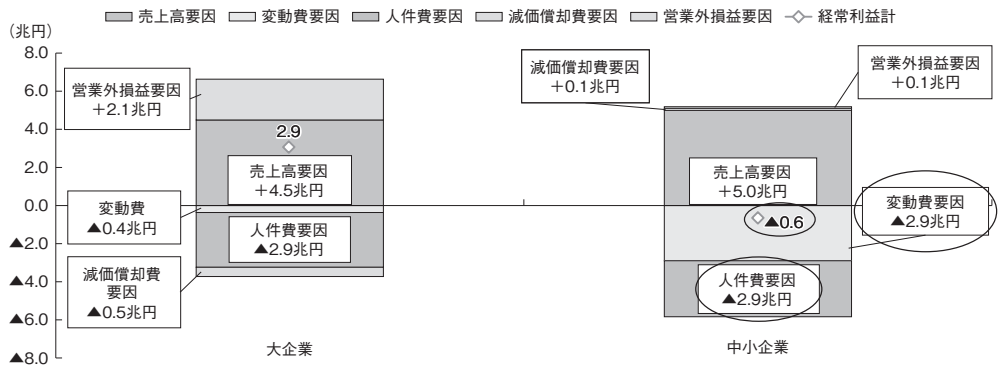

資料：財務省「法人企業統計調査季報」

（注）　1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2. 経常利益の要因分解は、以下の方法により算出した。

π：経常利益　S：売上高　F：固定費（人件費（P）＋営業外損益要因（N）＋減価償却費（D））　V：変動費

$\pi = S - V - F$より、$\pi = S - S \times V/S - P - N - D$

$$\Delta\pi = \underbrace{(1-V/S)\times\Delta S}_{\text{売上高要因}} - \underbrace{\Delta(V/S)\times S}_{\text{変動費要因}} - \underbrace{\Delta P}_{\text{人件費要因}} - \underbrace{\Delta N}_{\text{営業外損益要因}} - \underbrace{\Delta D}_{\text{減価償却費要因}}$$

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.10をもとに作成）

❷▶投資

1）財務省「法人企業統計調査季報」に基づき、設備投資の推移を見ると、直近10年間（2007年～2018年）について、大企業、中小企業ともにリーマン・ショック直後に大きく減少した。その後、大企業については横ばいで推移したが2015年に入る頃から強含みで推移し始め、足下（2018年Ⅳ期）では6.4兆円となっている。一方、**中小企業**については、2016年以降はほぼ**横ばい**で推移しており、足下（2018年Ⅳ期）では2.8兆円と大企業との差が**拡大傾向**にある。

2）設備を新設してからの経過年数を示す**設備年齢**の推移を確認すると、中小企業と大企業の設備年齢がほぼ同水準だった1990年度の設備年齢指数をそれぞれ100とすると、中小企業の設備年齢はその後大企業を上回る勢いで上昇して

いる。足下について見ると下降傾向にはあるものの、大企業の設備の老朽化の度合いが1990年度の約1.5倍であるのに対し、**中小企業は約２倍老朽化が進んでいる**（図表１－２－4参照）。

図表 [1－2－4] **企業規模別設備年齢の推移**

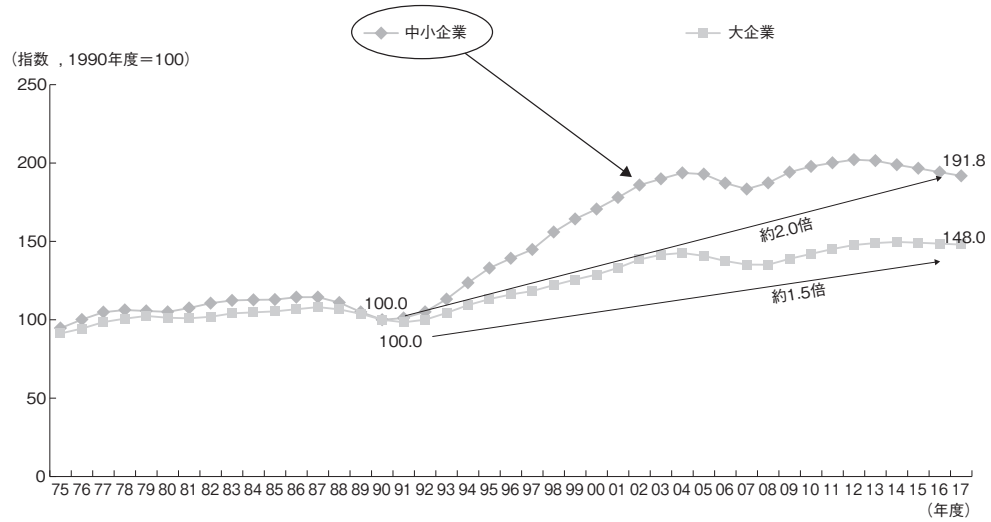

資料：財務省「法人企業統計調査季報」より（一財）商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」を基に作成。
（注） ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.12をもとに作成）

3）企業規模別に**研究開発費**の推移を確認すると、1970年度を起点としたとき、中小企業は緩やかな上昇基調で推移しているが、大企業は総じて右肩上がりで推移しており、中小企業との差は年々**拡大**傾向にある（図表1－2－5参照）。

図表 [1－2－5] **製造業における研究開発費の推移（大企業および中小企業）**

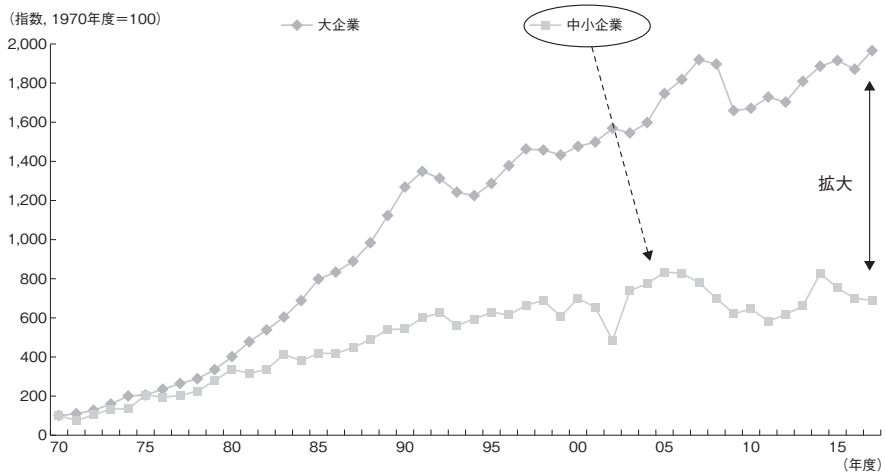

資料：総務省「科学技術研究調査」を基に作成
（注）　1. 従業員数1～299人の企業を中小企業、300人以上を大企業としている。
　　2. 研究開発費は、社内使用研究費と社外支出研究費の合計。
　　3. 数値は、1970年度を100とする指数値。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.12をもとに作成）

4）直近５年間分（2013～2017年度）の中小企業の貸借対照表の推移を見ると、負債・純資産の部では**利益剰余金他が増加**傾向にあり、資産の部で**現預金が増加**する一方、**有形固定資産・無形固定資産がほぼ横ばい**傾向にあることから、中小企業が設備投資に積極的に踏み切れていない様子がうかがえる（図表1－2－6参照）。

図表　[1－2－6]　中小企業の貸借対照表の推移

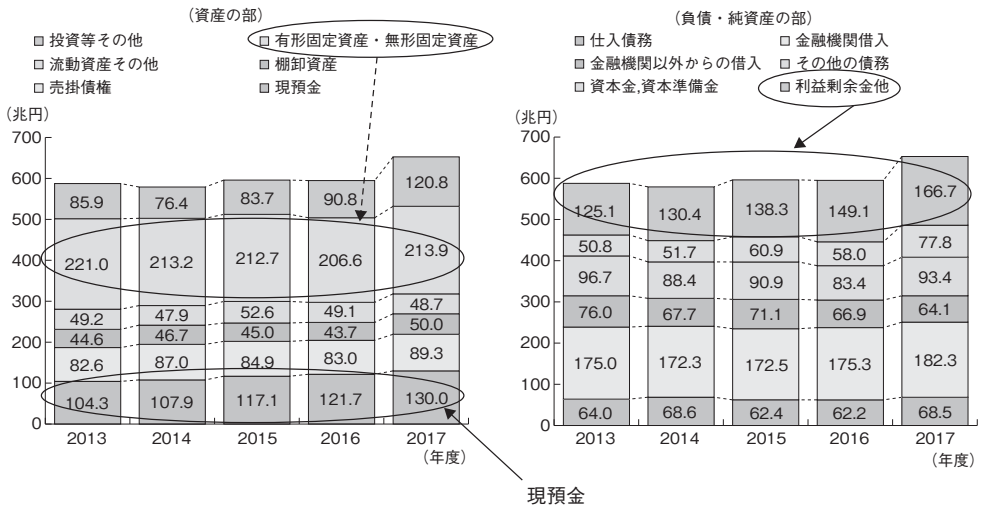

資料：財務省「法人企業統計調査年報」
（注）　資本金１億円未満の企業を中小企業としている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.13をもとに作成）

5）IT関連指標としてソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移を見ると、大企業と中小企業の**投資額には大きな差**が生じ、ソフトウェア投資比率についても、中小企業は大企業を**下回っている**（図表1－2－7参照）。

図表 [1－2－7] **ソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移**

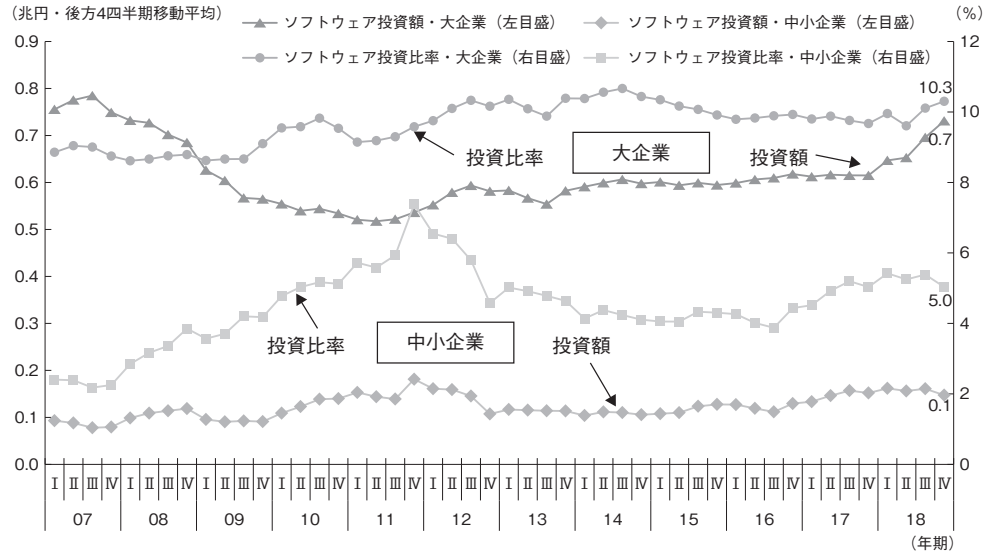

資料：財務省「法人企業統計調査季報」
（注） 1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上１億円未満の企業とする。
2. ソフトウェア投資比率＝ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.14をもとに作成）

❸▶資金繰り

日本銀行「貸出先別貸出金」に基づき、**中小企業向けの貸出金**の推移を確認すると、2012年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013年以降は右肩上がりで推移しており、足下（2018年）については統計開始以降**過去最高水準**で推移している。

❹▶倒産等

1）（株）東京商工リサーチ「倒産月報」に基づき、倒産件数の推移について確認すると、良好な資金繰り環境が功を奏し、2009年以来10年連続で**減少**して2018年の倒産件数は8,235件となり、バブル期の1990年以来28年ぶりの**低水準**となった。

規模別の推移について見ると、**中規模企業**は年々**減少**傾向にあり、**小規模企業**についても倒産件数の大部分を占めるものの、中規模企業同様に**減少**傾向にある（図表1－2－8参照）。

図表　[1－2－8]　**企業規模別倒産件数の推移**

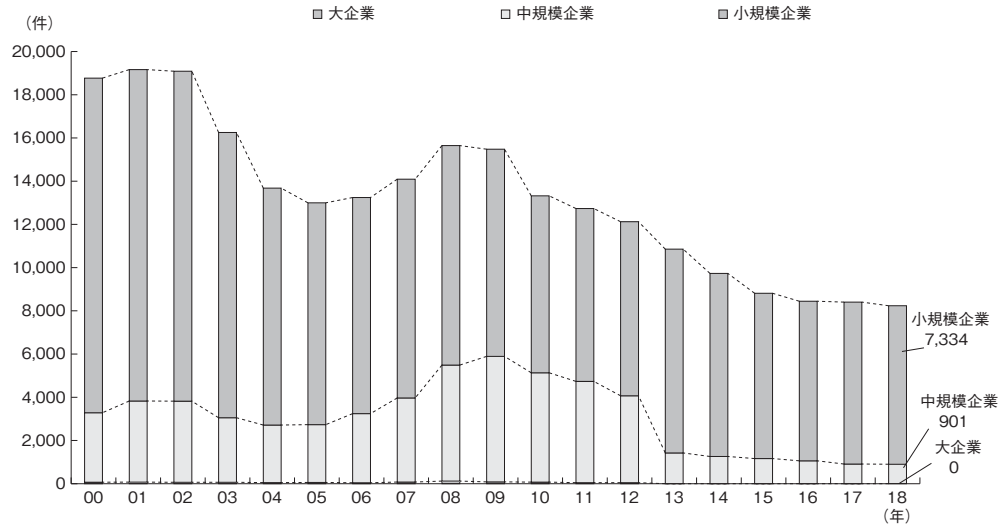

資料：東京商工リサーチ「倒産月報」
（注）　企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.17をもとに作成）

2）倒産件数が減少傾向を続けている一方で、経営者の高齢化や後継者不足を背景に**休廃業・解散**企業は年々**増加**傾向にあり、３万件台から４万件台に推移している（図表1－2－9参照）。

図表　[1－2－9]　**休廃業・解散件数の推移**

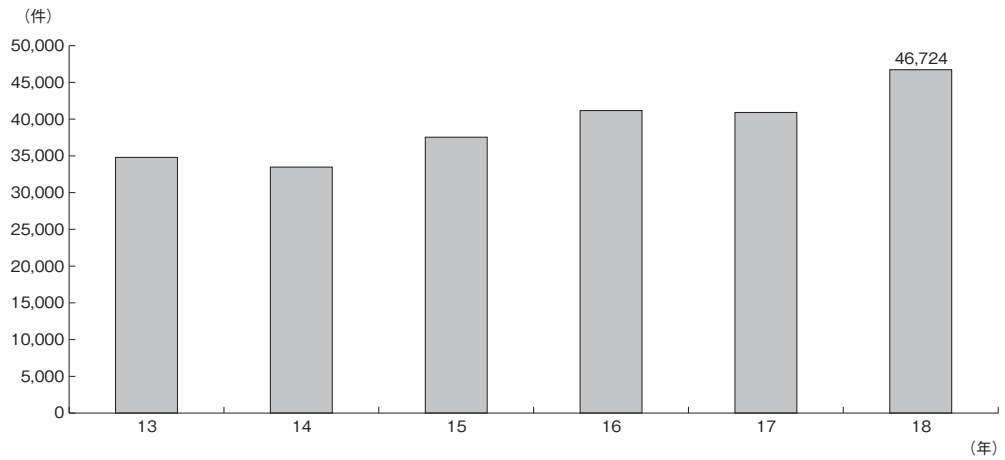

資料：（株）東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」
（注）　1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。
2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.17をもとに作成）

2 中小企業の構造分析

中小企業の企業数の増減や、それに伴う従業者数および付加価値の変化を確認する。足下の４年間で、存続している企業が付加価値を伸ばすことで、廃業した企業による減少分を上回って、全体で見ると成長していることなどを確認する。

1 企業数の変化

1）図表1－2－10に見るように、我が国の企業数は年々**減少**傾向にあり、直近の2016年には359万者となっている。このうち、中小企業は358万者であり、その内訳は小規模企業305万者、中規模企業（中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業のこと）53万者となっている。

また、2014年から2016年にかけて企業数は23万者（6.1％）の**減少**となり、規模別にその内訳を見ると、大企業が47者増加、**中規模企業**が３万者**減少**、**小規模企業**が20万者**減少**しており、特に**小規模企業の減少数が大きい**。

図表 [1－2－10] **企業規模別企業数の推移**

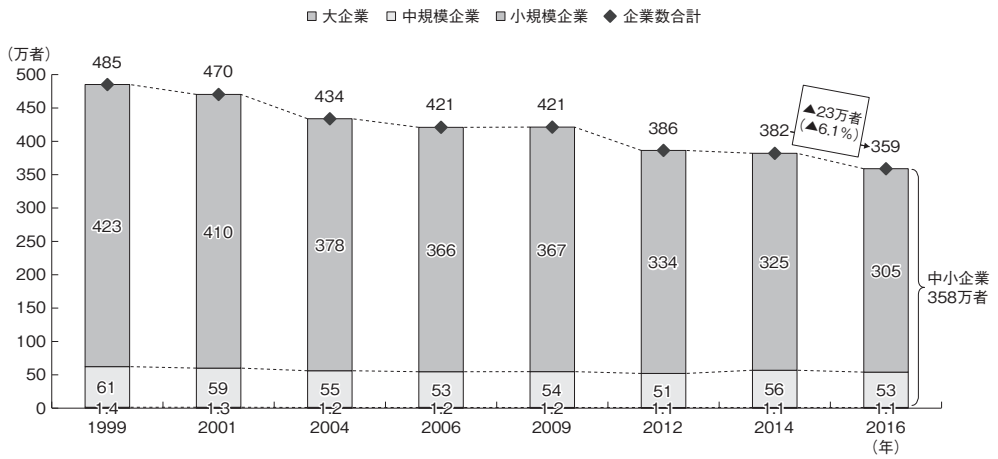

資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス - 活動調査」再編加工

（注）1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。
2. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.25をもとに作成）

2）1999年を基準として規模別の減少率を見ても、**小規模企業**（小規模事業者）は調査年毎にマイナス幅を拡大させており、**減少傾向を強めている**（図表1－2－11）。

図表　**［1－2－11］　企業規模別企業数の増減率の推移**

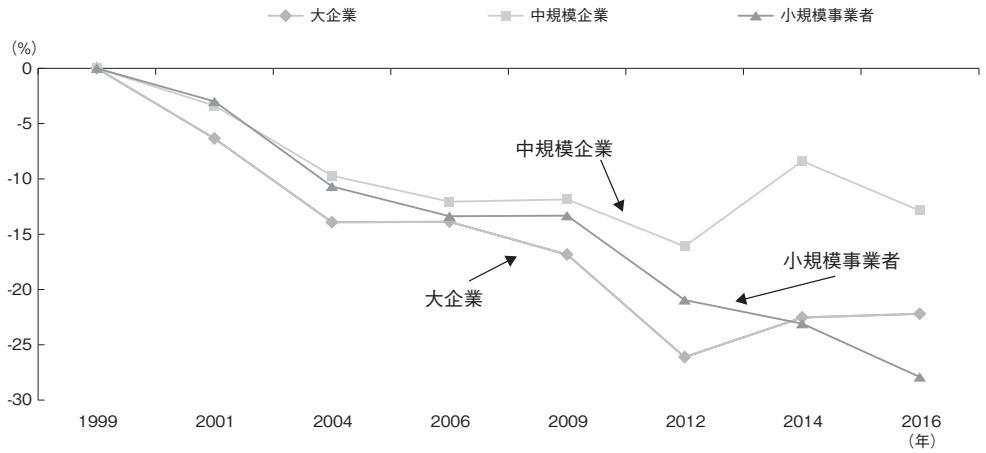

資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。
2. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
3. ここでいう増減率は、対1999年比で算出している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.26をもとに作成）

3）中小企業の業種別の企業数および増減率の推移を確認すると、**電気ガス水熱業**、**運輸通信業**は企業数を**増やしている**が、他の業種については減少傾向にあり、特に鉱業や**小売業**については**減少率が高い**（図表1－2－12・13参照）。

図表 [1－2－12] 業種別企業数の推移

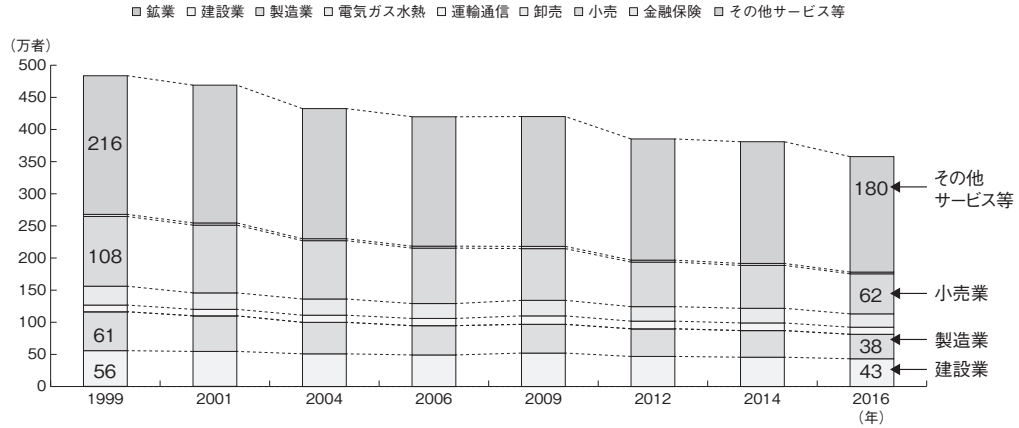

資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注） 1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。
2. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.26をもとに作成）

図表 [1－2－13] 業種別中小企業数の増減率の推移

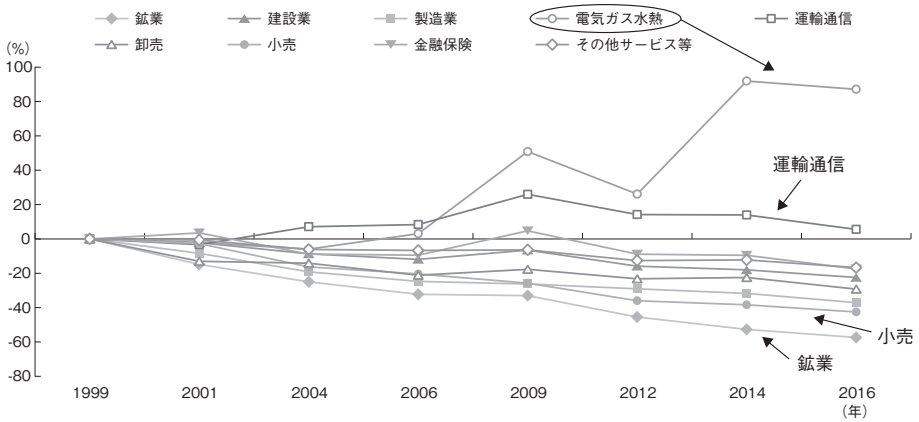

資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注） 1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。
2. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
3. ここでいう増減率は、対1999年比で算出している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.27をもとに作成）

2 開廃業が企業に与える影響

ここでは、2012年～2016年にかけて、企業の開廃業が企業数、従業者数、付加価値額の変化に与えた影響について確認する。

1）図表1－2－14から、開廃業が企業数に与えた変化について、その内訳を見ていく。

まず、2012年に存在した企業のうち295万者は2016年時点でも存在しており、50万者は2012年から2014年に廃業し、33万者は2014年から2016年の間に廃業しているため、**廃業により計83万者の企業が減少**している。

同様に2016年について見ると、2012年に存在しなかったが2012年から2014年にかけて26万者の企業が開業し、2014年から2016年にかけ20万者の企業が開業しているため、**開業により計46万者の企業が増加**している。

これらを総じて見ると、27万者の企業が**減少**していることがわかる。

図表　[1－2－14]　**企業数の変化の内訳（2012年～2016年）**

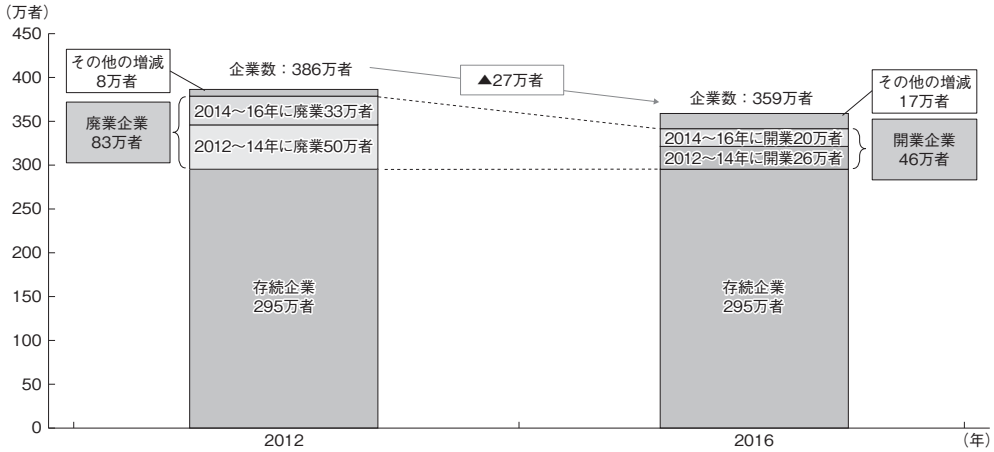

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）1. 企業数＝会社数＋個人事業者数とする。
2. 各年の経済センサスを用い、比較年の両方で企業情報を確認することができなかった企業のうち、全ての事業所が「開業」したとされている企業を「開業」とし、全ての事業所が「廃業」とされているものを「廃業」とみなす。企業の合併、分社化等を理由とする増減など、これらの分類に当てはまらなかった企業や、第1次産業との間で業種変更があった企業等については「その他の増減」とする。
3. この集計方法では、単独事業所から成り立っている企業で、事業所移転を行った企業は、実際は開廃業を行っていないにも関わらず、廃業と開業の両方に集計されるため、開廃業数が実際より多く算出されている可能性がある。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.28をもとに作成）

2）図表1－2－15から、開廃業企業の規模別の内訳について見ていく。

まず、**開業企業**について見ると、大企業開業が0.1万者、中規模開業が7.6万者、小規模開業が38.6万者と、計46万者の開業企業のうち**8割超が小規模**

企業であることがわかる。

一方、**廃業企業**について見ると、大企業廃業が0.1万者、中規模廃業が7.5万者、小規模廃業が75.8万者と、計83万者のうち**９割超が小規模企業**となっている。

開業企業、廃業企業の両者において、そのほとんどが小規模企業で占められている点は共通しているが、**廃業企業における小規模企業の数が開業企業における小規模企業の数を上回り**、総じて見ると37万者が**減少**している。

図表 [1－2－15] **企業規模別開廃業企業の内訳（2012年～2016年）**

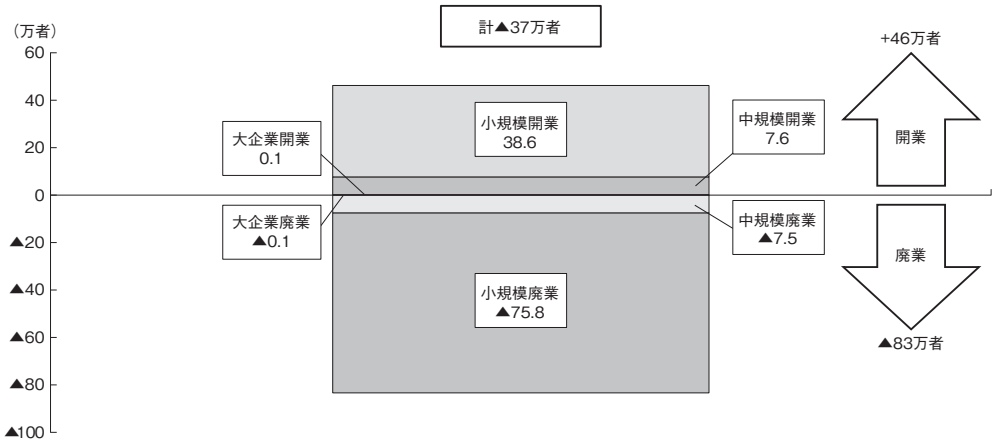

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注） 1. 各年の経済センサスを用い、比較年の両方で企業情報を確認することができなかった企業のうち、全ての事業所が「開業」したとされている企業を「開業」とし、全ての事業所が「廃業」とされているものを「廃業」とみなす。

2. この集計方法では、単独事業所から成り立っている企業で、事業所移転を行った企業は、実際は開廃業を行っていないにも関わらず、廃業と開業の両方に集計されるため、開廃業数が実際より多く算出されている可能性がある。

3. 開業数については、2012年～2014年の期間の開業企業数と2014年～2016年の期間の開業企業数を合計したものであり、廃業数についても同様である。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.29をもとに作成）

3）図表1－2－16から、存続企業内における**規模間移動**の状況について見ていく。

存続企業のうち95％を超える企業については規模の変化はないが、規模を拡大させた企業が7.3万者、規模を縮小させた企業が6.7万者存在し、それらのうちほとんどが**小規模企業から中規模企業への拡大**、**中規模企業から小規模企業への縮小**で占められている。

図表　[1－2－16]　**存続企業の規模間移動の状況（2012年～2016年）**

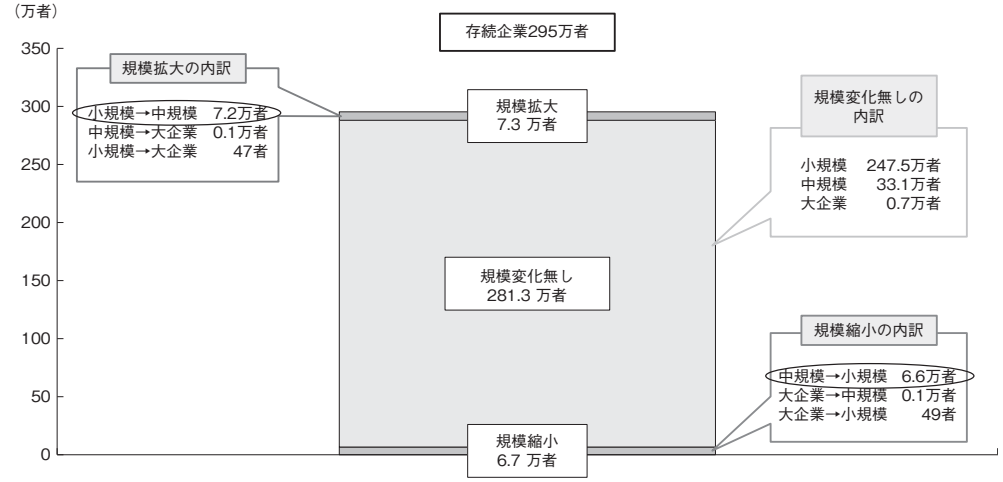

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注）　ここでいう存続企業とは、各調査によって2012年2月、2014年7月、2016年6月の3時点で存在が確認出来た企業を指す。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.29をもとに作成）

4）ここからは**従業者数**の変化に与える影響について見ていく。図表1－2－17から、2012年から2016年にかけての従業者数の推移について確認すると、小規模企業においては148万人減少しているが、中規模企業については152万人、大企業については62万人が増加しており、**大企業や中規模企業に従業者が集まってきている。**

図表　[1－2－17]　**企業規模別従業者数の変化（2012年～2016年）**

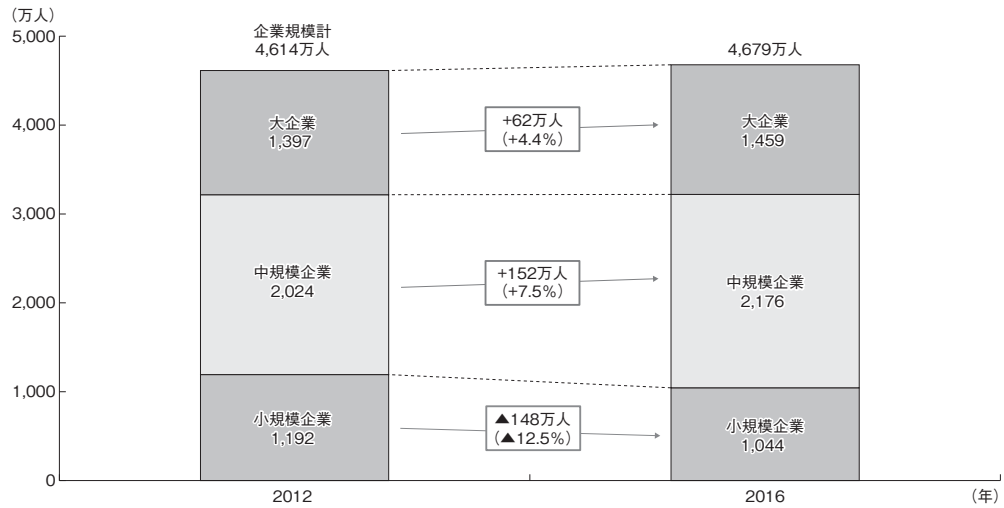

資料：総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.30をもとに作成）

5）存続企業、開業企業、廃業企業別に、従業者数の増減について、図表1－2－18から確認すると、**存続企業**のうち、従業者が増加した企業では494万人増加し、減少した企業では464万人が減少したことで、全体として**30万人増加**している。

開業企業では中規模企業を中心に**356万人の従業者が増加**し、**廃業企業**では中規模企業と小規模企業を中心に**503万人の従業者が減少**している。**廃業によって失われた雇用の多くは、開業企業が吸収している**ことがわかる。

図表 [1－2－18] **開廃業・存続企業別従業者数の変化（2012年～2016年）**

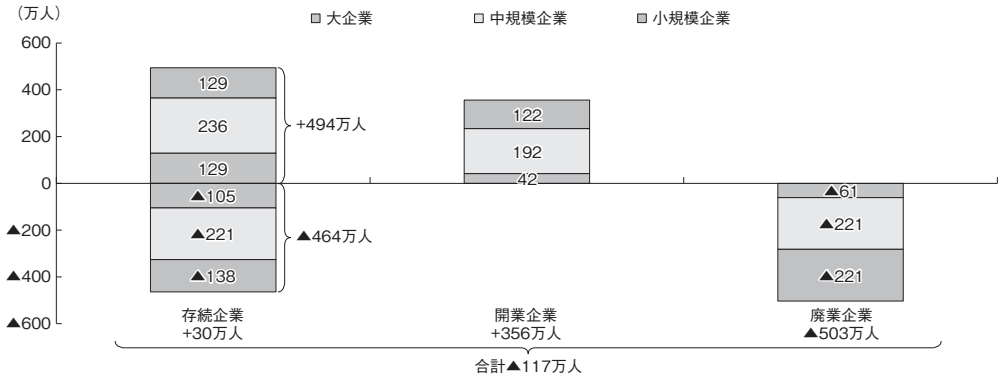

資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注） 1. 存続企業の企業規模は2012年時点のものである。
2. 各年の経済センサスを用い、比較年の両方で企業情報を確認することができなかった企業のうち、全ての事業所が「開業」したとされている企業を「開業」とし、全ての事業所が「廃業」とされているものを「廃業」とみなす。企業分割・組織再編による基本法外への転出等を理由とする増減など、これらの分類に当てはまらなかった企業等については「その他」とする。
3. この集計方法では、単独事業所から成り立っている企業で、事業所移転を行った企業は、実際は開廃業を行っていないにも関わらず、廃業と開業の両方に集計されるため、開廃業数が実際より多く算出されている可能性がある。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.31をもとに作成）

6）最後に、**付加価値額**の推移について開廃業企業、存続企業別に内訳を確認すると、図表1－2－19に見るように、開業企業によって創出された付加価値額と、廃業企業によって失われた付加価値額にさほど**差は生じていない**。一方、**存続企業**が157.8兆円から192.4兆円へと約35兆円付加価値額を伸ばしており、**存続企業が稼ぐ力を身につけている**と考えられる。

図表 [1－2－19] **付加価値額の変化の内訳（2011年～2015年）**

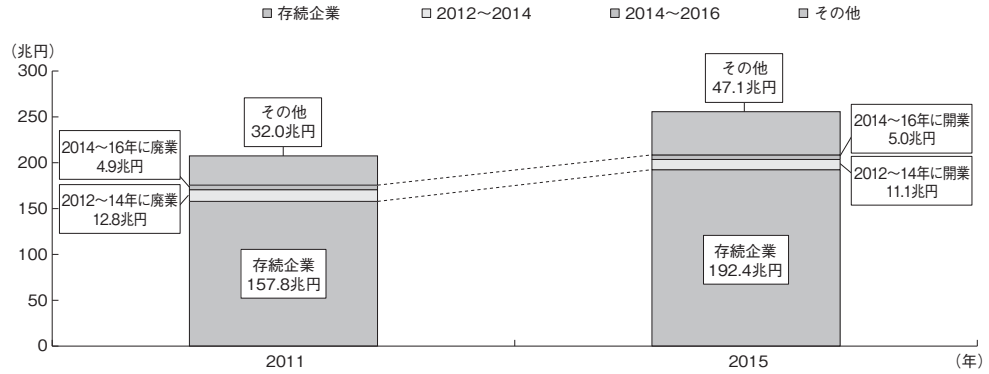

資料：総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工

（注） 1. 各年の経済センサスを用い、比較年の両方で企業情報を確認することができなかった企業のうち、全ての事業所が「開業」したとされている企業を「開業」とし、全ての事業所が「廃業」とされているものを「廃業」とみなす。企業分割・組織再編による基本法外への転出等を理由とする増減など、これらの分類に当てはまらなかった企業等については「その他」とする。

2. この集計方法では、単独事業所から成り立っている企業で、事業所移転を行った企業は、実際は開廃業を行っていないにも関わらず、廃業と開業の両方に集計されるため、開廃業数が実際より多く算出されている可能性がある。

3. 付加価値額について、平成24年経済センサス－活動調査では平成23年の１年間の値を、平成28年経済センサス－活動調査では平成27年１年間の値を把握している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.31をもとに作成）

3 まとめ

ここまでのポイントを下記に箇条書きで記す。

・我が国の企業数を規模別に見ると**小規模企業の減少**が影響し、また業種別に見ると**小売業の減少**が影響して減少傾向にある。

・開廃業が企業数の変化に与える影響については、**小規模企業の廃業数が開業数を倍近く上回った**ため、全体として企業数が減少した。

・従業者数の変化に与える影響については、**廃業が従業者数の減少に与える影響が大きい**。

・付加価値額の変化を開廃業・存続企業別に見ると、**存続企業が付加価値額を伸ばす**ことで全体の付加価値額を押し上げている。

3 財務データから見た中小企業の実態

（一社）CRD協会のデータを用いて、中小企業の黒字／赤字や、資産超過／債務超過の経年変化、業績のばらつきの拡大などを確認する。また、設備投資が財務パフォーマンスに与える影響について、その因果関係を確認する。

1 財務面から見た中小企業の多様性

2016年度のCRDデータ（約95万社）の売上高、営業利益、総資産、純資産の４つの財務指標における中小企業の分布状況等は以下のようになっている。

- **売上高**の中央値は９千９百万円で、売上高１億円以下の中小企業が全体の50％強を占めている。また、構成比として最も多いのは売上高３～４千万円の企業である。
- **営業利益**の分布は、中央値である１百万円近傍に企業が集中している。
- **総資産**の中央値が約７千万円であるのに対して、構成比として最も多いのは総資産２～３千万円の企業である。
- **純資産**の分布は、中央値である6.9百万円近傍に企業が集中している。

2 時系列で見た財務状況の推移

❶▶営業利益の推移

1）営業利益の黒字／赤字企業の割合の推移を見ると、リーマン・ショックの影響により、2009年度の赤字企業は一時的に約50％近い水準まで増加したものの、その後は景気回復を背景に**赤字企業の割合は緩やかに減少**し、2016年度は35.3％にまで低下している（図表1－2－20参照）。

図表　[1－2－20]　CRDデータから見た、営業利益の黒字／赤字企業の割合の推移

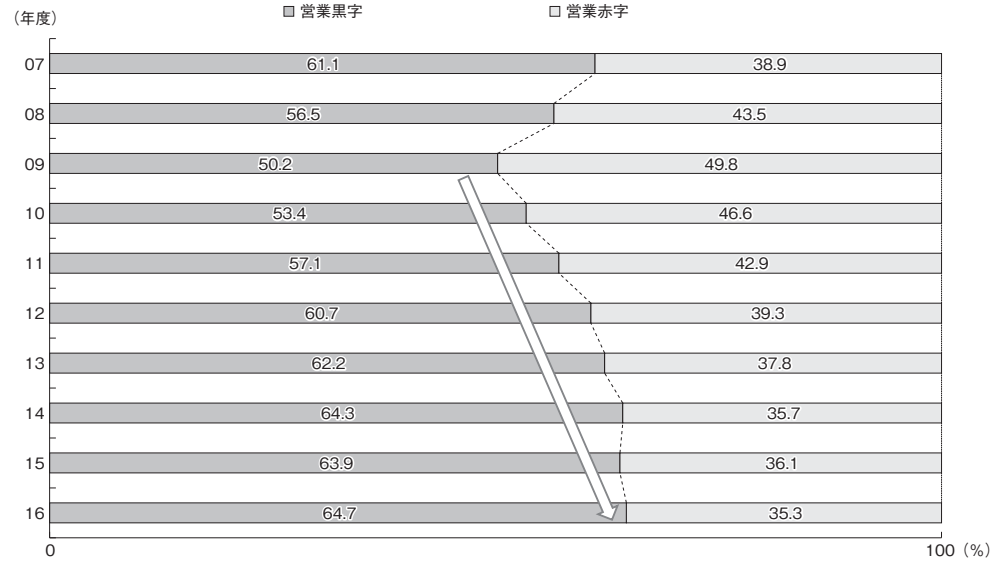

資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」（2019年3月）

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.36をもとに作成）

2）中小企業がどの程度安定して利益計上を行っているのかを確認するために、2007年度から2016年度まで連続で財務情報を確認できる約47万社について、当該10年間に記録した営業赤字の回数を確認すると、５回以上赤字を記録した企業は約17万社であり、全体の36％存在している。一方、リーマン・ショックや東日本大震災などの外的ショックに見舞われながらも、**10年間連続で黒字計上を続けている企業も15％存在**している（図表1－2－21参照）。

図表 [1－2－21] CRDデータから見た、10年間の営業赤字の回数

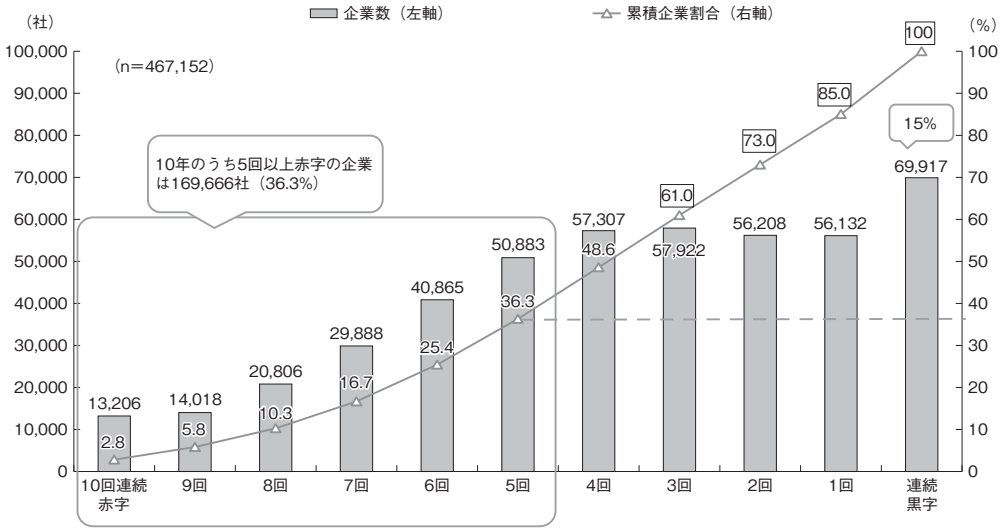

資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」（2019年3月）
（注） CRDデータにおいて、10年間連続でデータが確認できる約47万社を集計したものである。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編 p.37をもとに作成）

❷▶純資産の推移

1）資産超過／債務超過企業の割合の推移を見ると、営業利益で見たときと同様に、リーマン・ショック後の2009年度から2011年度にかけて債務超過企業の割合が増加したが、その後、緩やかに**債務超過企業の割合は減少**している（図表1－2－22参照）。

図表　[1－2－22]　**CRDデータから見た、資産超過／債務超過企業の割合の推移**

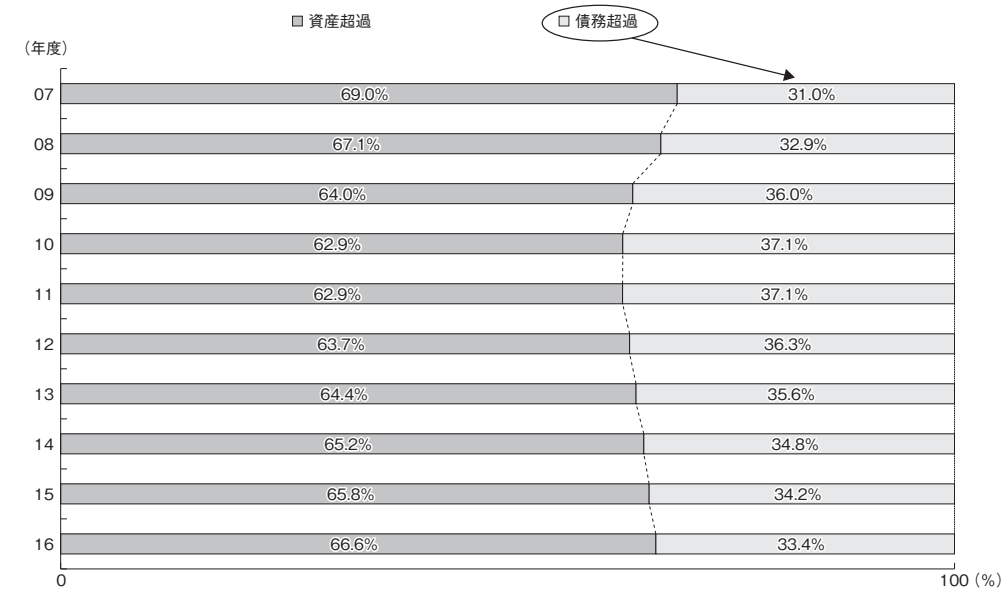

資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」（2019年3月）

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.38をもとに作成）

2）2007年度と2016年度の２時点において、自己資本比率の水準に対する企業数の構成割合の変化を確認すると、2007年度、2016年度ともに、自己資本比率０％以上20％未満の中小企業が最も多いが、自己資本比率▲20％以上40％未満の企業割合が減少し、▲40％未満の企業、40％以上の企業割合が増加しており、この10年間、中小企業の間で、利益を確保し自己資本比率を改善できている企業と、そうでない企業の**二極化が進んでいる**可能性がある（図表1－2－23参照）。

図表 [1－2－23] **自己資本比率の水準別に見た、企業数の分布状況の比較（2007年度－2016年度）**

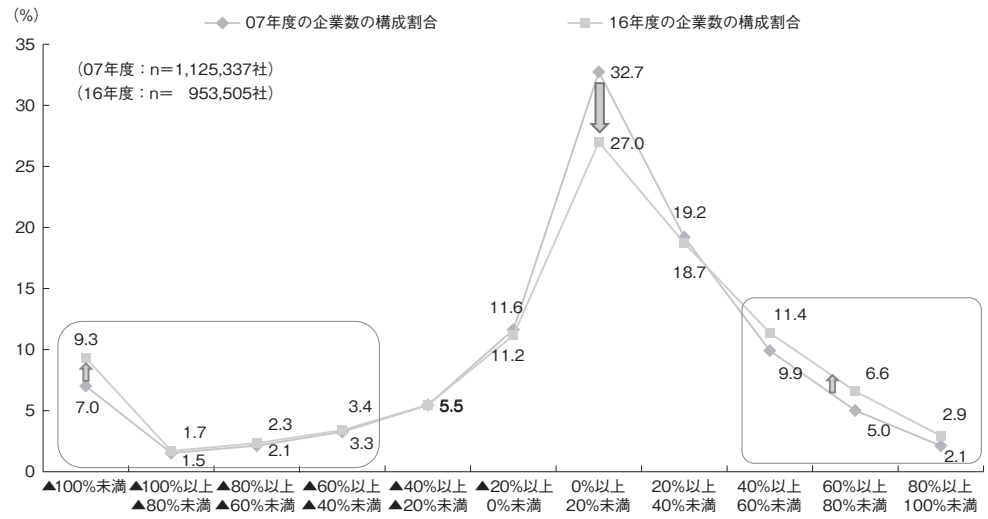

資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」(2019年3月)

(『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.39をもとに作成)

3 設備投資が財務パフォーマンスに与える影響

中小企業白書2019年版では、CRDデータを用いて、2009年度、2010年度、2011年度に設備投資を行った中小企業の５年後までのパフォーマンス（売上高、ROA（ここでは、営業利益÷資産合計で算出している)、現預金、従業員数への影響）について、詳細な統計分析を行っている。ただし、かなり細かい内容のため、ここではポイントのみを示す。

- 設備投資が**売上高**に与える影響を確認すると、設備投資実施から１年後については、実施企業は非実施企業と比較して売上高が低下するものの、**２年後以降は増加**する。
- 設備投資後の**ROA**の変化を確認すると、売上高と同様に設備投資実施から１年後については、実施企業は非実施企業と比較してROAが低下するものの、**２年後以降**は非実施企業と比較して**改善**する。
- **現預金**の変化と**従業員数**の変化を確認すると、現預金、従業員数ともに設備投資実施の**翌年（１年後）から増加**する。

4 人手不足の状況

中小企業の人手不足の状況を概観し、大企業と比較して労働生産性が伸びていないこと、賃金や休暇などの待遇面に差があることなどを確認し、人手不足解消のための手段を確認する。

1 深刻化する人手不足の現状

1）　総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）によると、我が国の人口は2008年をピークに2011年以降は減少が続いており、将来的にも減少が続く見込みとなっている。内訳について見ると、**64歳以下の生産年齢人口（15歳～64歳）が減少**傾向にある一方、**75歳以上の高齢者人口の割合が増加**し続けていくと推察される。

2）総務省「労働力調査（基本集計・長期時系列データ）」によると、**就業率**は1992年をピークに減少傾向にあったが、2012年以降は毎年**上昇**し続けている。**就業者数**も2013年から６年連続で**増加**しており、足下の2018年に統計開始以降で**最高水準**を記録している。性別および年齢ごとに確認すると、M字カーブの谷の部分である**女性の25～44歳**の年齢層で、また、**60～69歳**の高齢者の中でも比較的若い層で**労働参加が進んでいる**。

3）事業所の従業者規模別の**求人数**の推移を確認すると、500人以上の事業所についてはほぼ横ばい、30～99人、100～499人の事業所については緩やかな上昇傾向に留まっているのに対し、**29人以下**の事業所に係る求人数については2009年以降、30人以上の規模の事業所に係る求人数と比較して**大幅に増加**している（図表1－2－24参照）。

図表 [1－2－24] **事業所規模別新規求人数の推移**

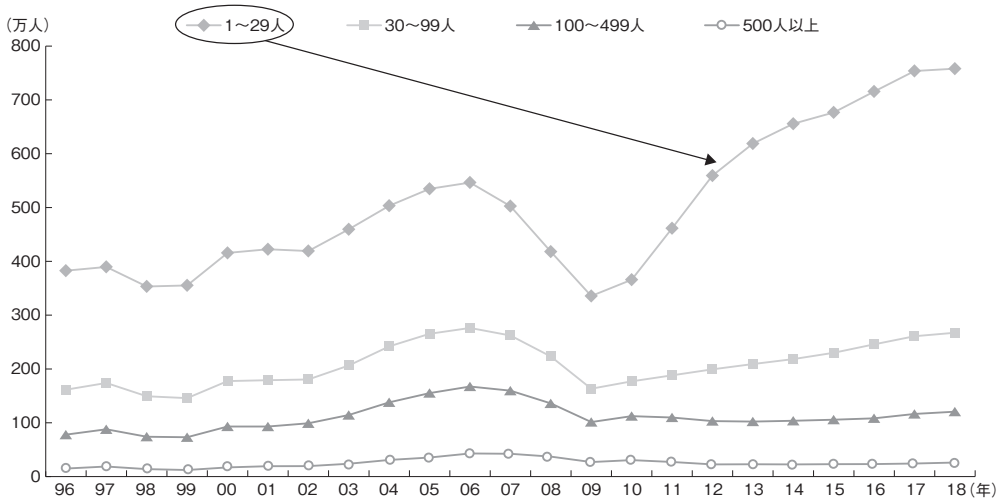

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.48をもとに作成）

4）従業者規模別の**雇用者数**の推移を確認すると、30～99人の事業所については横ばい、100～499人の事業所については強含みで推移し、500人以上の事業所では右肩上がりで年々雇用者数を増加させている一方、**29人以下**の事業所は**右肩下がり**で推移している（図表1－2－25参照）。⇒従業者規模の小さい事業所ほど新たな雇用の確保が難しいと考えられる。

図表　[1－2－25]　**従業者規模別非農林雇用者数の推移**

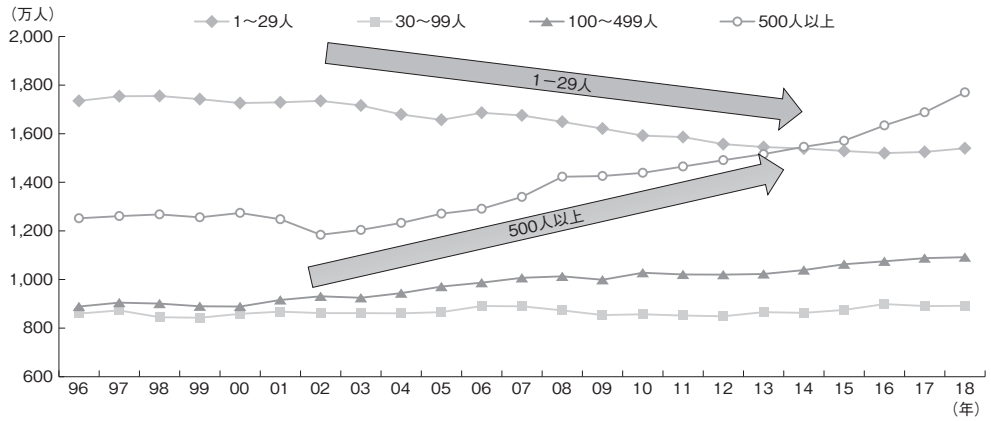

資料：総務省「労働力調査（基本集計・長期時系列データ）」
（注）1. 2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により一部地域において調査実施が一時困難となったため、2011年の値は補完推計値（2015年国勢調査基準）である。
2. 2017年平均から算出の基礎となる人口を2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えており、2010年から2016年の数値については、2017年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2015年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。また、2005年から2009年の数値については、2010年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.49をもとに作成）

2 中小企業の労働生産性の現状

1）図表1－2－26から企業規模別従業員一人当たりの付加価値額（労働生産性）の推移を確認すると、大企業はリーマン・ショック後に一度落ち込んでいるものの、その後は緩やかな上昇傾向にある。一方で中小企業は、大きな落ち込みはないものの横ばい傾向が続いており、足下では大企業との差は徐々に**拡大**している。

図表 [1－2－26] **企業規模別従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移**

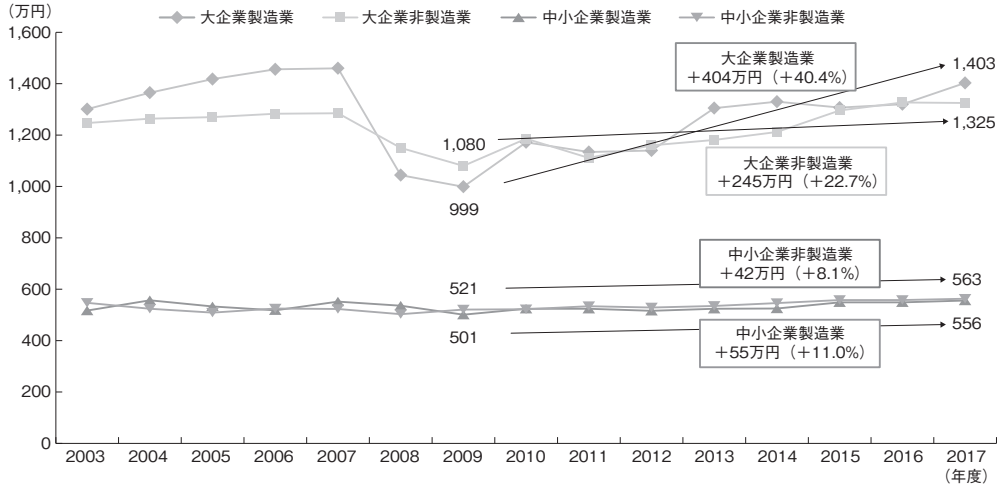

資料：財務省「法人企業統計調査年報」
(注) 1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.56をもとに作成）

2）中小企業の労働生産性について業種別に確認すると、**建設業**や**卸売業**では緩やかな**上昇**傾向にあるのに対し、製造業、小売業、サービス業では横ばいに推移している（図表1－2－27参照）。

図表 [1－2－27] **業種別中小企業の従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移**

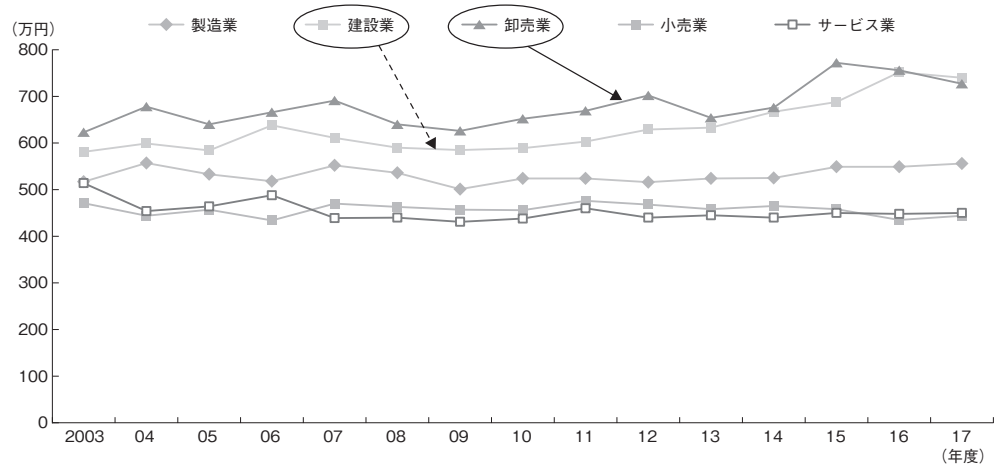

資料：財務省「法人企業統計調査年報」
(注) 1. ここでいう中小企業とは、資本金１億円未満の企業とする。
2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋

支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.56をもとに作成）

3）図表1－2－28から、2016年度から2017年度にかけての労働生産性上昇率の内訳について、業種別、規模別に確認する。

まず、**製造業**について、従業者を増やしたことによる従業者要因の下げ幅は大企業と中小企業との間で差は生じていないが、付加価値額を伸ばしたことによる**付加価値要因**についてはおよそ**3倍の差**が生じている。

非製造業について、中小企業は付加価値要因も従業者要因も大企業の約半分の水準ではあるものの、**付加価値要因が従業者要因を上回り**、総じて見ると労働生産性はわずかに上昇している。

図表　[1－2－28]　**業種別規模別労働生産性上昇率の要因分解（2016～2017年度）**

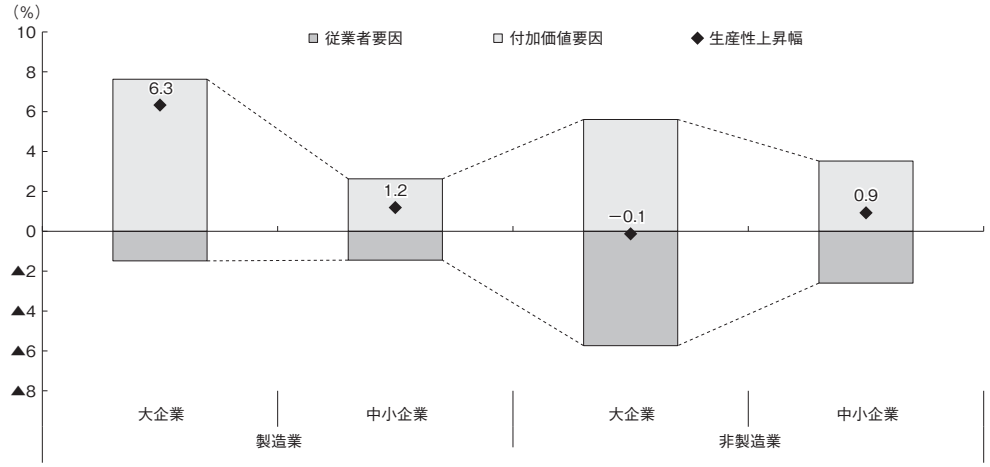

資料：財務省「法人企業統計年報」より作成
（注）1. ここでいう大企業とは、資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2. 各要因の変化率を対数差分で計算し、寄与度として用いているため、全体の生産性上昇率と一致しない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.57をもとに作成）

4）日本生産性本部「労働生産性の国際比較2018」に基づき、我が国の労働生産性および労働生産性上昇率について、OECD加盟諸国と比べてその水準を確認すると、労働生産性（2017年）については、OECD加盟諸国36か国中21位であり、労働生産性上昇率（2015～2017年）については0.3%で、36か国中29位と**低い**水準となっている。

3 企業を取り巻く労働環境について

ここまで、我が国の中小企業が直面している人手不足の状況を見てきたが、ここでは、求人に大きな影響を及ぼす雇用環境の現状について確認する。

1）企業規模別の**給与額**の推移について見てみると、中小企業の給与額は2010年以降徐々に上昇し続けているものの、大企業の給与水準との**格差は埋まらずに推移**しており、大企業の水準に近づけることが人手不足解消の一つの鍵といえる（図表1－2－29参照）。

図表 [1－2－29] **規模別給与額の推移**

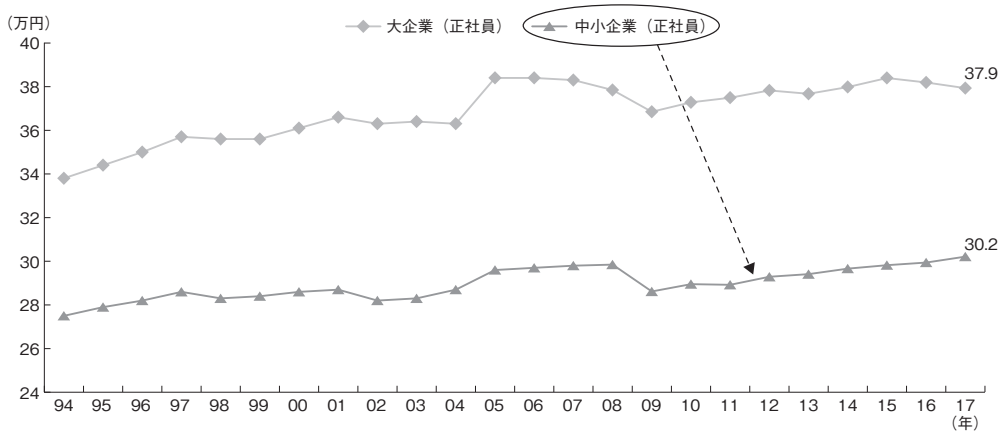

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」再編加工

（注）1. 「正社員」の値は、2004年以前は、雇用期間の定めなしの一般労働者を集計しており、2005年以降は、一般労働者のうち、事業所で「正社員・正職員」とする者を集計している。
2. 一般労働者とは、常用労働者のうち「短時間労働者」以外の労働者をいう。
3. 「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。
4. 常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。（イ）期間を定めず、又は１ヶ月を超える期間を定めて雇われている者（ロ）日々又は１ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査月の前２ヶ月にそれぞれ18日以上雇われている者
5. 給与額は、「きまって支給する現金給与額」であり、各年の６月分として支払われた給与額で基本給と、あらかじめ定められている諸手当の合計額をいい、残業代を含む。
6. 「企業全体の常用労働者数」が299人以下（卸売業、サービス業、小売業、飲食店は99人以下）の企業を中小企業、中小企業以外の企業を大企業とする。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.59をもとに作成）

2）給与額の推移に関連し、従業者規模別に**賃上げ率**の推移を確認すると、299人以下（100～299人）の企業の賃上げ率は上昇傾向にはあるものの、それ以上の規模の企業の賃上げ率を概ね下回っており、従業者規模による**格差は拡大**している（図表1－2－30参照）。

図表　[1－2－30]　**従業者規模別賃上げ率（一人当たり平均賃金の改定率）の推移**

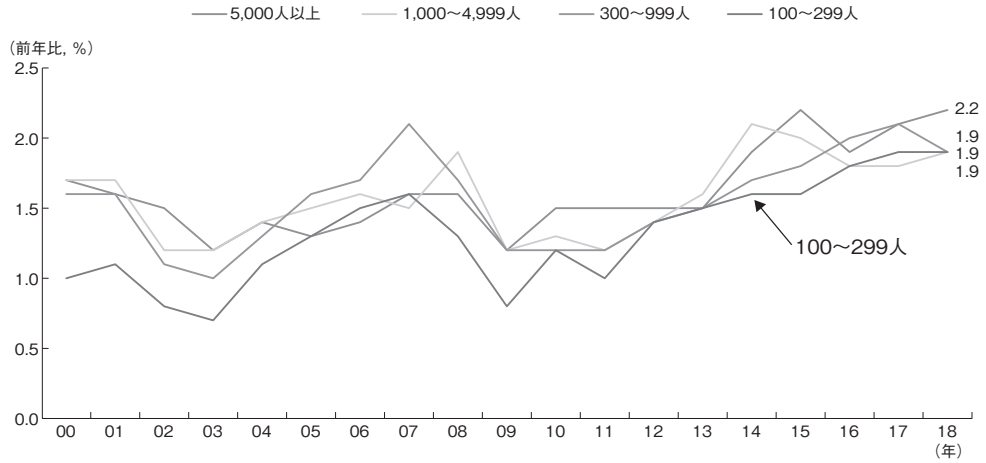

資料：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
（注）1. 賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業を集計したもの。
2. すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給、ベースアップ、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。
3. 当該調査の常用雇用者とは、雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。
4. 一人平均賃金の改定率は、常用労働者数による加重平均による。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.60をもとに作成）

3）経済産業省「企業活動基本調査」を用いて我が国における実質労働生産性上昇率と実質賃金上昇率の関係性について確認すると、両者には正の相関があり、**実質労働生産性上昇率が高まると実質賃金上昇率も高まる**ことがわかっている。

4）**休暇取得**の状況について、従業者規模別の年間休日総数の企業割合について確認すると、年間休日総数が109日までの場合、どの日数においても従業者規模が小さな順に取得割合が高く、逆に、年間休日総数が110日を超えると従業者規模の大きな順に取得割合が高くなっており、**規模の小さな企業ほど有給休暇等の取得が進んでいない**と考えられる（図表1－2－31参照）。

図表 [1－2－31] **企業規模別年間休日総数の企業割合**

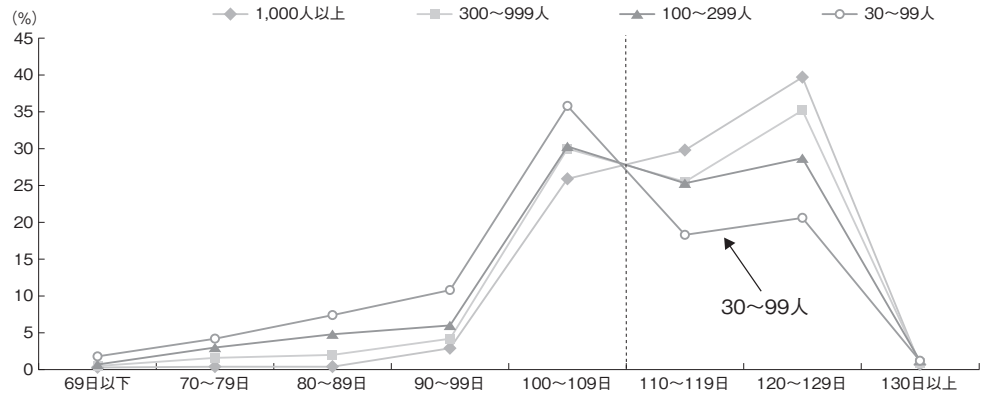

資料：厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.61をもとに作成）

5）企業規模別に労働者１人当たり平均**年次有給休暇**の取得日数の推移について確認すると、従業者規模1,000人以上の企業が足下でやや強含みで推移しているほか、999人以下の企業については取得日数が少ないまま横ばいで推移しており、**規模の小さい企業ほど有給休暇の取得が進んでいない**ことが考えられる（図表1－2－32参照）。

図表 [1－2－32] **企業規模別労働者１人当たり平均年次有給休暇の取得日数の推移**

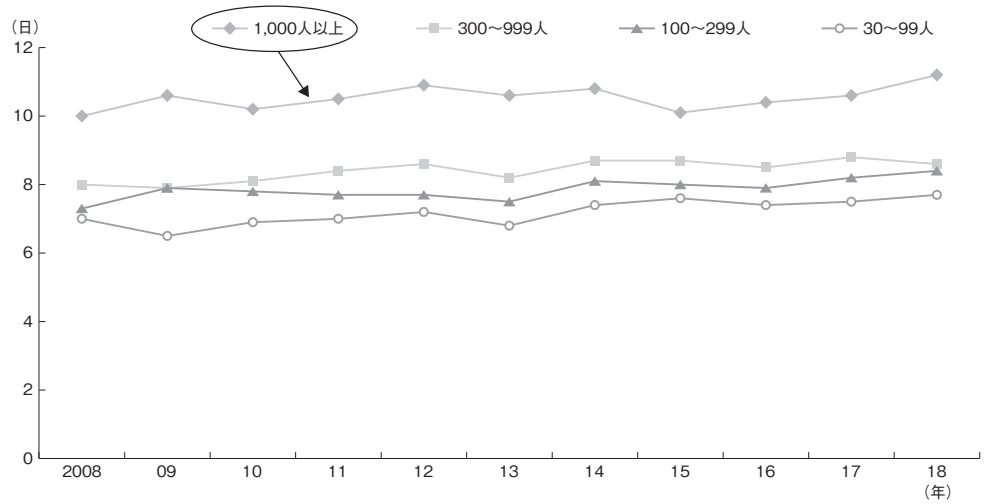

資料：厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.62をもとに作成）

6）企業規模別に**特別休暇**の利用企業割合を確認すると、夏季休暇については従業者規模間における差異は比較的小さいが、**病気休暇**、**リフレッシュ休暇**、**ボランティア休暇**においては差異が顕著であり、中小企業にはまだ改善の余地があるといえる（図表1－2－33参照）。

図表　[1－2－33]　**企業規模別特別休暇の利用企業割合**

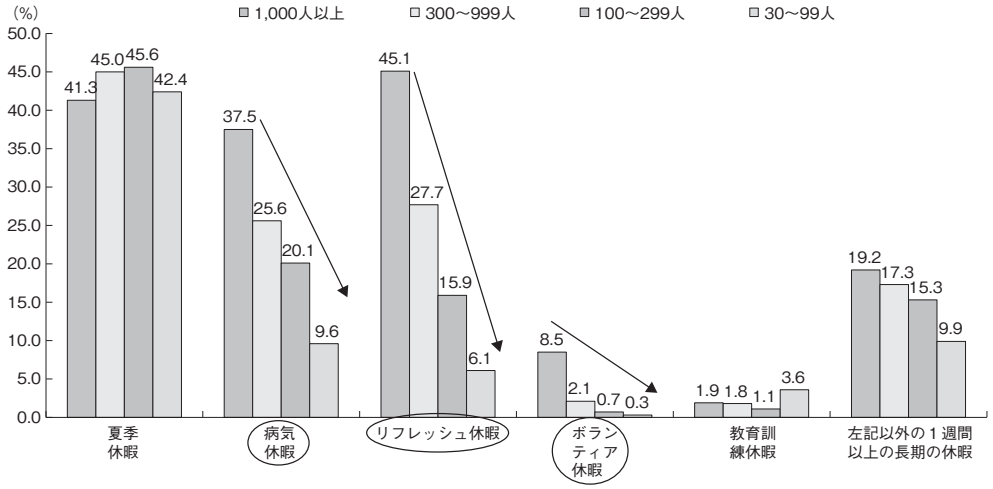

資料：厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」
（注）　調査年の前年（又は前々会計年度）１年間に実際に取得した日数である。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.62をもとに作成）

4 新たな雇用の担い手

1）規模の小さな企業の雇用環境は規模の大きな企業との差があるが、そのような環境においても採用対象者を工夫することで人手不足に対応している企業も存在する。例えば、これまで社会進出の進んでいなかった女性などの雇用を増やすことが挙げられる。

図表1－2－34に見るように、特に**非正規**の雇用形態において、**女性の雇用者数が増加**している。

図表 [1－2－34] 雇用形態別に見た、女性の雇用者数の推移

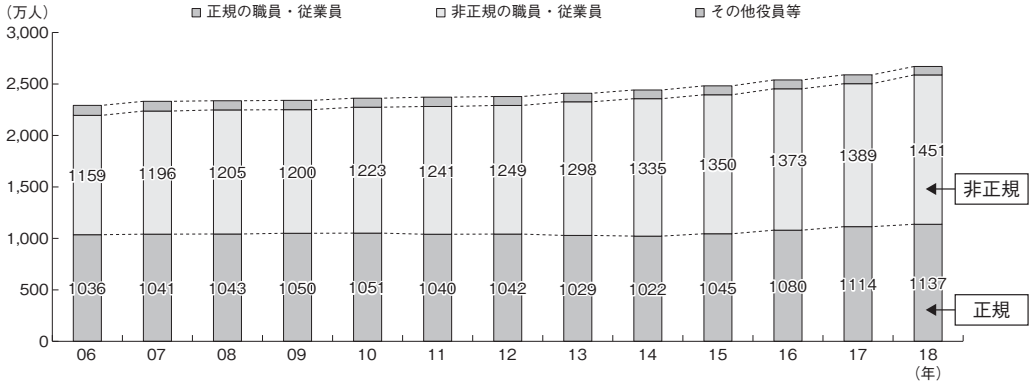

資料：総務省「労働力調査（詳細集計・長期時系列データ）」

（注） 1. 2011年３月11日に発生した東日本大震災の影響により一部地域において調査実施が一時困難となったため、2011年の値は補完推計値（2015年国勢調査基準）である。

2. 2017年平均から算出の基礎となる人口を2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えており、2010年から2016年の数値については、2017年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2015年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。また、2009年以前の数値については、2010年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.63をもとに作成）

2）これまで社会進出の進んでいなかった層としては、60歳以上の**シニア**も挙げられる。図表1－2－35に見るように、シニア層においても、女性と同様に**非正規雇用での雇用者数が増加**しており、ライフスタイルに合わせて柔軟に働いたり、無理のない程度に働いたりすることで社会進出を進めていることが考えられる。

図表　[1－2－35]　**雇用形態別に見た、60歳以上の雇用者数の推移**

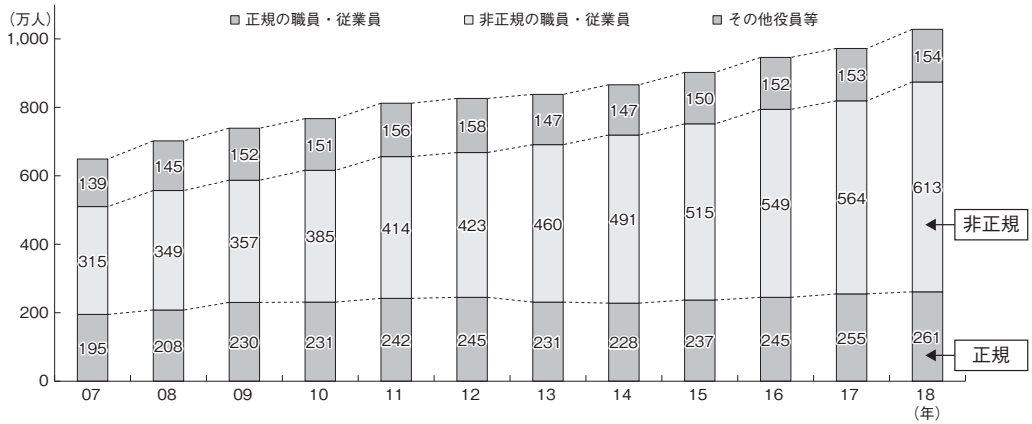

資料：総務省「労働力調査（詳細集計・長期時系列データ）」
（注）1. 2011年３月11日に発生した東日本大震災の影響により一部地域において調査実施が一時困難となったため、2011年の値は補完推計値（2015年国勢調査基準）である。
2. 2017年平均から算出の基礎となる人口を2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えており、2010年から2016年の数値については、2017年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2015年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。また、2009年以前の数値については、2010年以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.64をもとに作成）

3）人手不足への対応策の最後に、常用労働者の**中途採用**事業所割合の推移を確認すると、図表1－2－36に見るように、中小企業の中途採用事業所割合は**増加**傾向にあり、人手の足りない事業所においては中途採用という形態で人を雇うことも対策の一つとなっている可能性が考えられる。

図表　[1－2－36]　**常用労働者の中途採用事業所割合**

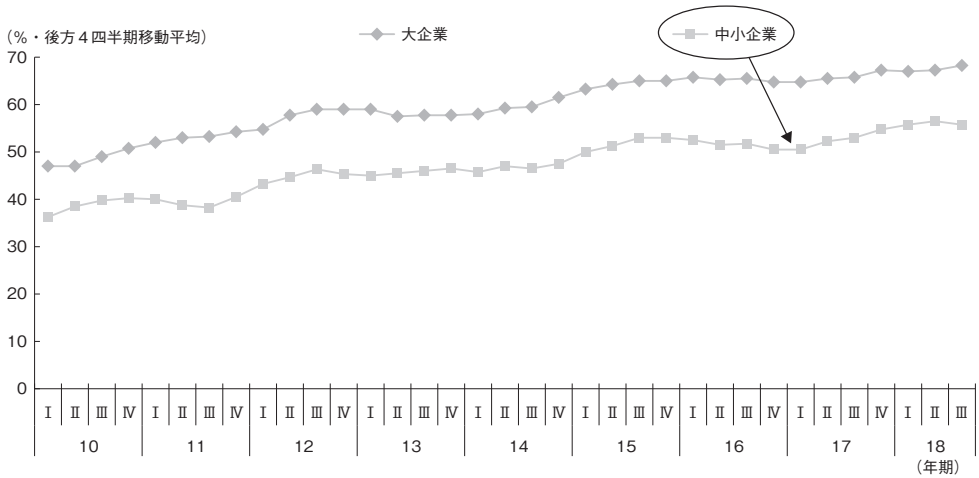

資料：厚生労働省「労働経済動向調査」より中企庁にて作成。
（注）「企業全体の常用労働者数」が99人以下の企業を中小企業、1000人以上の企業を大企業とする。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.64をもとに作成）

5 開廃業の状況

開廃業の国際比較、業種別の状況などを確認する。なお、ここでは、厚生労働省「雇用保険事業年報」を用いて我が国の開業率および廃業率について現状把握を行う。

参　考

「雇用保険事業年報」について

「雇用保険事業年報」をもとにした開廃業率は、事業所における雇用関係の成立、消滅をそれぞれ開廃業とみなしている。そのため、企業単位での開廃業を確認できない、雇用者が存在しない、例えば事業主１人での開業の実態は把握できないという特徴があるものの、毎年実施されており、「日本再興戦略2016」（2016年６月２日閣議決定）でも、開廃業率のKPIとして用いられているため、中小企業白書2019年版では当該指標を用いている。

1 開廃業の動向

1）図表1－2－37に見るように、我が国の開業率は、1988年度をピークに減少傾向に転じ、2000年代を通じて緩やかな上昇傾向で推移し、足下では5.6％となっている。他方、廃業率は、1996年度以降増加傾向が続いていたが、2010年度に減少傾向に転じ、足下では3.5％となっている。2000年度から2010年度にかけては開廃業率ともに４％台で推移していたが、2010年度以降はその差は年々**拡大**している。

図表　[1－2－37]　**開業率・廃業率の推移**

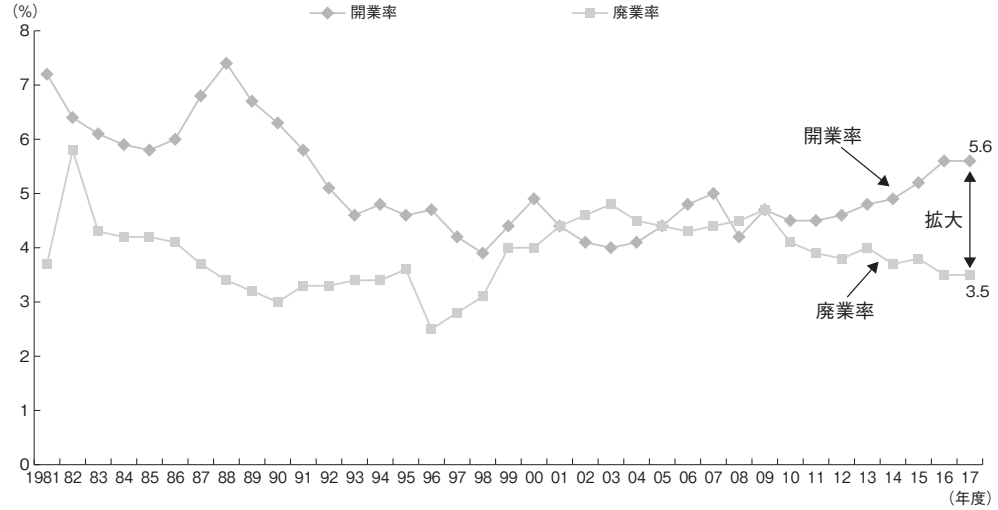

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」

（注）　1. 雇用保険事業年報による開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度末の適用事業所数である。

2. 雇用保険事業年報による廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度末の適用事業所数である。

3. 適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である（雇用保険法第５条）。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.67をもとに作成）

2）図表1－2－38から、諸外国の開廃業率の推移と我が国の開廃業率の推移を国際比較すると、開業率は、最も高いフランスは13.2%、最も低いドイツでも6.7%と日本の5.6%を上回っている。廃業率についても、最も高いイギリスで12.2%、最も低いドイツで7.5%と日本の3.5%を上回っている。我が国と各国の統計の方法が異なっているため単純な比較はできないものの、国際的に見ると**我が国の開廃業率は相当程度低水準**である。

図表 [1－2－38] 開廃業率の国際比較

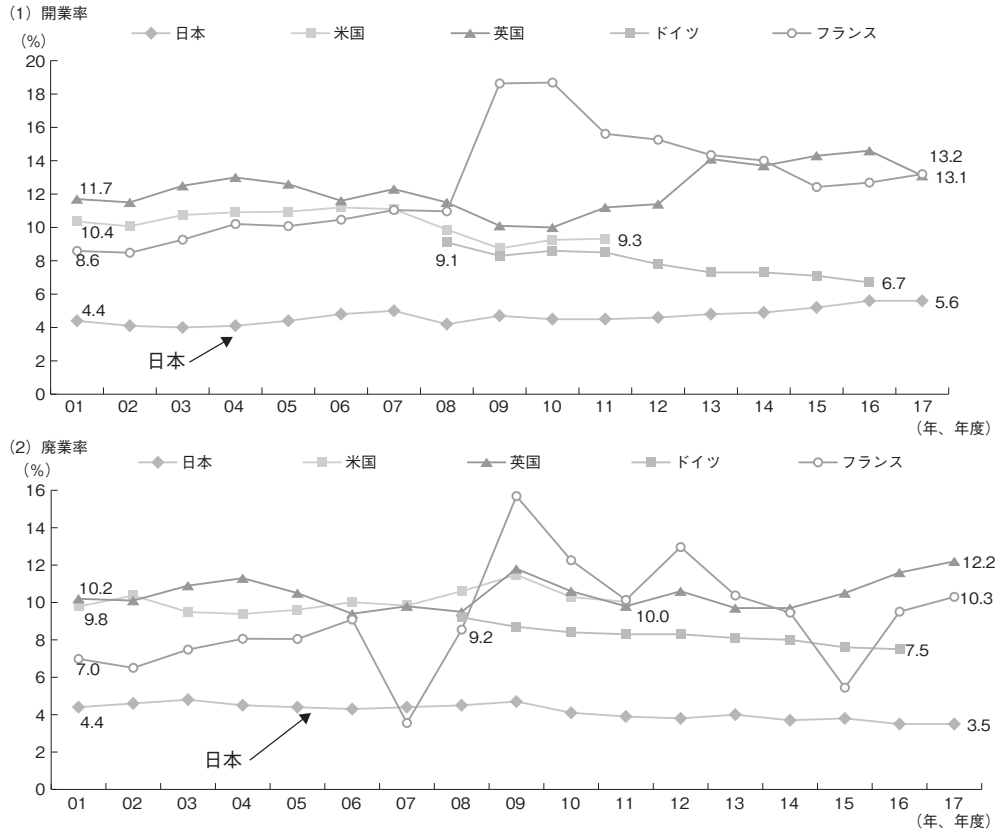

資料：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」（年度ベース）
米国：U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy」
英国：Office for National Statistics「Business Demography」
ドイツ：Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」
フランス：INSEE「Taux de création d' entreprises」

（注）
1. 日本の開廃業率は、保険関係が成立している事業所（適用事業所）の成立・消滅をもとに算出している。
2. 米国の開廃業率は、雇用主（employer）の発生・消滅をもとに算出している。
3. 英国の開廃業率は、VAT（付加価値税）及びPAYE（源泉所得税）登録企業数をもとに算出している。
4. ドイツの開廃業率は、開業・廃業届を提出した企業数をもとに算出している。
5. フランスの開業率は、企業・事業所目録（SIRENRE）へのデータベースに登録・抹消された企業数をもとに算出している。
6. 国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.68をもとに作成）

3）　図表1－2－39から、開廃業率を業種ごとに見たときの分布状況を確認したポイントは以下のとおりである。

・**建設業の開業率が最も高く**、また事業所の数も多いため全体の開業率を押し上げている。
・**製造業の開業率が最も低く**、また事業所の数も多いため全体の開業率を押し下げている。
・廃業率は開業率に比べると業種ごとの差異は小さくなっているが、**宿泊業、飲食サービス業や小売業は廃業率も高く**事業所も一定数存在するため全体の廃業率の押し上げ要因となっている。
・**医療、福祉は廃業率も低く**事業所数が多いため全体の廃業率の押し下げ要因となっている。
・開業率、廃業率の双方から見ると、**宿泊業、飲食サービス業**は開業率・廃業率ともに高く、**事業所の入れ替わりが頻繁に行われている。**

図表　[1－2－39]　**業種別開廃業率の分布状況（2017年度）**

	開業率	廃業率	事業所数
建設業	10.6%	3.2%	368,279
製造業	2.0%	3.0%	281,433
医療、福祉	4.4%	2.4%	249,553
小売業	4.6%	4.4%	248,935
その他サービス業（複合サービス他）	3.9%	2.9%	224,239
学術研究、専門・技術サービス業	5.2%	3.8%	158,283
卸売業	2.6%	3.4%	134,416
宿泊業、飲食サービス業	9.7%	6.2%	116,962
生活関連サービス業、娯楽業	7.1%	4.5%	97,572
運輸業、郵便業	2.9%	2.5%	77,622
その他の業種（鉱業、電気、金融、農林、公務、分類不能）	5.5%	3.5%	75,473
情報通信業	6.5%	4.3%	59,570
不動産業、物品賃貸業	6.3%	3.5%	57,908
教育、学習支援業	4.9%	3.2%	35,922
全業種平均	5.6%	3.5%	2,186,167

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」
（注）　1. 雇用保険事業年報による開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
2. 雇用保険事業年報による廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
3. 適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である（雇用保険法第５条）。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.69をもとに作成）

第3章

中小企業白書2019年版第２部
経営者の世代交代

Registered Management Consultant

本章の体系図

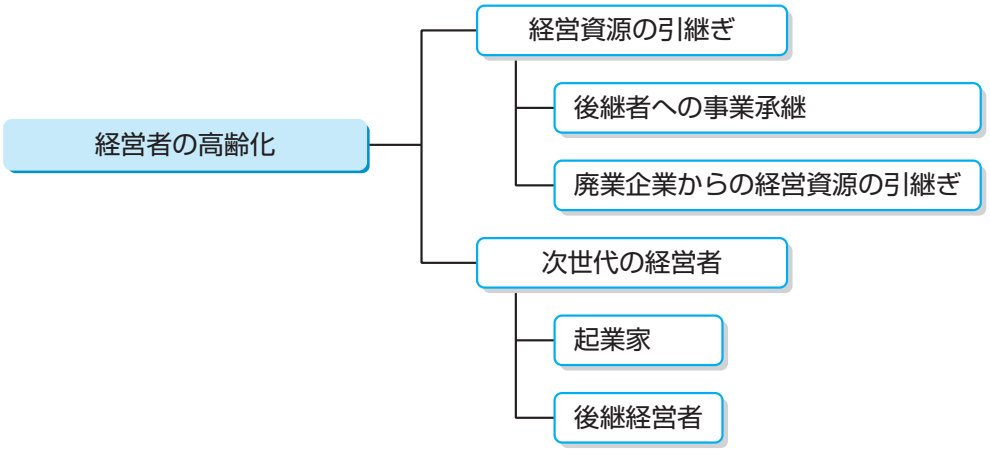

本章のポイント

◇ 経営の担い手（経営者）の状況はどのようになっているか。
◇ 経営資源の引継ぎはどのように分類されるか。
◇ 事業承継を行うとどのような効果があるか。
◇ 経営者引退前の状況はどのようになっているか。
◇「次世代の経営者」はどのように分類されるか。
◇「起業家」と「後継経営者」にはどのような違いがあるか。
◇ 我が国の起業活動はどのような水準になっているか。
◇「経営者参入」にはどのような課題があるか。
◇ 起業後に成長を果たす起業家にはどのような特徴があるか。

1 経営資源の引継ぎ

事業承継や、廃業に伴う経営資源の引継ぎについて、特に引退する経営者に着目して確認する。具体的には、若い世代への事業承継が企業の業績にプラスの影響を与えること、事業承継や経営資源の引継ぎのためには早めの準備が必要であることなどを確認する。

1 経営者引退の概観

❶▶経営者の参入と引退の概観

1 経営者の参入と引退の概念

経営者の参入には、自ら事業を開始する「**起業**」、他者から事業を引き継ぐ「**事業承継**」がある。他方、経営者の引退には、他者へ事業を引き継ぐ「事業承継」、事業を停止する「**廃業**」がある。

近年、**事業承継**が注目されているが、これは、**経営者の参入と引退が同時に行われていること**を指す。

2 経営の担い手の推移

我が国の企業（個人事業者を含む）の**経営の担い手**の数の推移を見ると、59歳以下の者が1992年から2017年にかけて約45％減少している一方、60歳以上の者は、同じ期間に約25％増加しており、経営の担い手の高齢化が進み、2017年時点で、経営の担い手の数は、**60歳以上が59歳以下を上回っている**（図表1－3－1参照）。

図表 ［1－3－1］ 経営の担い手の推移

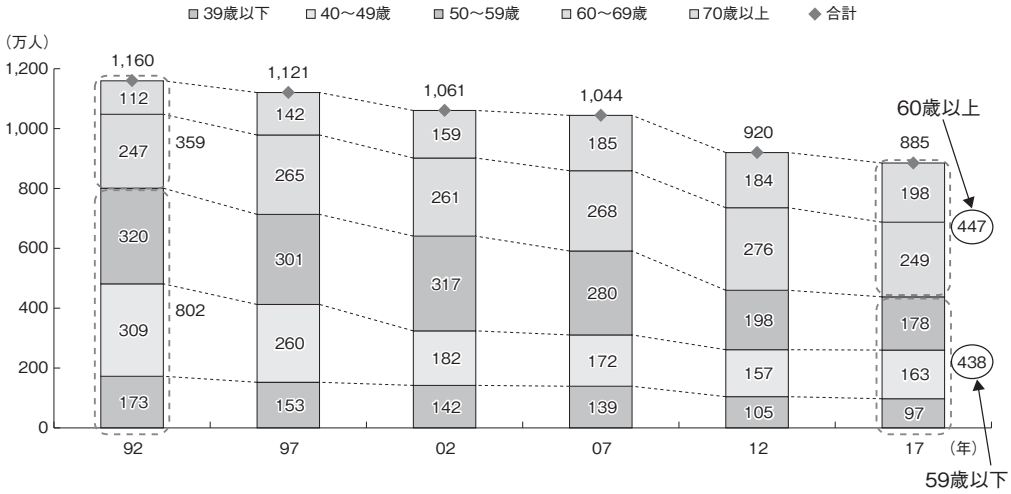

資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工
（注） 1. ここでいう経営の担い手とは、会社などの役員又は自営業主と回答した者をいう。
2. 会社などの役員には、法人の代表者でない者も含まれるため、企業数よりも多い数となる。
3. 全産業を対象としている。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.75をもとに作成）

3 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布

（株）帝国データバンク「COSMOS 2（企業概要ファイル）」再編加工に基づき、中小企業の経営者の年齢の分布を見ると、最も多い経営者の年齢は、1995年に47歳だったが、2018年には**69歳**となっており、経営者年齢の高齢化が進んでいる。

❷▶経営引退に伴う経営資源の引継ぎ

1 経営資源引継ぎの概念

図表1－3－2は、経営者引退に伴う経営資源引継ぎの概念について整理している。経営者引退は、事業が継続されるか否かによって「**事業承継**」と「**廃業**」に分けられる。また、事業の継続状況とは別に、事業で使用されていた経営資源がどうなったかという観点から捉えた「**経営資源の引継ぎ**」がある。なお、中小企業庁が2016年に策定した『事業承継ガイドライン』によると、「経営資源」は、「人」、「資産」、「知的資産」に大別できる。具体的には、

・「人」…経営権（従業員も含まれると考えられている）
・「資産」…株式、事業用資産（設備・不動産）、資金
・「知的資産」…ノウハウ、取引先との人脈、顧客情報、知的財産権

などが挙げられている。

ここでいう「事業」とは、これら「経営資源」を用いて生産活動を行っていることを指す。

図表　[1－3－2]　**経営者引退に伴う経営資源引継ぎの概念図**

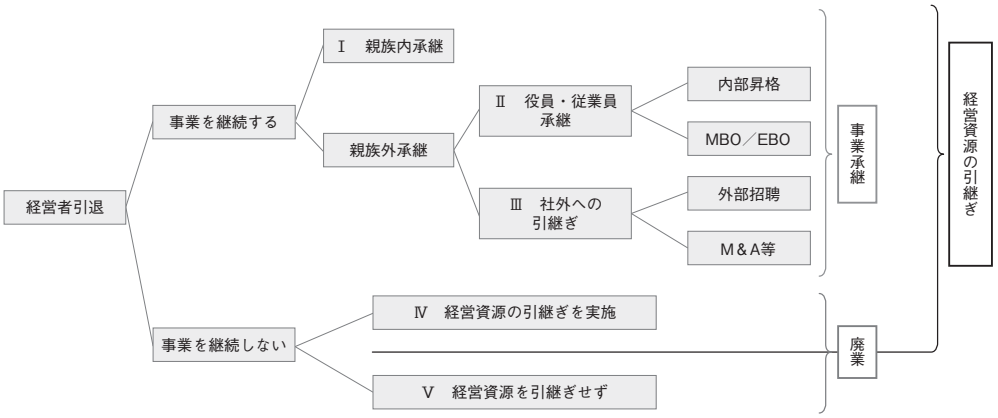

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.77をもとに作成）

2 事業承継

ここでは、経営者を引退した者を対象としたアンケート調査である、みずほ情報総研（株）「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月）を用いて、事業承継した経営者、廃業した経営者別に確認する。ただし、１次データ中心で試験対策上の重要度は低いため、ポイントを絞って簡潔に確認する。

❶▶事業承継した経営者の実態と取組

1 事業承継の概観

引退した経営者と、事業を引き継いだ後継者との関係を確認すると、図表1－3－3に見るように、**親族内承継が過半**を占めており、その大半は**子供（男性）への承継**である。他方、**親族外の承継も３割**を超え、事業承継の有力な選択肢になっている。

図表 [1−3−3] 事業承継した経営者と後継者との関係

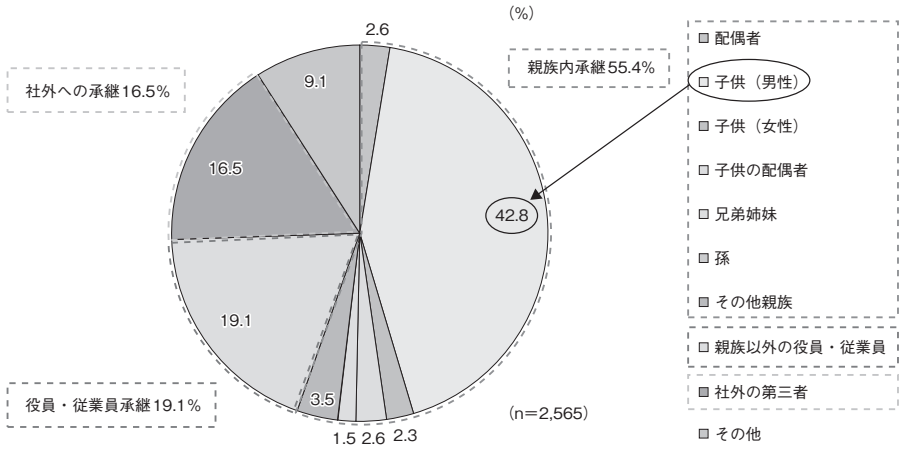

資料：みずほ情報総研（株）「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月）
（注） 引退後の事業継続について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編 p.80をもとに作成）

❷▶後継者教育

❶ 後継者教育の取組

1）事業承継した経営者が後継者を決定する上で重視した資質・能力について確認すると、図表1−3−4に見るように、「自社の事業に関する専門知識」や「自社の事業に関する実務経験」を回答する割合が高く、自社の事業への理解を重視していることがわかる。ただし、最も重視されている資質・能力は、「**経営に対する意欲・覚悟**」という心構えの部分である。

図表 [1−3−4] 後継者を決定する上で重視した資質・能力

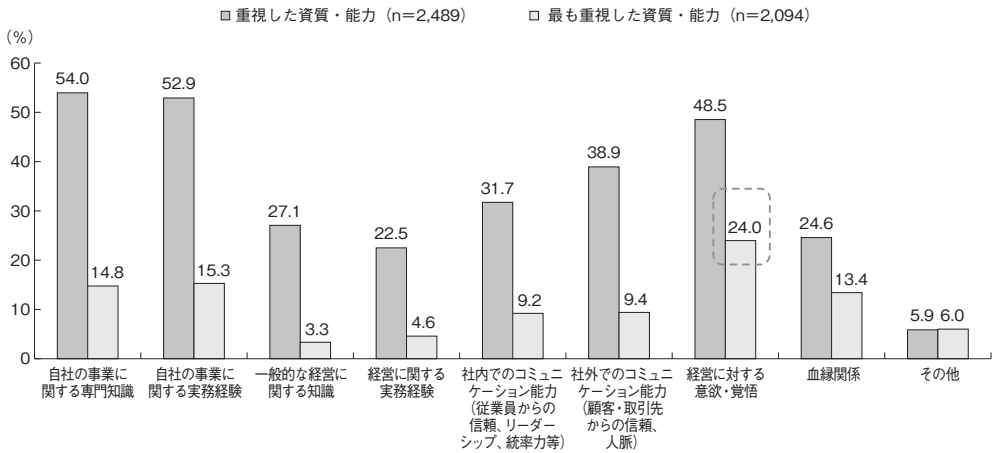

資料：みずほ情報総研（株）「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月）
（注）1. 引退後の事業継続について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。
2.「重視した資質・能力」については複数回答、「最も重視した資質・能力」については単一回答となっている。
3.「重視した資質・能力」については、複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.90をもとに作成）

2）実施した後継者教育の内容について確認すると、図表1－3－5に見るように、「自社事業の技術・ノウハウについて社内で教育を行った」、「取引先に顔つなぎを行った」、「経営について社内で教育を行った」など、事業に直接関わる内容のものの実施割合が高い。最も有効だった後継者教育の内容についても、社内教育、取引先への顔つなぎなどの回答が多い。

図表　[1－3－5]　**実施した後継者教育の内容**

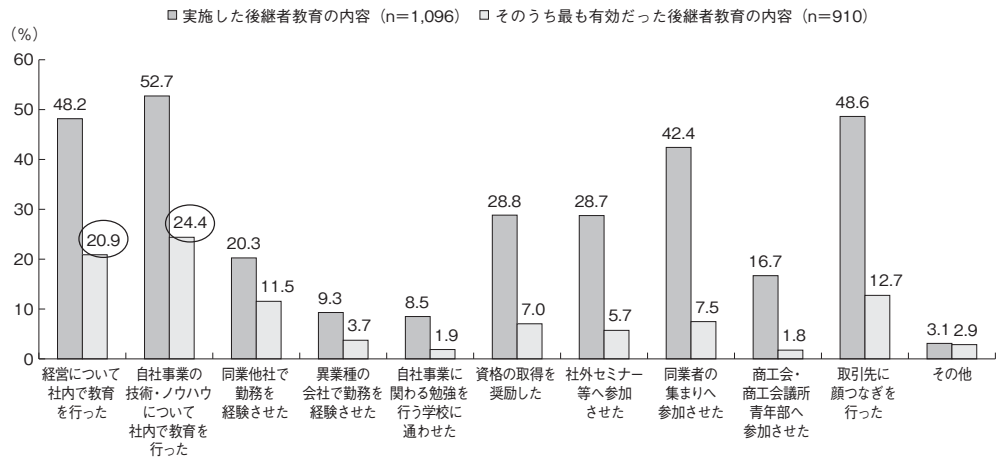

資料：みずほ情報総研（株）「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月）
（注）1. 引退後の事業継続について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答し、かつ、意識的な後継者教育の有無について「行った」と回答した者について集計している。
2.「実施した後継者教育の内容」については、複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.92をもとに作成）

❸▶経営者交代と企業のパフォーマンス

中小企業白書2019年版では、CRDデータを用いて、経営者が若返ることによる事業拡大意欲に関連する指標として、売上高、総資産、ROA（営業利益÷資産合計）、従業員数について、承継後の経営者の年齢により30代以下、40代、50代の場合に分けて、詳細な統計分析を行っている。ただし、かなり細かい内容のため、ここではポイントのみを示す。なお、結論を先に述べると、**30代以下、40代**の経営者に事業承継を行うほうが、50代への事業承継と比較して売上高などを**押し上げる**効果をもたらす。

・**売上高成長率**について比較すると、**事業承継した企業**は、承継の翌年から５年後までの間、事業承継していない企業と比較して**成長率が高い**。また、事業承継年

から年が経つにつれて差が拡大しているため、事業承継後に売上高が成長することが多いと考えられる。承継後の新経営者の年代別の効果を比較すると、事業を引き継いだ経営者が30代以下、40代の場合、事業承継の翌年から５年後までの間、事業承継していない企業と比較して売上高成長率を押し上げる効果が顕著である。しかし、**50代**への事業承継になると、事業承継から２年後、３年後を除き、**有意な効果が確認できない**。

- **総資産成長率**について比較すると、**事業承継した企業**は、事業承継していない企業の総資産成長率をおおむね**上回っており**、総資産成長率についても事業承継後におおむね上昇すると考えられる。新経営者の年代別に見ると、30代以下への事業承継では承継の翌年から成長率を押し上げる効果が明確に観察されており、ほとんど**効果が確認できない40代、50代への事業承継**とは対照的な結果となっている。
- **ROA**については、事業承継を行った企業と行っていない企業の間に**有意な差が観察されることは少ない**。また、新経営者の年代別の効果を見ても、若い世代ほど、事業承継していない企業に対してROAが高くなるという傾向は**観察されていない**。
- **従業員数成長率**について比較すると、2009年度と2010年度に事業承継した企業について、事業承継していない企業と比較して有意に上回るケースはない。しかし、2011年度に事業承継した企業については、事業承継から４年後以降、事業承継していない企業を上回る従業員成長率を記録している。また、新経営者の年代別効果を見ても、30代以下、40代への事業承継では、従業者数の成長率が事業承継していない企業を有意に上回っており、事業承継が従業員数の成長率を押し上げる**一定の効果**が見られる。

3 廃業とそれに伴う経営資源の引継ぎ

❶▶廃業した企業からの経営資源の引継ぎの実態

「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」に基づく、廃業（事業を停止）した企業からの経営資源の引継ぎ実態等の主要なアンケート結果は図表1－3－6のとおりである。

図表 ［1−3−6］**「廃業した企業からの経営資源の引継ぎの実態」のまとめ**

事業を継続しなかった理由	「もともと自分の代で畳むつもりだった」（58.5％）が最も多く、次いで「事業の将来性が見通せなかった」（41.6％）が多い。
廃業に向けた取組の中で（最も）苦労したこと	「顧客や販売先への説明」（17.1％）が最も多く、次いで「従業員の処遇」（14.8％）が多い（「特になし」（41.8％）を除く）。
従業員の再就職先	「同業種の取引先（販売先・仕入先等）」（60.1％）が最も多く、次いで「取引先以外の同業他社」（20.3％）が多い。⇒従業員の再就職先は**同業種**が中心となっている。
販売先・顧客の引継ぎ先	「同業種の取引先（販売先・仕入先等）」（72.5％）が最も多く、次いで「取引先以外の同業他社」（21.5％）が多い。⇒販売先・顧客の引継ぎ先も**同業種**が中心となっている。
販売先・顧客の引継ぎをしなかった理由	「引継ぎをするという発想がなかった」（26.8％）が最も多く、次いで「販売先・顧客が希望しなかった」（19.6％）が多い（「特に理由はない」（33.4％）を除く）。
設備の引継ぎ・譲渡先	「**同業種**の取引先（販売先・仕入先等）」（46.9％）が最も多く、次いで「中古設備取扱業者」（23.7％）が多い。
設備の引継ぎ・譲渡をしなかった理由	「引継ぐ価値があるとは思わなかった」（40.6％）が最も多く、次いで「引継ぎ先が見つからなかった」（21.1％）が多い（「特に理由はない」（30.9％）を除く）。
事業用不動産の引継ぎ・譲渡先	「不動産会社」と「経営者の家族・親族」がともに20.6％で最も多い。⇒事業で活用することを目的に、直接他の企業に引き継がれる割合は低い。
事業用不動産の引継ぎ・譲渡をしなかった理由	「自宅と一体になっている」（38.4％）が最も多く、次いで「賃貸とするため」（15.7％）が多い（「特に理由はない」（17.3％）を除く）。
廃業のために必要となった費用の内容	「登記や法手続などの費用」（57.3％）が最も多く、次いで「設備の処分費用」（30.1％）が多い。
廃業の費用総額	36.2％が廃業に当たり、100万円以上の費用がかかっている。
経営資源を引き継いだ際の対価の総額	何らかの経営資源を有償で引き継いだ者が60.8％いる（無償での引継ぎが39.2％いるため）。⇒経営資源を有償で引き継ぐことができれば、廃業費用の一部を賄うことができる。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.113〜123をもとに作成）

❷▶休廃業・解散した企業の収益状況

以下に見るように、休廃業・解散企業の収益状況は、解散などの数年前までは中小企業全体に遜色ない水準だが、徐々に**収益状況が悪化し、休廃業・解散するに至る**傾向にある。収益状況が悪化していく前に、早めに事業承継を見据えた経営改革または廃業の準備をすることが重要といえる。

❶ 休廃業・解散企業の収益状況の推移

1）休廃業・解散企業の**売上高**の中央値の推移を見ると、中小企業全体に比べ、休廃業・解散企業の売上高の水準は**4割に満たず**、また、休廃業・解散に至るまでに、徐々に**事業を縮小**させている（図表1－3－7参照）。⇒廃業準備のために、売上を減少させていっている場合も考えられるが、意図せずに売上高の減少を続けた後に、休廃業・解散する企業もいると考えられる。

図表 [1－3－7] **休廃業・解散企業の売上高（中央値）の推移**

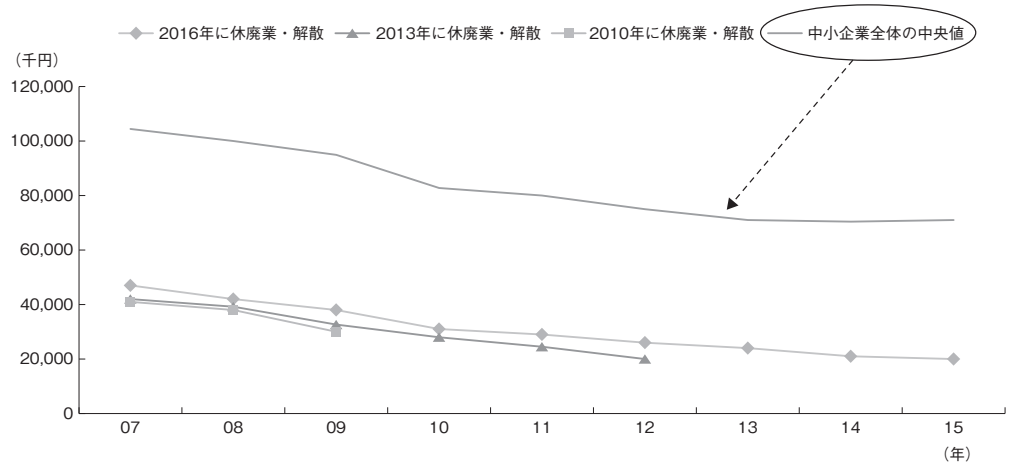

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注） 1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算売上高が有効回答の企業を集計している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.128をもとに作成）

2）休廃業・解散企業の**純利益**の中央値の推移を見ると、中小企業の中央値に比べて**低い**水準となっている（図表1－3－8参照）。⇒収益状況が徐々に苦しくなった後に、休廃業・解散を決断していると考えられる。

図表 [1－3－8] **休廃業・解散企業の純利益（中央値）の推移**

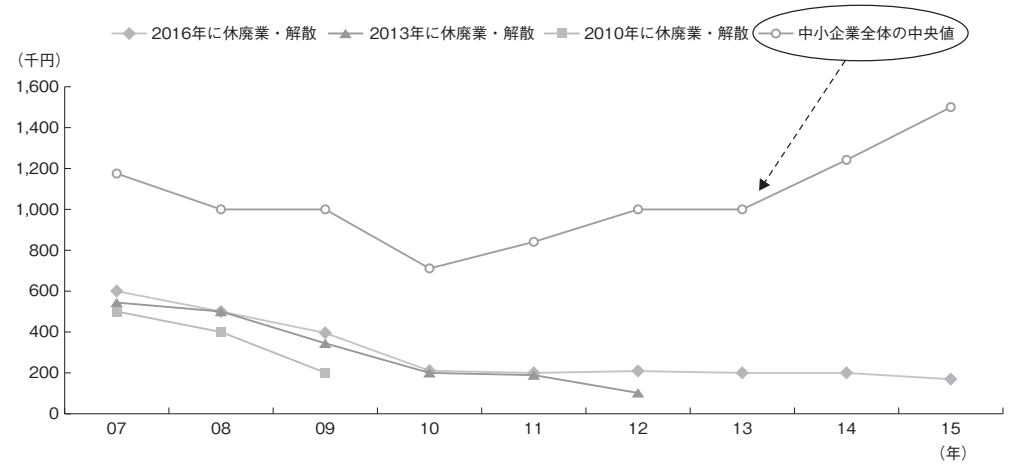

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注） 1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算利益金が有効回答の企業を集計している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.129をもとに作成）

3）休廃業・解散企業の**売上高純利益率**の中央値の推移を見ると、2016年、2013年に休廃業・解散した企業の2007年時点の売上高純利益率は、むしろ中小企業の中央値よりも**高い**水準にあり、その後、徐々に中小企業全体との**差が開く**形で低下し、休廃業・解散するに至っている（図表1－3－9参照）。⇒収益状況が徐々に苦しくなった後に、休廃業・解散を決断していると考えられる。

図表 [1−3−9] **休廃業・解散企業の売上高純利益率（中央値）の推移**

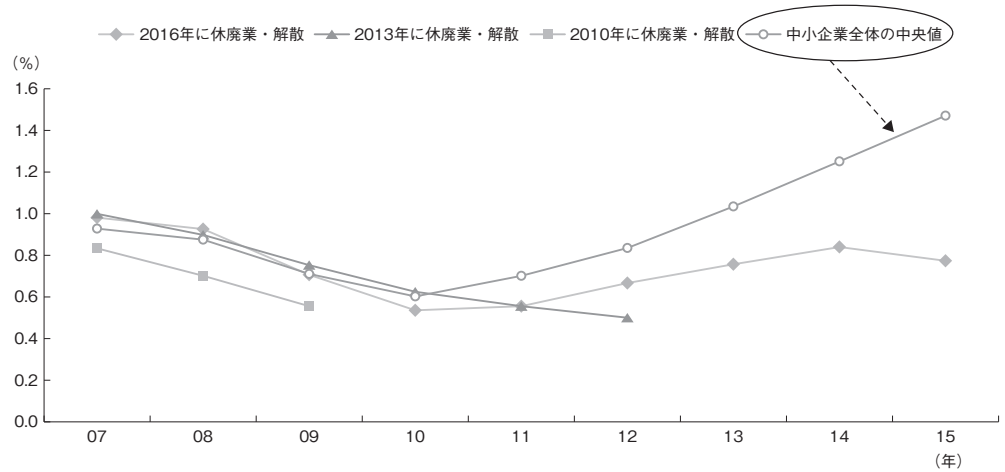

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注） 1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算売上高及び当期決算利益金が有効回答の企業を集計している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.129をもとに作成）

4）2016年休廃業・解散企業の、2007年時点と2015年時点の**売上高の分布**の推移を確認すると、図表1−3−10に見るように、売上高０円以上1,000万円未満に位置する企業の割合は、2007年から廃業前年の2015年にかけて、大きく増加しており、**休廃業・解散する直前に売上高が小さくなる**傾向にある。他方、１億円以上10億円未満に位置する企業は、2007年に比べ2015年では減少しているが、なお12.7％存在し、**売上規模の大きい休廃業・解散企業が一定数いる**ことがわかる。

図表 [1−3−10] **2016年休廃業・解散企業の売上高の分布の推移**

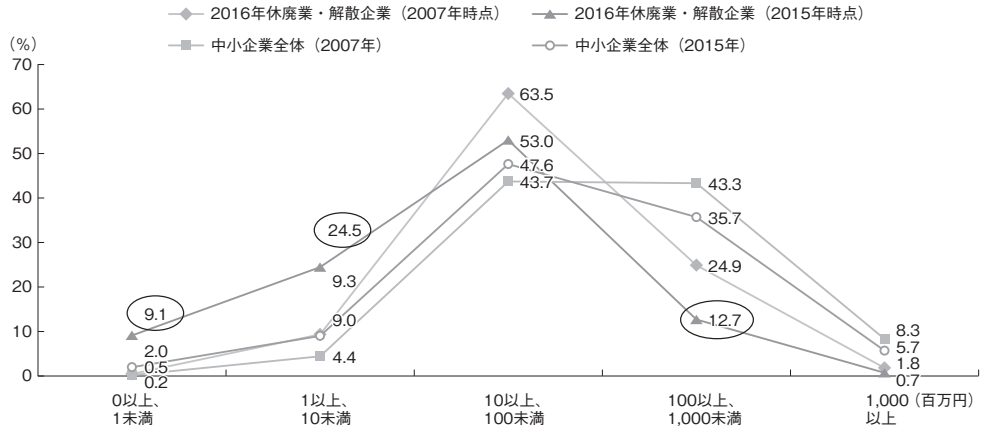

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注）1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算売上高が有効回答の企業を集計している。
4. 売上高上位1%値超の企業は外れ値として除外している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.130をもとに作成）

5）2016年休廃業・解散企業の**純利益の分布**の推移を確認すると、図表1−3−11に見るように、純利益が▲1,000万円以上０円未満である企業の割合は、2007年に比べ、2015年が大きく増加しており、中小企業全体の赤字企業の割合が微増にとどまるのに対し、休廃業・解散する企業は、**休廃業・解散の前年に赤字**になっている企業が多い。他方、休廃業・解散する前年の2015年の時点で、66.4%（注：四捨五入の関係で66.5%にはならない）が黒字または純利益０円となっており、純利益０円と回答した企業が一定数いることを勘案しても、**直前まで黒字の状況で休廃業・解散する企業**のほうが多い。

図表 [1−3−11] **2016年休廃業・解散企業の純利益の分布の推移**

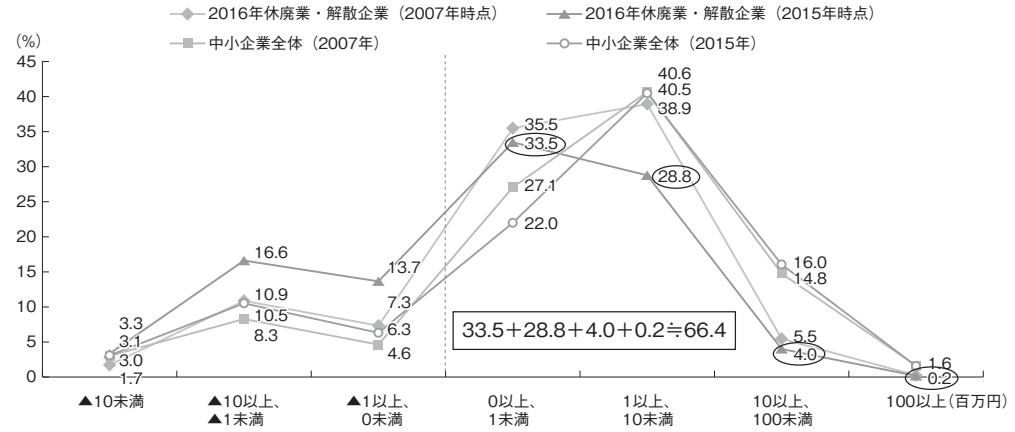

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注） 1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算利益金が有効回答の企業を集計している。
4. 純利益上位１％値超と下位１％値未満の企業は外れ値として除外している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.131をもとに作成）

6）2016年休廃業・解散企業の**売上高純利益率の分布**の推移を確認すると、図表1−3−12に見るように、売上高純利益率が▲５％未満である企業の割合は、2007年から2015年にかけて大きく増えており、**休廃業・解散に至るまでに業績が特に厳しくなった**企業がいたことがわかる。売上高純利益率が10％以上の企業の割合も、2007年に比べ2015年のほうが増えており、**収益状況が好調な状態で休廃業・解散する企業**も一定程度存在する。⇒休廃業・解散する直前の中小企業の収益状況は**二極化**している。

休廃業・解散企業の利益率は、解散などの数年前までは中小企業全体に遜色ない水準であるが、徐々に利益率を減少させ、休廃業・解散するに至る傾向にある。収益状況が悪化していく前に、早めに事業承継を見据えた経営改革または廃業の準備をすることが重要といえる。

図表 [1－3－12] **2016年休廃業・解散企業の売上高純利益率の分布の推移**

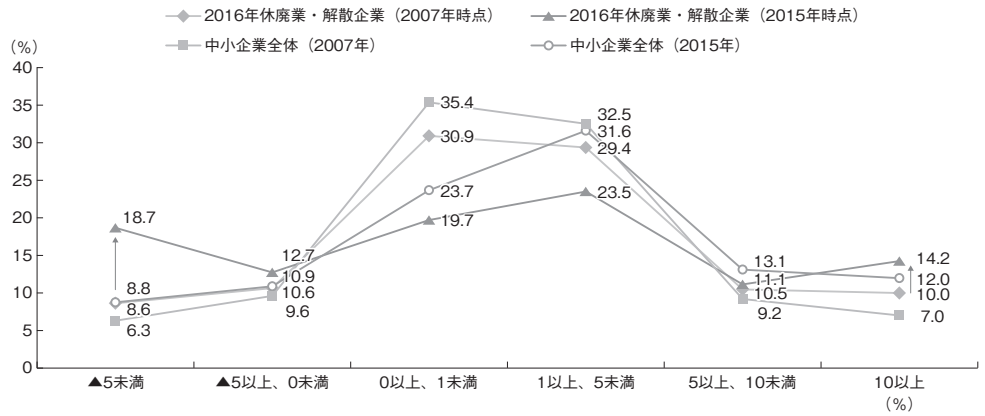

資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
（注） 1. 各年9月時点の企業情報ファイルを対象としている。
2. 民営、非一次産業の中小企業を集計している。
3. 決算月数が12か月かつ、当期決算売上高及び当期決算利益金が有効回答の企業を集計している。
4. 売上高上位1%値超、純利益上位１％値超と下位１％値未満の企業は外れ値として除外している。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.132をもとに作成）

4 経営者引退の実態

❶▶経営者引退前の状況と取組

「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」に基づく、「経営者引退前の状況と取組」の主要なアンケート結果は図表1－3－13のとおりである。

図表 [1－3－13] **「経営者引退前の状況と取組」のまとめ**

経営者引退決断前３年間の売上高の傾向	廃業した経営者の７割以上が、**売上高が減少傾向**にある中で、経営者引退を決断している。
経営者引退決断時の営業利益の傾向	廃業した経営者は、約半数が２期以上連続赤字となった末に経営者引退を決断している一方、**約半数**は、直近２年間のうち少なくとも１年が**黒字**であったにもかかわらず経営者引退を決断している。
経営者引退決断時の事業資産と負債の状況	廃業した経営者の**約３割が負債超過**の状況で、経営者引退を決断している。
経営者引退を決断した理由（事業承継した経営者）	「後継者の決定」（49.4%）が最も多く、次いで「経営者本人の高齢化・健康上の理由」（44.1%）が多い。
経営者引退を決断した理由（廃業した経営者）	「経営者本人の高齢化・健康上の理由」（56.9%）が最も多く、次いで「業績の悪化（事業の見通しが立たない）」（46.1%）が多い。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.133～136をもとに作成）

❷▶経営者引退に際した借入金の状況

❶ 無借金企業の割合

無借金の中小企業の割合は2000年代まで増加した後**横ばい**傾向にあり、2017年度では**34.2%**の中小企業が無借金となっている（図表1－3－14参照）。

図表 [1－3－14] **企業規模別に見た、無借金企業の割合**

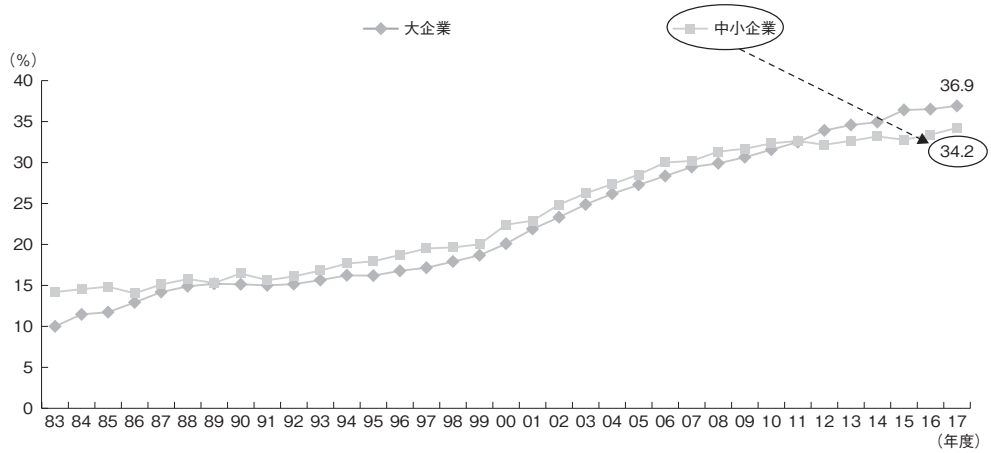

資料：財務省「法人企業統計調査年報」再編加工
（注） 1. ここでいう無借金企業とは、前期末及び当期末に金融機関からの借入れがない企業をいう。
2. ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、大企業とは資本金10億円以上の企業をいう。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.145をもとに作成）

❷ 経営者引退に際した借入金の状況

「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」によると、**事業承継**した企業のうち、**44.5%が無借金**となっている。また、**廃業**した企業が借入金を有する割合は22.7%にとどまっている（＝無借金の割合は77.3%）。⇒経営者引退を決断する前に、借入金を完済した企業が多いためと推察される。なお、事業承継した企業の中には、借入金を完済できないことを理由に、廃業を選択できなかった企業もいる可能性が考えられる。

❸▶経営者引退後の生活

「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」に基づく、「経営者引退後の生活」の主要なアンケート結果は図表1－3－15のとおりである。

図表 [1−3−15] **「経営者引退後の生活」のまとめ**

直近1年間の生活資金（事業承継した経営者）	「**公的年金**」（81.0%）が最も多く、次いで「勤務収入」（54.7%）が多い。
直近1年間の生活資金（廃業した経営者）	「**公的年金**」（84.5%）が最も多く、次いで「貯蓄の切り崩し」（37.9%）が多い。
現在の雇用形態（事業承継した経営者）	「会社・団体などの役員」（43.6%）が最も多く、次いで「無職」（26.4%）が多い。⇒法人企業では、経営していた企業の代表を退いた後も、役員として在籍している場合が一定数いると推察される。
現在の雇用形態（廃業した経営者）	「**無職**」（69.5%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト」（9.1%）が多い。⇒廃業した経営者は、年金生活が主になっている。
現在の生活が不満足な理由（事業承継した経営者）	「**経済的余裕がない**」（55.1%）が最も多く、次いで「健康上の問題」（41.5%）が多い。
現在の生活が不満足な理由（廃業した経営者）	「**経済的余裕がない**」（67.2%）が最も多く、次いで「健康上の問題」（43.9%）が多い。
現在の生活が満足な理由（事業承継した経営者）	「**時間的余裕がある**」（67.0%）が最も多く、次いで「精神的余裕がある」（63.0%）が多い。
現在の生活が満足な理由（廃業した経営者）	「**時間的余裕がある**」（74.2%）が最も多く、次いで「精神的余裕がある」（67.4%）が多い。⇒事業承継・廃業にかかわらず、経営者としての多忙さや責任感から離れ、肩の荷が下りたと感じている者が多いと考えられる。

（『中小企業白書2019年版』中小企業庁編　p.152〜156をもとに作成）